

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成22年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成22年3月18日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成22年3月18日 木曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後9時5分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第10号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第11号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 3 乙第14号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 4 乙第24号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 請願第1号、陳情平成20年第41号、同第43号、同第50号、同第53号、同第57号、同第59号、同第63号、同第64号、同第66号、同第67号、同第72号、同第78号、同第82号、同第90号、同第93号、同第99号、同第105号、同第107号、同第110号、同第112号、同第122号の2、同第125号、同第134号、同第136号、同第137号、同第142号、同第148号、同第149号、同第162号、同第175号の2、同第187号から同第189号まで、同第192号、同第195号、同第199号、同第201号の2、陳情平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第32号、同第33号、同第41号、同第50号、同第52号、同第57号、同第60号、同第61号、同第63号から同第65号まで、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第99号、同第105号から同第108号まで、同第110号の2、同第112号、同第113号、同第116号、同第117号、同第112号の2、同第131号から同第133号まで、同第137号から同第139号まで、同第142号、同第145号、同第148号、同第149号、同第153号、同第159号、同第160

号、同第178号、同第189号、同第190号、同第191号の2、同第192号、同第193号、同第196号、同第197号、同第200号、同第203号から同第205号まで、同第210号、同第213号、陳情第1号、第2号、第4号、第7号、第8号、第14号、第16号、第20号、第23号、第24号、第27号から第33号まで、第38号、第40号から第42号まで、第46号、第48号、第49号、第52号及び第53号

6 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員長	赤 嶺	昇 君
副委員長	西 銘	純 恵 さん
委員	桑 江	朝千夫 君
委員	佐喜真	淳 君
委員	仲 田	弘 毅 君
委員	翁 長	政 俊 君
委員	仲 村	未 央 さん
委員	渡嘉敷	喜代子 さん
委員	上 原	章 君
委員	奥 平	一 夫 君
委員	比 嘉	京 子 さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

文化環境部長	知念建次君
平和・男女共同参画課長	瑞慶村むつみさん
環境政策課長	安富雅之君

自然保護課	長	久田友弘君
教育	長	金武正八郎君
教育管理統括監		岩井健一君
総務課	長	島袋道男君
総務課教育企画監		嘉数卓君
財務課	長	平敷昭人君
施設課	長	前原昌直君
県立学校教育課	長	諸見里明君
県立学校教育課特別支援教育監		東風平朝淳君
義務教育課	長	上原敏彦君
保健体育課	長	渡嘉敷通之君
文化課	長	大城慧君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第24号議案の4件、請願第1号、陳情平成20年第41号外122件及び閉会中継続審査（調査）についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、文化環境部長及び教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第24号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 それでは、教育委員会所管に係る議案の説明をさせていただきます。

議案書70ページをお開きください。

乙第24号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、児童生徒数の増減により学校職員定数を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、学校職員定数について県立高等学校の4351人を4324人に27人減、県立特別支援学校の1594人を1611人に17人増、県立中学校の14人を15人に1人増、市町村立小学校及び中学校の9174人を9161人に13人減、

合計15133人を15111人に22人減に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は、平成22年4月1日からとしております。

以上が概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 今の説明では、実際の必要学級数と教員数があっているのか、なかなかわからないのです。できましたら学年別ということで、前もって増減について資料をいただきたいということをお話ししたのですが、小学校の増減をお尋ねして、中学校はどうか、特別支援学校は先ほど言いました。小学校は学年別をお願いいたします。

○上原敏彦義務教育課長 まず、小学校の場合、今現在の児童数ですが、1学年では30人の減でございます。2学年は505人の減でございます。3年生は28人の増です。4年生は59人の増です。5年生が148人の減です。6年生が374人の増です。総計しますと、222人の減となっております。

なお、教職員定数につきましては、学校の総学級数により算定されるため、学年ごとの教員の増減については、現時点においては把握しておりません。

○西銘純恵委員 小中学校で9174人から9161人ということでしたが、今小学校の生徒数は減になるということだったのですけれども、小学校と中学校に分けての教員の定数の増減についてお尋ねいたします。

○上原敏彦義務教育課長 小学校が、平成21年度が5683名、平成22年度が5698名で増減は15人の増でございます。中学校が、平成21年度が3491名、平成22年度が3463名で28名の減でございます。平成21年の小学校、中学校のトータルでございますが、9174名です。平成22年度が9161名でトータルで13名の減となっております。

○西銘純恵委員 これは何に基づいた定数でしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 県費負担教職員定数の条例を定めることの法的根拠につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条に基づき条例で定数を定めております。

○西銘純恵委員 法律は何でしょうか。1クラス何人ということでの定数の人数でしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条でございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、1クラス40人ということですか。

○上原敏彦義務教育課長 はい、そうでございます。

○西銘純恵委員 特に、小学生についてお尋ねするのですけれども、知事の公約では小学校を30人学級にする、少人数にするということで公約をされて、今年度11月で4年間の任期が切れるということで、知事の公約との関連でお尋ねしたいのですけれども。当初、知事が就任をなされたときに、皆さん資料をお持ちだと思うのですけれども、うちの前田政明議員が委員会審査の中で、このときも沖縄県学校職員定数条例の一部改正のときの委員会のやりとりなんですけれども、知事は30人学級を公約をされた。そうしますと、30人にすれば新たに小学校で6年生まで何人の教員が必要なんでしょうか。そして、予算としてはどれだけ見込んでいるのでしょうかという疑問をしています。これを踏まえて、皆さんこの間やってきたと思うのですけれども、当時の見込みの数字と、そして現時点で30人学級、1年生、2年生ということではかこの間言っておりませんけれども、1年生、2年生で30人に至らなかったクラス数、それとまだ3年生から6年生までの30人学級にしたときの教師、当初の計画から今あと何名必要とするかというところをお尋ねしたいと思います。

○上原敏彦義務教育課長 公立小学校、全学年で30人学級を導入した場合は603人の教職員増が見込まれています。その平均給与で試算いたしますと、年間約39億円程度の経費が必要とされております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が実施状況を確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

上原敏彦義務教育課長。

○上原敏彦義務教育課長 平成21年度でお答えいたします。まず1年生、実施された学級と、されない学級です。実際されたのが547学級、されていないのが91学級でございます。2年生の場合は、実施されているのは532学級、まだ実施されていない学級が113学級でございます。実施していない理由につきましては、施設面が一つの問題です。それから、児童数が見込まれていない、それと下限25人というのがございまして、それにひっかかる学級等が実施されておられません。

○西銘純恵委員 最初に30人学級を小学校で実施をしたら、新たな教師603人ということでおっしゃったのですけれども、平成19年当初の議会での数字と違うのですよ。だからどうしてなのかなと。当初は641人という答弁と、そして1、2年生で実現する240人の教職員増が見込まれるとか、この数字が適当な数字だったのですか。それとも今おっしゃっているのは何を根拠にして話されているのかよく見えないのですよ。ちょっと数字がそんなに簡単に動きますか。

○上原敏彦義務教育課長 今年度のは平成21年5月1日現在のデータで出しておりますので、児童数の減に伴う学級数の減とかがありますので、そういう差が出てきていると考えられます。

○西銘純恵委員 4年前は641人の教師をつけて30人学級という数字をはじいたけれども、去年の5月1日時点では603人必要だという変動があるのは当然です。今、私は当初のことをお尋ねしたけれども、そういうことをおっしゃらないので、それで押さえておきますけれども。少なくとも今年度5月1日から新しい年度が発します。それで知事が公約に責任を持つという立場でありながら、なおかつそうすれば定数そのものが小学校で先ほどプラス15人と言われましたけれども、さらに603人という数字が本当は出てくるのではないのかと。定数そのものを公約に掲げて、それに向けた定数をつくって努力をしないのですかということをお尋ねしたいのですよ。これはあくまでも公約はそのときだ

けのものであってという立場をとるのだろうかと思っているのです。定数についてよろしくお願いします。

○金武正八郎教育長 知事の公約は、御存じのように教育力、沖縄の中で小学校において1クラス30人学級の導入をいたしますと。知事の公約を受けまして私たちは平成20年度は1学年をまずスタートさせて、加配定数を用いて実施いたしました。2年目であることしは2年生に導入いたしまして今実施しているところでございます。3年生以降については、これからどうするかということについては、国の動向とか、その実際の実施状況とかを踏まえてこれから検討するところでございます、その年度、年度においてその定数の確保については私たちはしっかり30人学級ができるように配慮しながら取り組んでいるところであります。

○西銘純恵委員 これは定数を削っていて30人をふやしますということは通らないのですよ。ですから、少なくとも1、2年生で実施していますと言われるものであっても、まだ204学級できていないと、明らかに言われているわけですよ。そうすれば少なくとも204学級が実施できる定数という枠はやらなくてはいけないし、ただこの4年間という知事の任期がありますから、それからすれば603人という数字は定数の中に含めて当然ではないでしょうか。

○金武正八郎教育長 教職員の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律がありまして、その中に実際の本則定数、政令定数に県単独の定数を加えまして条例定数ということございまして、その中に加配定数もその中に込めて、つまり30人学級については1年目は128名の加配定数を確保して実施しております。そして、2年目は180名の加配定数を文部科学省のほうから確保して実施しております。

○西銘純恵委員 加配で充てるということについても私は疑義を持っているのです。なぜかというと、沖縄県が単独で国の基準は40人ということになっているけれども、でも知事として30人をやりますということであれば、県単独で先ほど年間39億円かかりますという、その数字をきちんと予算化して、そして単独で沖縄県が独自に正教員を採用すると、こういう立場に立っていないというところが一番問題があると思っています。ですから、加配とか、臨時的任用職員とかをひとつわきにおいていて、その知事公約の実現のことと国の法律との関係で、県は予算化も含めて、定数もきちんと県単独で持つというところに立

っていないのではないかと、これについて。

○**金武正八郎教育長** 先ほど申し上げたように、知事の公約で1クラス30人学級の導入を目指すということを受けまして、私たちは国のほうに加配定数を要求しました。加配定数というのは、毎年、来年は幾らという形で要求していくわけですが、それを年度ごとに1年目は1年生に導入するための定数を確保しましたし、2年目は180名という、今年度は180名を要求して180名を確保して30人学級の実施に努めております。

○**西銘純恵委員** そうしますと、県単独ではなくて加配でなされると。そうしましたら、少なくとも1、2年生の未実施学級の204学級と、少なくとも603学級ですよ、まだできていない。これについて加配の申請をなさったのでしょうか。やる具体的な行動をとられたのでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 1、2年生で設置していないところは決して設置をしないというわけではなくて、まず教室があいていないということと、あと1点は25人という下限をつけてそういう中でやむなく配置できないというものでありまして、この要求は指導工夫改善ということで、全学年について要求しております。ですから、その中で大体人数を要求をして、それに応じたものについてはちょっと私たちが要求したものについては、少し人数が、ほかの人数については少人数指導というTTとかそういう形で3年から中学3年まで利用しています。

○**西銘純恵委員** 加配の目的別加配というのがあると思うんですけれども、今この加配の皆さんを700名余すべてこの1、2年生の実施のところに使っているわけではないと思うのですよ。ですから6年生までの実施のときに全学年で加配を要求していると言われましたけれども、実際は今の答弁であれば、加配も含めて、県単独も含めて6年生まで実施をするという意志があればできる問題ではないですか。それからもう一点、1、2年生でできていないところを施設の問題に言われましたけれども、これは市町村の責任というところをあえておっしゃらなかったのですが、実施をするということになれば—この間一般質問でもやりましたけれども、宜野湾市の第二小学校は、耐震の問題とか実際はできたけれども、そのまま実現できていなかったという問題もありますよ。ですからこの施設問題と言われるところを、1、2年生では実施していますとおっしゃるのであれば施設問題も今年度中に解決をして、あとどれだけ実現でき

るというような見通しを示してほしいです。

○**金武正八郎教育長** 施設の件については、施設課長が今市町村と調整しているのを申し上げます。

○**前原昌直施設課長** 施設につきましては、御承知のとおり設置者が対応することになっておりまして、その中で補助対象といいますか、40人を基準にして対応しますけれども、その中で教室の不足があればその分の対応はできるという状況でございます。

○**金武正八郎教育長** 30人学級の実施につきましては、最初から6年生までという形で国に要望はしておりません。まず、平成20年度は、平成19年度にまず1年生に実施をするという形で、教室数、実際にはめられる数等を把握して国に要求して、確保をして実施をしております。ほかの2、3年から中学3年まではいろいろなTTとか、学校によってはまだまだ少人数学級よりもTT、少人数指導がいいという形で私たちのほうは市町村も進めております。ですから3年生以上につきましては、市町村の意向、学校の意向、学校がどちらのほうにより子供たちの教育効果にいかどうかそういうものを検証しながら研究していくということで、3年生以上についての研究をしているところでございまして、1、2年について現在実施をしているところであります。

○**西銘純恵委員** 今の答弁は言い逃れではないかと指摘をしたいと思うのですよ。少人数学級というのが本当に知事が明確に公約をされたと。だから公約をしたことを最初から全学年は考えていませんということを答弁なさるのですかというのを聞きたいのですよ。小学校で30人学級を実現しますという公約ですよ。小学校で全学年でと言っていますから、それを今TTとか、少人数指導とか言われること自体が、選挙のときはごまかしたのですかと。30人学級は県民の声として小学校で導入してほしいという声があったから、出しましたと。実際は知事になったら、いや2年生までですよ。そしてあとは少人数の指導で終わりますよと、これでは公約というわけにはいかないのですよ。責任を持って、やっぱり県民に約束したことは実現の立場でどうしているかということが問われますから公約しませんでしたということなんですか。それともう一つは、40人の基準で施設ができるところは1、2年生の件ですよとおっしゃいましたけれども、例えば県が施設問題も公約に責任を持つのであれば、例えば県単独で、プレハブ一緒につくりましようとか、ここら辺までいくべきなので

すよ。そういう議論はなされたのですか。実施の、実現のために施設問題もきちんと練り上げがあったのですか。

○前原昌直施設課長 市町村に対しては、1つは余裕教室の活用をしてくださいということをおっしゃっています。先ほども申しましたが、実際にこういうこの施設整備等をやるのは設置者の責任でございますので、県がやるのはちょっと厳しい状況です。

○西銘純恵委員 今回の答弁を聞きましたら、知事に伺いたいと思うのですよ。だから施設問題も含めて30人学級にするためには、どういう問題があると、予算ももちろんありますし、施設、教室がなければ30人学級ができないということは当初からわかることですよ。それをあえてやりますと公約したからにはこの問題を明確にするべきですよ。市町村ですでは通りません。

○金武正八郎教育長 知事は、皆さんこれは御存じだと思いますけれども、小学校において1クラス30人学級の導入を目指しますということで、これを受けまして、私たちもこの2年間をかけて、まず1年生に導入、2年生に導入してまいりました。ですから3年生につきましては、今後、他都道府県の状況、それから1、2年のそういう成果等を踏まえてやっておりますので、そういう形で公約の趣旨は実現されて、踏まえているのではないかなと私は今認識をしておりますけれども。

○西銘純恵委員 公約、目指しますということで、少しばかりが入ったのですが、もうちょっとこの件は次にします。今、目指しますということで、今答弁ありましたけれども少なくとも2年生までやりますということは明確にしました、議会でもやりました。だから2年生までの未実施について、どうなさるのか。これから先にお願いします。議会の中では、明らかに平成19年度は1年生でやります。平成20年度は2年生でやりますということでやってこられた。1年生もまだできていないところがあるという現実と、議会でのやりとりとの関係で実現する意志はあるのですか。

○金武正八郎教育長 30人学級の導入につきましては、知事の公約を受けて30人学級の導入を目指しますということを受けまして、私たちは平成19年度にまずは1年生から導入しましょうということで、決して2年生まで初めから行っておけではなくて1年生に導入をしますと。そのときも、では2年生はどうし

ますかということについて1年生も実績状況を踏まえて、国との動向を踏まえて2年生の導入も検討しますという形を、スタンスをお話ししております。今回は2年生に導入して、現在3年生以降についてはどうしているかということを検討している途中でございますので、やっぱり知事の公約に基づいて私たちは作業を進めているつもりでございます。

○西銘純恵委員 この件については、いずれにしても小学校の全学校で30人学級を目指すということで、知事がやっているということで、まだ1、2年生でも不完全と。それから小学校の全学年ということになれば、まだと。でも残りはまだ1年切っているのですよ。だからそれで、実際は目指すということであれば、少なくとも教職員定数は30人学級の定数でやるべきだということを、今の定数条例との関連でこの小学校では15人定数増ということは少なくとも公約との関係ではまだ問題があるのではないかと。定数はきちんとこの目指しているものに合わせてやっておかないと途中で定数変更というわけにはいかないわけですよ。5月1日から、4月から出発しているわけですよ。だからそういう意味でこの定数は知事公約との関連では大いに問題があると指摘をしたいと思えます。

もう一点、特別支援学校、17人の増ということですがけれども、幼稚部の問題もありました。去年の10月21日付で、皆さん幼稚部特別支援学校の幼稚部は、学級は11学級、そして高等学校も学級数どれだけですか、決めていますよ。これに変更がありますか。今度の特別支援学校について、現年度、そして新しい定数の増減についてお尋ねいたします。

○東風平朝淳特別支援教育監 全体で1611名の条例定数です。小学校、中学校の教諭につきましては増減はございません。小学校、中学校の寄宿舎がプラスの12名の増です。そして、高等部教諭につきましては8名の増になっております。これは学級数の増にかかわって8名の増です。高等部の寄宿舎につきましてはプラスの1名ということでございます。あと、学級数の増で教諭の増になってございます。幼稚部の教諭数につきましては18名となっております。

○西銘純恵委員 プラスですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 増減はゼロです。

○西銘純恵委員 高等部からいきたいと思うのですが、高等部の受験者一高等

部は受験をしてやっていますけれども、普通学校の高等学校の合格率というのは90%を超えていると思うのですよ。特別支援学校の高等部の合格率－受験者に対する、これは推移はどうなっているのでしょうか。

○東風平朝淳特別支援教育監 高等部につきましては、100%の入学となっております。

○西銘純恵委員 毎年ですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 はい、そうです。

○西銘純恵委員 高等特別支援学校、合格率はどうですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 全体で117名受けて45名が合格しております。分教室につきましては、中部農林高等学校分教室が9名、南風原高等学校分教室が10名合格しております。

○西銘純恵委員 117名は分教室も入れた受験生でしょうか。そして、去年は受験者75名に対する45人合格で、合格率は平均でどうなりますか。今年度は合格率が落ちているのかと思うのですが、率を出していただけませんか。

○東風平朝淳特別支援教育監 平成20年度は60%です。平成21年度は55%となっております。

○西銘純恵委員 今、117名の受験生は今年度のものでしょうか。平成21年度を私が計算したら60%なのですよ。75人受験して合格が45名で60%、今年度が117人受けて45人合格ということであれば、パーセンテージは40%台に落ちるのかなと思ひまして、合格率をお尋ねしているのですよ。

○東風平朝淳特別支援教育監 訂正いたします。平成21年度が60%、本年度でございます。次年度、平成22年度が55%ということです。

○西銘純恵委員 この55%に合格率が落ちている、それも分教室を入れての数字だと思うのですよ。ですから、分教室がなくて117人の皆さんが特別高等支援学校に対しては75人前後で受験生が推移してきたのが、平成22年度は100人

を超えたという皆さんの整備計画で前にも指摘しましたけれども、普通学校に通う子供たちは減少傾向にあった、10%前後。だけれども、障害を持つ子供たちが20数%ふえていると。それからふえるだろうというところで追いついていないというのが今出たと思うのですけれども、この高等支援学校、合格率55%ということはこの支援学校で教育を受けたいとするふり分けられた、落とされた生徒たちの教育を受ける希望や権利をどう保障するかというところでは全員が受けられる体制に、普通高校でしたらほぼ合格率は100%近いのですよ。その立場に立っていないのではないかとということで、高等支援学校がふやす立場で教員増、クラス増、学校増、そこに持っていくべきではないでしょうか。枠を決めてこれ以上は受け入れません、とりあえず分教室にしましたということでは問題は解決できないと思うのですよ。急速に合格率が60%から55%に落ちた、次年度はもっと落ちる可能性は高くなると思うのですよ。だから、今年度中に教員定数の問題も含めて学校整備は取り組まないといけないのではないのでしょうか。教育長の答弁を伺いたいと思います。

○金武正八郎教育長 高等部につきましては、特別支援学校がある学校の高等部に関しましてはすべて希望すれば受け入れております。そして、高等特別支援学校につきましては、その中から軽度の子供たちで職業的な社会的自立がより高い子供たちについてそういう教育の機会を与えようということで設置してございます。まず、そのために入試期間もずらしております。高等特別支援学校は1月14日、15日に試験をしまして、1月にも発表いたします。その後、そこでケアができなかった子供たちを各特別支援学校があります、その高等部にまた受験をして全員そこで学ぶというシステムをとっております。決して高等特別支援学校を希望してできないということではなくて、各特別支援高等部においてもその高等特別支援学校と同じような支援体制、指導、いろんな技術支援については取り組んでおります。

○西銘純恵委員 先ほど合格率100%と答弁された内容を今話されたと思うのですけれども、特に障害を持っている皆さん、将来にわたっていろいろ自立できるかも含めて大変不安に思っている。そういうのもあって、特別な教育が必要だということを考慮してもこの高等支援学校に行きたいという皆さんが、行けるような、合格できるような手だては必要ではないでしょうか。

○金武正八郎教育長 やはり、高等特別支援学校への希望者は毎年多いです。大体2倍くらいと言われております、そういうことがございますので。やはり時

期編成整備計画の中でそういうことも含めながら、高等特別支援学校がまた必要なかどうか、そういうところもやっぱり検討していく必要があるのではないかと考えております。そこのところで、いろんなどころから意見を聞いて、またそういう子供たちのこれからの応募状況、どのくらい希望者がいるのかも含めて検討して時期編成整備計画の中で検討してまいりたいと思います。

○西銘純恵委員 幼稚部についてお尋ねします。増減なしということですがけれども、実際はさっき幼稚部の件でもクラス増ですよ。そして、八重山特別支援学校でも次年度は学級を、幼稚部を開設すると。そして島尻特別支援学校とかほかの地域でも幼稚部の入所希望がふえたわけですよ。クラス、教師の増減なしというのが納得できないのですよ。説明をお願いします。

○金武正八郎教育長 特別支援学校の幼稚部を設置している学校は8校ございます。そこに対して18名の教諭をやっております、その8校の中で、毎年、定員とかその生徒の入学状況が違いますので、その間で18名で教諭を移動しております。単純計算すれば2. 幾らかという形になります。済みません。先ほどの教諭の件ですがけれども、18名というのを訂正いたします。17名です。

○西銘純恵委員 前年度と増減なしで、17人と。8校に配置すると。そして現年度は7校ですよ。八重山特別支援学校にも配置しますよ。そして、幼稚部は1クラスあれば教師は2人とおっしゃったのですよ。今8校になるので、1クラスずつあったにしても16名ですよ。17名ということですが、ほかの幼稚部、今度は数字が出てくると思うのですけれども、生徒の増も含めて、そして重複の場合は小学校でも3名の生徒に1名の教師ですよ。幼稚部も、もっと若い年齢、3歳から四、五歳ですよ。本当はもっと教師配置を厚くしないといけないと思うのですよ。17名という教師は生徒数、どのような障害の程度があって、どのような配置をしているのか、少し詳しく説明願えますか。

○金武正八郎教育長 小学校と中学校の教員配置と違って、幼稚部の配置につきましては教員1名について生徒8名までという定員しかありません。ですから、重度障害であろうが何であろうが、3名に1名とか義務教育の中ではあるのですけれども、幼稚部のほうではございません。そして、私たちの具体的な教員の配置については、1学級に教諭1名配置すると。ですから、10学級あれば10名の教員を配置します。そのあと、生徒の人数について、1名ないし2名

については職員を1名入れる、これは教員1名になります。そして、幼児数が3名ないし4名に対しましては、教諭1名に対して教諭間または介助員を1名加える。そして、幼児数は5名以上の場合は職員3名ですから、まず教諭を配置して、あとの2名は教諭か介助員を配置するという形でこれまで配置をしてくれています。

○西銘純恵委員 そうしますと、美崎特別支援学校幼稚部は11名の応募があったということですが、単純に見ても、今8学校あって、1クラスは最低あると見ましても16名いるのですよ。16名は必要ですよ。1クラスにプラスワンということですか。

○金武正八郎教育長 学級にまず教諭1名を配置すると。あとは5名以上の場合は3名配置しますけれども、1名は教諭を配置しまして、あとの2名については教諭か介助員を配置する。ですから介助員2名の場合もありまして、教諭2名、介助員1名教諭が多いときは教諭が3名になる場合もあります。

○西銘純恵委員 これは規則か何かでやっているのでしょうか。そして、前の委員会質疑の中では幼稚部は1クラス、クラス担任が1名、プラス1人ということで、教師は1クラスであっても2人になりますという説明を委員会などでもやってこられたと思うのですが、それは違いますか。きょうも最初の説明では8学校ありますので、最低1クラスと見て2倍の2名つきなので、16名と。プラス1になっている17名だとおっしゃったと思うのですが、それを訂正なさるのですか。

○金武正八郎教育長 生徒1名について、教諭を2名つけたということはございません、生徒1名のときは1学級ですから。まず基本的に申し上げますと1学級があれば教諭1名、配置します。あとは幼児数の人数によって、何名配置するかは決めるわけです。ですから1名ないし2名に対しては職員は1名ですが、その1名は先ほど申し上げました、基本的1学級に1名という教諭が1名です。そういう1名です。そして、3名ないし4名の児童数があるときには、職員は2名です。教諭が先ほど1学級に1名というのと、あとは教諭か介助員を位置づけると。

○西銘純恵委員 幼稚部の総生徒数、児童数、全員の人数だけお尋ねします。

○金武正八郎教育長 39名です。

○西銘純恵委員 きょう合格発表ということであっても、数字的にはおわかりではあったと思うのですけれども、ただ指摘したいのは学級定数が確定するのは5月1日なのです。小学校以降は、そうですよ。だから定数が先に出てくると、教員定数が。5月1日に確定をしたあとで増減がある、クラスの変動があるというときに対応できている人数なのかということも1点指摘をして幼稚園はこれで終わって。もう一つです、もう一つ。教員定数の問題で、定数の中にこの総枠の中に定数内臨時的任用です。要するに正職員になっていない数は何名ですか、加配は何名ですか。総人数で結構です。今度の定数で。

○諸見里明県立学校教育課長 平成21年度の数值なんですけれども、全体で欠員補充が813名となっております。これは小学校、中学校、高等学校すべて込みでございます。

○西銘純恵委員 これは定数内臨時的任用職員だけ。加配定数は今の定数の中には入っていないですか。

○諸見里明県立学校教育課長 条例定数の中には加配定数も含まれております。

○西銘純恵委員 それで、臨時的任用と加配、813名その2つ内訳でお答えしてほしいというのと、平成22年度はこの人数というのはどうなるのでしょうか。ふえるのでしょうか、減るのでしょうかということだけお尋ねして。今聞いているのは、定数の中にクラス担任として、きちんと交付税でも措置がされているのにちゃんと正職員で教員を採用しない根拠はないわけです。それを減らす努力をされているのかというところで、新年度どうなんでしょうかというこの2点です。臨時的任用と加配人数です。今年度どうなのか、次年度どうなのか。

○岩井健一教育管理統括監 沖縄県職員定数条例上の定数というのは、職員の上限を定めて、これから任用雇用をやっていくものでございますから、今の段階で臨時的任用が何名とかそういったものははっきり数字は出せません。そういう状況です。

○諸見里明県立学校教育課長 現在の状況で、小学校、中学校、高等学校、本

務教員数が1万906名おりまして、欠員の補充が先ほど申し述べましたように813名となっております。それとはまた別に加配数というのがございまして、それが853名、別途につきます。

○西銘純恵委員 先ほど教育管理統括監は今年度のものはまだわからないと言われたのですが、4月1日からも新学期が出発しますよ。ですから臨時的任用や加配、既にもう1700名いるわけですよ。1600名を超えて、現年度使っているわけですよ。その皆さんを減らすように手だてをとっているのでしょうか。正規で本務で採用というのをきちんとやっているのですか。数はどうなっているのですか。今年度の本務が差し引きすればわかるのですけれども、それから次年度どれだけの本務採用ということであるのでしょうか。ふえた人数で結構です。

○諸見里明県立学校教育課長 実は、人事異動がまだ正式に決まっていないという点もございまして、異動があるものですからその統計作業がちょっとおくれますけれども、大まかな数字で、例えば退職者数と採用見込み数等々からして、若干ふえる、欠員補充はふえる状況です。ちょっと数値が確定していないものですから。以上です。

○西銘純恵委員 欠員補充という表現をされましたけれども、本務教員が何名ふえるということになるのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 本務教員につきましては条例定数で22名減るわけです。

○岩井健一教育管理統括監 まず定数と任用の考え方を申し上げますと、先ほど条例定数は職員数の上限であると説明いたしました。この上限の設定に当たっては、先ほど來說明申し上げました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の法則定数、政令で定めている加配定数、県単独定数を含めて上限を設定しているのです。本来ならばこの定数に基づいてきちんとした職員が配置されるべきことが望ましいことであるのですけれども、実際上は退職者数の見込みの減とか、あるいは定数から除外されていくことになるいろいろな病気休職等もございまして、そこらあたりで本採用と臨時的任用というのがどうしても出てこざるを得ないと。それから加配定数につきましては、やはりこれは法律上定まったものではございませんので、毎年国に要請をして

もらっているということもありまして、臨時的任用に対応しているというような状況がございまして、今そういうことを盛り込みながら任用作業をやっているということでございます。

○西銘純恵委員 臨時的任用が800名を超えていると、退職があったとしても、1000名退職して加配で少しやって補ってまだ新規採用はどうなるかという話だったらわかります。それが800名を超える臨時的任用が実際はプラスを持っている加配の皆さんが定数の中で、教育を行っている身分も不安定でというのが教育として、これが認められる行為をやっているとおっしゃるけれども、これは定数としてちゃんと教師を本務として雇いなさいという立場に立って、それから優先してやるべきではありませんか。その数字もどうなるかわからないというやりとりでは、とてもではないけれども前向きな答弁ではないと思っておりますので、最後に教育長のお答えを聞いて終わりたいと思います。

○金武正八郎教育長 今、教育管理統括監も話ししたとおり、本県の臨時的任用は児童生徒や学級数の増減によって教員が変動する。そして、2点目は、少人数学級や少人数指導の加配定数が毎年動くということ。それから、勸奨退職者の見込みが難しいということ。それからもう一点は、本県はやはり僻地、離島を抱えたのが40%あるわけです。そして、一家が移転することによって、小学校、中学校が閉校になって、8名の職員が浮くということがあるわけです。今回も御存じのように鳩間小中学校で一つの家族が動いただけで、職員が8名減になるわけです。そういうことがうるま市でも小学校に1人いたり、そういう僻地校がいっぱいあるのです。そういう40%の動く中でそういうことを見込んでやむを得ずやっているところがございます、しかしそうはいつでも子供たちの教育環境を整備することは大変重要なことでございますので、私たちとしては教員の変動をしっかり把握して、そして定年する数もしっかり把握して、加配定数もしっかり毎年把握できるようにして、やっぱり正職員の増加に努力をしてまいりたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 1点だけお尋ねします。先ほど30人学級について、1年生、2年生について合計にすると未実施が204学級ありますよ。それについて、今年度は国に対して加配の申請をやるのかどうか、それを1点。今後どのよう

に進めていこうとするのか、今年度、それをお尋ねしたいと思います。

○上原敏彦義務教育課長 当面、1年生、2年生で実施するという予定でございまして、3年生以上につきましては少人数指導等で対応していきたいと考えております。以上でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 いいえ、私が聞いているのはそういうことではなくて、これまで、1年生、2年生についての未実施が204学級あるわけですよ。この件について、これからどうしていこうとするのか、国に対して加配の申請をする気はあるのかどうか、やるのかどうか。

○上原敏彦義務教育課長 施設条件面等が整いましたら、その辺を対応していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 この未実施の理由として先ほど空き教室がないとか、それから下限の25人以下であったとかというようなことをおっしゃっていますよ。そうであるならばそれに対してどうして、この1年間で平成23年度どうしていこうとするのか、そのあたりの方針というのは持っていらっしゃるのですか。これは教育の機会均等に反しますよ。この学級を持っていない学校にとっては大変な格差が出てくるわけですよ。そのあたりはどう考えていらっしゃるのですか。

○金武正八郎教育長 施設に関しましては、私たちは市町村と連携をとって、国の援助の高率も来年度くらいまでですので、教室を増設するようと呼びかけながら、私たちは今進めているところでございます。それからもう一つは、人数の件ですけれども、30人、例えば31人の場合には、31人を16人と15人にするかということで、そういうことをした場合十分に16人としたときは集団的な活動とかいろいろな対外的な活動で学校としてはやはり望ましくないと。やはり学校としては25人の下限はということでありまして、私たちとしてはそういう市町村教育委員会とか、そういうところから合意を得て25人の下限を設けております。ですから、決して単純に30人を超えたら全部2つに割るということではなくて、やはり25人という集団を確保しながら30人学級を維持するという意義でございまして、ですから30人学級ができないところでも35名のうちに入っているわけです。35人の中を確保しながら、だから、31人、32人、33人、34人、35人の学級があるということです。35人を確保しながら、30人、その間を

確保して努めているわけです。

○**渡嘉敷喜代子委員** これは大きな問題は空き教室がないと。施設がないというのが大きな問題だと思うのですよ。それを市町村と進めていくというけれども、可能性として、例えば3年生についてはこれからいろいろと検討していくという答弁ですけれども。3年生に行く前に、1、2年生でそういう格差が出てきているわけですよ、ある学校においては。それを市町村でどのような話し合いを進めていって、どれだけの学級が30人学級になれる可能性があるのかどうか、そのあたりの見通しはどのようなのですか。

○**金武正八郎教育長** 市町村には30人学級を実現するように教室の拡大、そういうことを働きかけております。ただし、高率補助が近々あと1年でなくなるわけですから、各市町村も学校を建てかえたいということもあるのですけれども、建てかえる前にまず統合があるわけです。つまり統合する、ある学校を建てかえるということも必要なのですが、それをやるか、また統合して新しい学校をつくるかということで、宮古島市、恩納村、うるま市もあります。そういう学校を新しくつくるときに、つくりたいのだけれども、今の1人いる学校に新設校をつくるかとかいろいろな課題があって、市町村のほうはなかなか進むことができません。ですから、私たちとしては総合的に考えて教室をしっかりつくっていただいとお願いしているのですけれども、市町村もそれなりのいろいろな現状があってなかなか進まない状況でございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 統廃合の問題が出てきて、そういうのは一部に過ぎないという思いがするのですよ。そして204学級の内訳、どの地域にどうなっているのか、そして空き教室の内訳です、そのあたりをちょっと、今出ますか。

○**金武正八郎教育長** 資料があります。必要でございましたら後で提供いたしますので。

○**渡嘉敷喜代子委員** やはり統廃合の問題とか地域の問題も出てくるよということはよくわかります。それに対して、204学級について言葉は悪いのだけれども、仕方がないからと置き去りにしてしまうのかどうか、そのあたりが本当に教育庁としてこれからどう対応していくのかという姿勢が余り見えないのですよ。そのあたりで本当に今年度どうそれに対応していくのかということを示していただきたいと思います。

○金武正八郎教育長 義務教育の施設の設置につきましては、市町村が主体でございまして、市町村のほうに私たちとしてはいろいろな形で情報提供をして、そういう30人学級に対応できるような形で、いろんな形で情報を提供しながら、意見交換をしながら、そしてまたそういう施設についても国のほうに市町村がしっかりと教室がつくれるように、そういう要求を協議会等を通してやっているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 1、2年生に対しての未実施学級について、加配の申請というのは今年度は全くやらないということですか。ある程度の見越しをして、加配を申請するとかということは考えていらっしゃいませんか。

○上原敏彦義務教育課長 その辺は見越してお願いをしております。604名を要求しております、その中で30人学級等に対応していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 この604名というのは1、2年生の204学級も含めて、3年生も見越してのことですか。3年生は全く入らないということですか。

○上原敏彦義務教育課長 3年生につきましては、基本的には少人数指導等で対応していきたいという考えでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 何点か確認させていただきたいと思います。今回の沖縄県学校職員定数条例、全体で22人ということで、私は学校の現場は非常に先生方が求められているのではないかなと思うのですけれども。増減児童生徒数が学級数の増減等によって、22人減ということなんですが、各学校現場から職員の希望数というのはあるのですか。皆さんまとめている数字はあるのですか。

○上原敏彦義務教育課長 県の学校職員条例定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づいて算定しております。

○上原章委員 学校現場からこの職員をこれだけいただきたいというような要望とかはあるのですか、ないのですか。そういう数字というのは皆さんは全く把握されていないのですか。

○金武正八郎教育長 学校の職員の定数に関しましては、次年度の生徒数、それから学級数、それからいろいろなもろもろのものが法令に照らし合わせて何名かということをして学校に事前に、来年はこれだけですという形で校長先生に内示をいたします。その内示をした後に、学校から特殊事情とかこういうもっと違う、私たちがまだ見逃している点があるからこういうことをつけてくれという場合には調整をして、1プラス、また1減という、そういう形をやっております。だからまず最初は法令に基づいて素案を出して定数内示というのがあります。定数内示をした後、学校からあと1人こういうことで必要という形で、そのときに生徒指導が大変だから、1人つけてくれないかと生徒指導加配というのがございますので、そういうものとか、進路指導でぜひ実を上げたいので、進路指導の担当教諭を1人、そういう形の1、2人の調整をしながらという形で進めたいと思います。

○上原章委員 わかりました。それで、特に県立高等学校、県教育委員会がかかわるわけですが、各学校によって特色がありますよ、進学校、それから困難校。いろいろ現場に沿った職員の配置をするべきだと思うのですが、今いろいろ現場の先生方に直接いろんなお話を聞く機会があるのですが、沖縄の県立高等学校の職員の配置の中で、どちらかというに進学校に手厚く、困難校と言われているところが本当に今子供たちが中途退学するとか、いろんなことを抱えている中で本当に必要なところにもっと先生方の配置をしていただきたいという声も現場で幾つかいただくのですが、その辺の実態というのはどう判断されていますか。

○金武正八郎教育長 学校の必要に応じて職員は適切に配置するように努めております。困難校である場合には生徒指導加配というのがございます。あるいは中退加配とか、ジョブサポーターとかそういういろいろな形でサポートをしています。ですから、それがついていないところもあるのです、中退加配がついていなかったり、生徒指導加配とか。そういう形で学校に応じてそういう職員の定数を加配をして支援をしております。

○上原章委員 私が聞いているのは、そういうちょっと進学校にどちらかとい

うと職員の配置が結構厚めで、困難校と言われるところはちょっと手薄ではないかなと。これはないと認識されているのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 特に、困難校一言葉は悪いと思うのですけれども、そういう学校であるとか、あるいは専門高等学校とかは特に加配を多くしてやっております。専門高等学校では3名とか4名とかの加配は普通にやっております。

○上原章委員 実際、この職員の配置を決める部署はどちらですか。どういった順で決まっていくのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 これは教育庁の県立学校教育課で担当しております。この手順ですけれども、まず夏休み中に各学校で、教頭先生、校長先生中心となるのですけれども、来年度の教育課程を研究してもらいます。その教育課程に応じて私たちの学校は、次どういう特徴ある取り組みをしたいとか、どういう展開をしたいとか、あるいは少人数授業をしたいとか、そういうものをまとめていただいて私どものほうに計画案を提出してもらいます。それを人事の担当が研究してやって、それを学校と調整しながら各全校終えまして、全県的な立場からプラス、マイナスやっけていながら加配等々も含めて定数の内示をいたします。定数内示が大体2月の上旬くらいとなります。

○上原章委員 職員の配置というのは非常に学校、学校で大きな影響があると思うのですけれども、今県内の県立高等学校のこの中途退学というのですか、そういう数字というのは皆さん把握されていますか。

○諸見里明県立学校教育課長 中途退学は、平成20年度が948名となっております。

○上原章委員 この948名というのはふえているのですか、それとも減っているのですか。

○金武正八郎教育長 一番過去最低でございます。一番少ないのです。

○上原章委員 要するに改善しているということですか。

○金武正八郎教育長 数値的には、これまでの数の中で一番低いということです。

○上原章委員 非常に学校によって差はあると思うのですが、特に困難校と言われる、いろいろ問題を抱えて、経済も厳しいわけですが、それだけではないと思うのですが、非常に家庭の中でひとり親の中で、ひとり親のそういう親も多いと聞いていますけれども、この一番厳しい学校の数字というのはありますか。要するに、全体の在校生で何割がこの途中でやめているのかという数字というのは一番厳しいところの数字を教えてください。

○金武正八郎教育長 一番大きいところは定時制です。定時制が多いです。定時制の生徒は、やはりいろんな事情、家庭環境も背負いながらやっていますので退学をする生徒が多いです。また戻ってくる生徒もまた多いです。定時制が非常に、本県の中途退学率が大きいというのは定時制の中途退学の数が多いということです。

○上原章委員 そういった個別の高等学校の名前を言う必要はありませんので、そういった厳しい数字というか、現状を教えてください。

○諸見里明県立学校教育課長 59名です、多いので。11.1%となっています。1つの学校で59名いるということです。

○上原章委員 これは59名の分母は何名ですか、その学年の。

○諸見里明県立学校教育課長 学年ごとに個別な統計はとってないのですよ。全体的な数値は持っていると思いますけれども、各学校とも。

○上原章委員 できましたら、その数字を調べて委員に提供してほしいのですが、どうでしょうか。きょうでなくてもいいです、後日で。

○金武正八郎教育長 はい、調査をして提供いたします。

○上原章委員 何でそこまで聞いているかというと、私が学校現場でお話を聞いた中で、本当に大変な数字を聞いたので、そこまで厳しいところもあるのだなど。そういう一生懸命、その先生方、一人一人の生徒の卒業を、また個々

の学力についていけるように一生懸命指導、また中学校から非常に厳しい現状を抱えたそのまま入学してきて、そこで本当に3年間、学校で本当に通学してこの学校に来てよかったと思えるように先生方は頑張っているわけですよ。その中で本当に職員の配置を教育委員会にぜひこれだけのスタッフをお願いしたいということで相談すると思うのですよ。その辺を、ぜひ教育委員会は酌み取っていただいて、本当に確かに進学率も国公立大学に入学させるのも大きな目標ですけれども、この辺のこの本当に次の世代を担う子供たちなのですよ。その子供たちが高等学校を中途退学してそのまま社会の中に入っていき、この辺を教育委員会としては、もう少し現場で何が起きているのか、しっかり検証して職員の配置を適切にやっていただきたいと思いますと思うのですが。

○金武正八郎教育長 上原章委員がおっしゃるように、高等学校に入った子供たち一人一人をしっかりサポートして、しっかり高等学校を卒業させて社会でたくましく生きていけるようにすることが私たちの大きな教育目標でございますので、やはりそういう子供たちにしっかりと手当てができるように適切に教員配置をいろんな形で支援を進めてまいりたいと思っております。

○上原章委員 先ほどの通信過程、また定時制高等学校もそうだと思いますけれども、先ほどの資料をぜひ5つくらい、ちょっと悪いところの現状を我々も知りたいので、お願いしたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 この定数の中に指導主事と言われる役職の方は、小学校、中学校、高等学校でどれだけいらして、分布がどうなっていて、役割がどうなっているかという資料を後でいただきたいのです。とりあえず、この中における指導主事と言われる方々は何名いらっしゃるかという数字だけ教えてください。

○島袋道男総務課長 指導主事には、いわゆる行政定数と、それから学校に席のある当てがございます。当てのほうは平成21年度は102名でございます。行政定数は61名です。

○比嘉京子委員 小学校、中学校、高等学校の配置と役割について後で資料提

供をお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 先ほどの質疑の中で、県立学校教育課長がおっしゃっていた、例えば各学校から教育課程の中で要望する職員の希望する数というのがあります。それを教育長の中で、審査をしてこういう数ですという内示をするという話がありましたけれども、ちなみに平成21年度は要望する職員数と、実際に内示された職員の数というのはどれくらい格差があるのか。わからなかったら後で資料でください。以上です。

○赤嶺昇委員長 先ほど比嘉京子委員、奥平一夫委員、それから渡嘉敷喜代子委員からの資料提供要求について後で提供をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 午後の審査に向けての資料要求をお願いしたいのですが、先ほどとの関連がありますので要求しておきます。小学校1、2年生の未実施の204学級ありました。その中身、教育長がおっしゃった下限25名で対象となつてできないのが何学級なのか、施設面に課題がある学級が何学級なのかというその内訳を資料でいただきたい。そして、地域、都市部にそれが傾向としてあるのか、そういったことも見たいです。それが実現できていない地域、これを全部分けて提供してください。それと、定数内の加配がありました、加配が配置されているその任用目的、それからその加配の今の教員の皆さんの就労形態、いわゆる非正規職員であろうかと思うのですけれども、その就労形態について非常勤職員なのか何なのかということについて、それもまた内訳もお願いいたします。853名と先ほど加配とおっしゃっていました。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1 時24分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の請願第1号及び陳情平成20年第50号外61件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 教育委員会所管に係る請願及び陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、請願が新規1件となっており、陳情は継続48件、新規13件、合計61件でございます。

新規請願について説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

請願第1号の美咲特別支援学校幼稚部の入学希望者全員を受け入れるよう求める請願が、美咲特別支援学校幼稚部就学志願保護者代表から提出されております。その処理方針について、御説明いたします。

1、2、3 教育委員会としましては、2月26日に再出願の機会を設けた結果、志願者が11名であったことから定員を2学級16名に変更し、受入れ体制を整えたところであります。今後、同校幼稚部の合格発表後、入学する幼児の実態に応じた職員配置を考えてまいります。

4、6 障害のある幼児の教育は、県教育委員会と各市町村の関係機関が役割を分担し、障害の特性やその実態に応じた教育環境、教育機能の整備を行うとともに、地域の関係機関と連携して取り組んでいるところであります。特別支援学校幼稚部へ入学する幼児については、各市町村の関係機関と連携を密にし、広く周知に努め、相談支援の中で障害のある幼児の把握に努めてまいります。

5 親子共学の目的としては、幼稚部と家庭の一貫した教育方法の確認、望ましい親子関係の確認、幼児と保護者の分離不安の解消等が挙げられます。この

ようなことから親子共学を行い、その期間は幼児の状態に合わせて保護者の協力を得ながら実施するものであります。

続きまして、陳情について説明いたします。

継続審議となっております陳情48件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針の変更について説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

変更部分は下線で示しております。

陳情平成20年第50号沖縄県立図書館八重山分館の存続に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

沖縄県立図書館八重山分館につきましては、市町村との役割分担や、建物が老朽化していること、県の厳しい財政状況の中で、その維持・運営が難しい状況であることなどを総合的に勘案して、平成20年度末の廃止を目標に地元と話し合いを重ねてまいりましたが、合意が得られなかったことから平成21年度末に延期をしました。今年度も、地元とも話し合いを進めてまいりましたが、十分な理解が得られていない状況にあります。今後、廃止、存続の前提を置かずに、八重山地区の図書館サービスの充実について、石垣市、竹富町、与那国町の教育委員会や関係団体も含めて、幅広く意見交換を行いたいと考えております。

また、資料6ページの陳情平成20年第59号、10ページの同第66号、11ページの同第67号、12ページの同第82号、13ページの同第90号、14ページの同第93号、15ページの同第105号、16ページの同第107号、17ページの同第110号については、陳情の趣旨が、同第50号と同じですので、同第50号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の33ページをお開きください。

陳情平成21年第88号の2 沖縄学生会館の閉館に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

沖縄学生会館の今後のあり方につきましては、庁内に設置した沖縄県県外学生寮検討委員会において、改築の可否を問わず沖縄学生会館の財産は本県人材育成のために活用されるべきであるとの前提に慎重に検討してまいりました。同委員会での検討結果は、沖縄学生会館については、1 点目に学生寮を取り巻く社会情勢が変化していること、2 点目として、土地一部売却を前提としても資金調達等に課題があること、また、その後の運営費についても長期にわたって補助を継続していくことは財政的な制約があること、3 点目として、次代を担う人材の育成のためには沖縄学生会館を改築する以外にもほかの方法が考えられるのではないかということ、以上の点を踏まえ沖縄学生会館の改築は困難

であるとなっております。今後、県教育委員会としては沖縄学生会館の財産が人材育成に活用されるよう関係部局や関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

また、資料36ページの陳情平成21年第95号、42ページの同第117号については、陳情の趣旨が、同第88号の2と同じですので、同第88号の2の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の66ページをお開きください。

陳情平成21年第213号県立特別支援高等学校への分教室設置に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

高等学校における特別支援学校の分教室については、障害の有無にかかわらず特別支援教育の理念に沿って可能な限り地域での共生を目指すものであり、理解啓発の推進、共生化の拡大、地域化の推進、中学校知的障害特別支援学級卒業生の進路選択の拡大等を目的としております。県教育委員会としましては、県立沖縄高等特別支援学校の分教室を中部農林高等学校、南風原高等学校に設置することとし、1月の入試を終え、各分教室とも9名の合格者を決定しております。また、母体校と設置校との連携を含めた教育課程の編成や施設等の整備を進め、4月の開設に向けて受入体制を整えております。

続きまして、新規陳情について説明いたします。

説明資料の67ページをお開きください。

陳情第1号子供たちに行き届いた教育の保障を求める陳情が、第50回高教組南部支部母と女性教職員の会支部長から提出されております。その処理方針について、御説明いたします。

1 これまでも教育活動を充実させるために必要な教育予算の確保に努めてきたところであり、今後とも、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなど教育予算の充実に努めていきたいと考えております。

2 就学援助事業は、市町村において実施されており、それぞれの実情に応じてなされているものと認識しております。県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし、就学援助事業の適切な実施を促しているところであり、また、全国都道府県教育長協議会等を通じ、就学援助の充実について関係省庁へ要請しているところでもあります。給付型奨学金制度につきましましては、財源の確保や、導入後における奨学金制度の継続等について課題があると考えております。本県では、就学意欲がありながら経済的理由等により就学が困難な生徒や学生に対し、奨学金制度の活用による就学支援等に取り組んでいるところでもあります。今後とも、教育の機会均等の確保のため、必要な就学援助が行えるよう働きかけていくとともに、奨学事業の充実に努めてまいりたいと考

えております。

3 30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から小学校1、2年生で実施しております。当面、小学校1、2年生で実施し、今後の計画については、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の69ページをお開きください。

陳情第4号沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める陳情が、竹富町議会議長から提出されておりますが、陳情の趣旨が陳情平成20年第50号と同じですので、同第50号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の70ページをお開きください。

陳情第7号沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める陳情が、与那国町議会議長から提出されておりますが、陳情の趣旨が平成20年第50号と同じですので、同第50号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の71ページをお開きください。

陳情第8号県立南部農林高等学校と県立南部工業高等学校の再編統合に反対し、単独農業高等学校としての継承、発展、充実を求める陳情が、南城市議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

近年、国際化・情報化、経済のグローバル化の進展により、産業構造も多様化し、産業社会や企業から求められる人材の資質・能力は多岐にわたっております。このような観点から、県立高等学校編成整備計画では専門性の習得はもちろんのこと、さまざまな場面で応用できる多様な知識、技術、創造力、職業人としての自立性、豊かな人間性を備えた人材育成を目指しております。両校の再編統合においては、バイオ活用による地域素材の産業化や、環境、エネルギーに配慮した工業技術の活用について学習するなど、専門の知識、技能を高めることができ、また、農業と工業に関する教科、科目を総合的に選択できる特色ある学校づくりを進めることで、地域の産業を総合的にとらえることのできる人材の育成を図ることとしております。

県教育委員会としましては、これまで培ってきた両校の伝統の上に、将来の本県の産業を担う生徒をはぐくむため、引き続きPTA、同窓会、地域住民等の理解を得て進めてまいりたいと考えております。

次に、説明資料の72ページをお開きください。

陳情第16号沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める陳情が、沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める会代表から提出されておりますが、陳情の趣旨が

陳情平成20年第50号と同じですので、同第50号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の73ページをお開きください。

陳情第20号国立沖縄青少年交流の家存続に関する陳情が、渡嘉敷村長外1人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

国立沖縄青少年交流の家は、国の施設として、先導的プログラムや指導者養成事業を実施するなど、その果たしている役割は大変重要であると認識しております。また、県内の小中高等学校生や大学、専門学校など、多くの青少年が自然体験活動の場として利用するなど、本県の青少年教育にも大きく貢献しております。さらに、渡嘉敷村にとっても船舶利用などの経済効果や研修等への参加者がリピーターとなるなど、同施設の存在は必要不可欠なものとなっております。

平成22年1月28日、渡嘉敷村長及び村議会議長から県知事及び教育長あて、関係機関等に同施設の存続を求めるよう要請があったことを受け、3月2日には、文部科学大臣、沖縄担当大臣、行政刷新担当大臣あて、知事名で国の施設として存続するよう文書で要請したところであります。今後とも、国の施設として存続することを求めていると考えております。

次に、説明資料の74ページをお開きください。

陳情第23号若夏荘、沖縄学生会館に関する陳情が、糸数昌信氏から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

沖縄学生会館の今後のあり方につきましては、庁内に設置した沖縄県県外学生寮検討委員会において、改築の可否を問わず沖縄学生会館の財産は本県人材育成のために活用されるべきであることを前提に慎重に検討してまいりました。同委員会での検討結果は、沖縄学生会館については、1点目に学生寮を取り巻く社会情勢が変化していること、2点目として、土地一部売却を前提としても資金調達等に課題があること、また、その後の運営費についても長期にわたって補助を継続していくことは財政的な制約があること、3点目として、次代を担う人材の育成のためには沖縄学生会館を改築する以外にも、ほかの方法が考えられるのではないかということ、以上の点を踏まえ沖縄学生会館の改築は困難であるとなっております。

今後、県教育委員会としては沖縄学生会館の財産が人材育成に活用されるよう、関係部局や関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。なお、千葉県習志野市にある沖縄学生会館の所在地域は、都市計画法の第一種低層住宅地域となっており、当地域での旅館等の建物は用途制限がかかるため当該施

設の建築は困難だと考えております。

次に、説明資料の75ページをお開きください。

陳情第24号子供と学校の安心・安全のために正規の学校職員の配置を保障することを求める陳情が、沖縄県自治体一般労働組合委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律は、教職員定数の標準についての必要事項を定めたものであり、現業職員等は対象となっておりませんが、地方交付税措置がなされているところであり、国への要望につきましては、市町村教育長協会の意見を聞いて対応してまいりたいと思います。

2、3、5、6、7 公立小中学校における現業職員や市町村費負担学校事務職員等については、市町村の負担で配置されているところであり、任用及び勤務条件等については市町村の判断によるものであります。なお、現業職員や市町村費負担学校事務職員等の配置に要する経費については、地方交付税で措置されているところであり、

4 これまでも教育活動を充実させるために必要な教育予算の確保に努めてきたところであり、今後とも全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなど教育予算の充実に努めていきたいと考えております。

次に、説明資料の77ページをお開きください。

陳情第27号沖縄県からいじめを追放し、いじめ撲滅ナンバーワンの県を目指して実効性のあるいじめ防止施策の実施及び沖縄県いじめ防止条例制定を求める陳情が、那覇市いじめ防止プロジェクト委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 昨年11月の中学生集団暴行事件を受け、県教育委員会は、いじめ、暴力についてしない、させない、見逃さないという緊急アピールを宣言し、学校、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、再発防止に取り組むよう指導しております。特に、学校においては児童生徒理解推進体制の構築による全校体制でのいじめ等の未然防止及び早期対応の充実・強化、スクールカウンセラーや子供と親の相談員等を効果的に活用した教育相談体制の整備などに取り組んでおります。また、学校だけで解決が困難な場合においては、市町村教育委員会の指導のもと、警察等関係機関と連携したサポートチームによる支援等の対応を行っております。

2 いじめが発生した場合は、いじめの被害者の安全確保を第一に考え、加害者に対しては、自他の生命や人権を尊重する教育を徹底するとともに、学校、

市町村教育委員会、関係機関等が連携して対応するサポートチームによる取り組み等のさらなる充実を図ってまいります。

3 いじめ防止条例については、条例を制定している自治体の実施状況や他都道府県の動向等も踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の79ページをお開きください。

陳情第28号子どもにこたえる学校図書館を求める陳情が、子どもにこたえる学校図書館を求める市民の会共同代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

学校図書館は、学習活動を支援する学習情報センターとしての機能とともに、読書活動や読書指導の場であり、創造力を培い、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能を果たすものであると考えております。学校図書館法が改正され、平成15年度以降、学校図書館の専門的職務を担当させるため司書教諭が配置されることとなりました。現在は、司書教諭と学校司書が連携し、また校務分掌で教職員を複数配置することにより、図書館業務の円滑な運営に努めているところであります。

なお、学校司書については、本県行財政改革の一環として、本務が退職した後は賃金職員を充てております。

県教育委員会としましては、今後とも、学校図書館の機能を充分保持できるよう司書教諭を中心に、学校司書、担当教諭及び担任教諭等の連携、協力に努め、児童生徒の読書環境の充実を図ってまいります。

次に、説明資料の81ページをお開きください。

陳情第29号子どもにこたえる学校図書館を求める陳情が、沖縄県高等学校障害児学校教職員組合執行委員長から提出されておりますが、陳情の趣旨が第28号と同じですので、第28号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の82ページをお開きください。

陳情第38号県立高等学校再編整備実施計画に関する陳情が、南部市町村会会長外1人から提出されておりますが、陳情の趣旨が第8号と同じですので、第8号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の83ページをお開きください。

陳情第49号第43回沖縄県知的障害者教育・福祉・就労研究大会における大会決議に関する陳情が、社団法人沖縄県手をつなぐ育成会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

2 県教育委員会では、発達障害を含む障害のある幼児、児童、生徒に対する教育的支援の充実に向け、管理職を初め教員が特別支援教育に関する理解と

認識を深め、指導力の向上を図るための研修を実施するとともに、学校、保護者、関係機関等へ特別支援教育に関するパンフレット等を配布するなど理解啓発に努めております。また、各学校においては校内委員会の設置やコーディネーターを指名するとともに、公立小中学校においては、通級指導教室の設置、特別支援教育支援員の配置、教育事務所への巡回アドバイザー、専門家チームの設置をするなど教育環境の充実を図っております。さらに、平成22年度からは八重山特別支援学校の幼稚部及び寄宿舎の設置、県立高等学校3校に分教室を設置いたします。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第28号、79ページについてお尋ねします。この中での子供に係る学校図書館を求める陳情ですけれども、処理方針の中で学校支援について本県行財政改革の一環として、本務職員が退職した後の賃金職員を充てておりますというような処理方針になっておりますが、学校司書が専門職としてとの思いがあるのかどうか、まずそのあたりをお願いします。

○金武正八郎教育長 学校司書が学校図書活動の充実に果たす役割は大きいものがあると考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 専門職としての認識はおありですかと聞いているのですよ。

○金武正八郎教育長 専門職としての認識もございます。

○渡嘉敷喜代子委員 専門職としての認識があるのであれば、行財政改革の一

環として本務職員が退職した後も賃金職員を充てているということに対していかがなものかなという思いがするのですよ。そのあたりはどのような認識でこのような処理方針になっているのかお尋ねしたいと思います。

○金武正八郎教育長 学校図書館については、学校図書館法が平成15年に改正されました。それに基づきまして、学校図書館の専門的職務を担当する司書教諭が配置されることになっております。現在は、その司書教諭と学校司書が連携をしまして、そしてさらに校務分掌で割り当てられた教職員が配置されておりますので、その職員とも連携をとりながら図書館運営に努めていくということになっております。ですので、私たちとしては本県の行財政改革のほうも踏まえながら、そして図書館の機能の維持も十分できるように司書教諭を中心に学校司書、担当教諭及び担任教諭等の連携、協力に努めて児童生徒の読書環境の充実を今図っているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 これは、私は11月定例会の代表質問、それから2月定例会での一般質問でこのことに同じような質問をしました。本当に、同じような答えをしているわけですよ。そして、この学校司書については本務職員が退職した後も臨時職員で充てていると。そして、その臨時職員がハローワークから来ていることに対しても問題ですよということも指摘しました。そして現在、すべての学校に配置しているということですが、その司書教諭が何名配置されているのか、その中に通信制とか定時制も入っているのか、まずその数を示してください。

○諸見里明県立学校教育課長 平成21年度現在なのですけれども、高等学校においては、本務職員が32名、臨時的任用職員が14名、非常勤職員が14名。それから特別支援学校は本務職員が3名、兼務が1名となっております。臨時的任用職員が6名、非常勤職位2名となっております。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員 合計何名ですか。

○諸見里明県立学校教育課長 高等学校は60名でございます。特別支援学校は賃金職員も含めて、兼務発令を含めて16名となっております。

○渡嘉敷喜代子委員 そうすると76名を充てているということですよ。その中に定時制とか通信制の子も入っていますかということを質疑していました。

○諸見里明県立学校教育課長 定時制は入ってございません。

○渡嘉敷喜代子委員 質問の中で、臨時職員の勤務時間帯をお尋ねしました。そのときに教育長が答えたことが、生徒の図書館利用状況等を勘案して学校の実情に応じて勤務形態を定めておりますと、こういう答弁の仕方をしておりますが、生徒の図書館利用状況とはどういうことですか。賃金職員の勤務形態を私はお尋ねしたのですよ。それに対してこういう答弁の仕方をしてありますが、そのあたりの状況を具体的に説明していただきたいと思います。

○金武正八郎教育長 高等学校には定時制が併設されている学校と、そうでない単独がございます。高等学校にいる司書教諭は1校に1名配置をしておりますので、定時制の場合には夜の10時まで授業がございます。それですから、学校によっては、その学校の範囲の中で勤務時間が弾力的に学校司書の了解を得ながらそういうことも可能であるということの説明であります。

○渡嘉敷喜代子委員 今教育長、定時制には学校司書は配置していませんよ。でしたら、このような時間帯に、今の説明はおかしいですよ、いないわけですから。どのように勘案していらっしゃるのですか。

○金武正八郎教育長 議会で答弁したことは、定時制で併設ある場合には学校長とか、その司書教諭の理解に基づいて、例えば時間帯を6時まで出勤を遅くしてやるとかそういうことも可能ですよという意味でございます。学校によって弾力的に対応ができると、そういうことでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 それは学校の実状に応じて対応しなさいということですが、実際の話、図書館のあく時間、賃金職員が、ある学校においては10時からあくという学校があるわけですよ。それで本当に子供たち、生徒に合わせた時間帯であるのかどうか、その勤務形態をお尋ねしてるのですよ。例えば、夏休みはどうなっているのか、そのあたりもお答えください。これは賃金職員についてですよ。

○諸見里明県立学校教育課長 賃金職員については、学校の実状に応じて、例えば早朝をずらしたり、10時からしたりです。その学校によって形態が違います。賃金の雇用形態ですけれども、週36時間45分となっております。その範囲

内で各学校が実情に応じて形態を整えているところです。

○渡嘉敷喜代子委員 図書館というのは子供たちがいる時間帯、例えば8時からだったら8時、8時半からだったら8時半で、少なくとも子供たちのいる時間帯に図書館をあけなければいけない状況ですよ。ところが、その週36時間というその時間の範囲内でその学校に応じたやり方をしなさいということは、学校によっては朝の10時からあくところもあるわけですよ。そして、3時に閉まる学校だってあるわけですよ。これで図書館としての体をなしていますかということをお尋ねしたいのですよ。

○金武正八郎教育長 学校図書館の管理運営につきましては、平成15年に配置されました司書教諭を中心に、そして職員も公務分掌で図書係として配置されています。そして、そういう方々でお互いに日程を、時間を調整して、あける時間を、もちろん生徒に合わせた活動ですから朝9時からちゃんと午後まであけますので、これらの先生方でお互いに調整をして子供たちの読書環境がしっかりと守れるような形で学校は対応しているものと認識をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 教育長、本会議のときにもそう言いましたけれども、そうやっていると思いますではいけないのですよ。そうですよって言い切らなきゃだめなんです。ということは今司書教諭がどういう状況にあるのか、学校ではどういう状況にあるかということをもっと知らないから、そういう答弁の仕方になるわけですよ。そして学校にはそれぞれその司書教諭が充てられていて、その教諭と連携をとりながら学校図書館の教諭をしていますよと言いますけれども、司書教諭についても、その職務分掌で充てがわれた教師についても授業があるわけでしょう。授業をそっちのけで図書館に常駐できるということでもないわけでしょう。本当は図書館に常駐している司書がいなければいけないわけです、図書館というのは。そのあたりの認識はどのようなのですか。

○金武正八郎教育長 私も学校現場で校長、教頭、それから職員として働いたことはありますので。図書館はその担当の係の先生、司書15人から司書教諭、そのメンバーでお互いに持ち時間を、つまり授業も高等学校の場合は先生方ずっとあるわけではございませんので、空き時間もございますので、そういう空き時間とかお互いの都合をつけてその時間を調整をしてですから、司書教諭も、例えば午前10時出勤でしたら、午前はいている職員が対応をして、そして司書教諭が来て、お互いに協力をして学校の中では運営をしていると私は思っ

います。またやっていると思います。

○渡嘉敷喜代子委員 朝の時間は教師の多忙化の問題もあって、その時間に、では司書が来るまでの午前10時まで図書館にいましようという状況ではないのですよ。空き時間といっても生徒指導の問題も出てくるし、本当に図書館の中で子供たちに本を貸してあげましようとか、整理とかと物理的にできるわけないですよ。そういう状況で、本当に本務職員が定年退職したときに賃金職員で全部充てていきますと、こういう教育委員会の姿勢が本当は問題ではないかという思いがします。そして、先ほどの説明の中で32名が本職といたしましたけれども、ことし、定年退職者が10名くらいいるわけでしょう。そしたら、今度本務職員は何名が残りますか。

○諸見里明県立学校教育課長 平成22年度の予定ですがけれども、高等学校60校中本務職員が25人、臨時的任用職員が13人、賃金職員が22人という状況となります。

○渡嘉敷喜代子委員 退職した後、25名の本職が残るということですよ。その何名がやめることになりますか、7名ですか。

○諸見里明県立学校教育課長 退職者は10名ですがけれども、そのうち再任用がございまして、3名が希望しておりますので、25名という数値になります。

○渡嘉敷喜代子委員 では、7名の補助についてもやはり賃金職員で充てていくということですか。この賃金職員とか臨時的任用職員の人件費、これは県単独になっていると聞いていますけれど、そのとおりですか。

○諸見里明県立学校教育課長 そのとおりです。

○渡嘉敷喜代子委員 その県単独のときの人件費として充てられているのか、あるいはほかの事業として、その中での運営をしているのかお尋ねしたいと思います。

○諸見里明県立学校教育課長 人件費で対応しております。

○渡嘉敷喜代子委員 県単独の人件費としてですか、本当に。

○平敷昭人財務課長 非常勤職員の賃金の場合は事業費ということで、人件費は給与とかそういう本務職員の手当、賃金の場合は事業費の中でなっています。

○渡嘉敷喜代子委員 そうだと思います。県単独で予算をもらっているということは一つの事業の中での図書司書としての賃金で充てがわれていると思うのですよ。そういうことであれば、なおさら教育長は司書が専門職でありながら、専門職であってほしい、そうでなければいけないという答弁をしているわけですよ。そうであるならば、本当にその事業費の中で一部を人件費に充てていくというやり方で本当によいのかどうか、教育者としてそのあたりをお伺いしたいと思います。

○金武正八郎教育長 先ほど申し上げましたように、学校司書がやはり学校図書館活動を果たす役割は非常に重要なものと認識をしております。司書教諭の配置につきましては、やはり本県の行財政改革の一環としてもやはり踏まえて、賃金職員を充ててやっているということでございますけれども、学校の図書館運営につきましては、先ほど申し上げますように、職員、司書教諭と連携をとりながら図書環境の充実を図って進めているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 話は戻りますけれども、この事業費はどのような名目になっていますか。

○平敷昭人財務課長 事項名で一般管理運営費という事項がありまして、その中の改善事業の名前の事業でやっております。

○渡嘉敷喜代子委員 この改善事業費ですか、この事業はどのような事業になっていますか。

○平敷昭人財務課長 この改善事業というのは、先ほど教育長から説明がありました本務職員が退職した後に、退職不補充で賃金職員を雇った場合の賃金を計上する事業になっております。

○渡嘉敷喜代子委員 それだけではないでしょう。この事業があつて、その一部を人件費に充てているということですよ。ですから人件費に充てている、学校司書に充てている以外にどういうものに充てていますか。

○平敷昭人財務課長 一般管理運営費を、例えば学校の高熱水費—電気、ガス、水道料金とか、あとは修繕料関係、それとか消耗品費のたぐいです。あとは通信運搬費、電話料とか、それと委託料—例えば警備委託でありましたり、浄化槽の保守でありましたり、エレベーターの保守でありますとか、校内LANの保守、あとは使用料・賃借料としましては、コンピューターの賃借料でありましたり、そういうもろもろの学校の管理運営に当たるものです。

○渡嘉敷喜代子委員 学校管理運営の中に修繕費とか、消耗品とか、高熱水費とかそういうもろもろの中に学校司書の人件費が入っていること自体がおかしいのではないのと言いたいわけですよ。本当に学校の図書館の司書として運営していこうとするならば、しっかりとそのあたりを人件費として、少なくとも人件費として県単独でもらえるような交渉をやるべきであって、もしかしたらこの中で予算が減らされたら、その司書教諭の分も減らされるという可能性が出てくるわけですよ、物理的に。そういうすべての、もろもろのこういう中にひっくるめてという、そういうものがおかしいのではないかという思いがするのですよ。ですから教育長、今後もそういう状況でやっていくのか、賃金労働者で。

○金武正八郎教育長 学校に配置されている司書教諭は、実質的には専門職でございますけれども、学校司書という職では配置はしておりません。つまり、事務としてしか配置はされておきませんので、学校全体の組織、それから運営の中で、人員の配置の中でいろいろ検討しながら配置を考えていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 司書教諭という文言はありませんと、教育長もそういう答弁の仕方しておりますが、そのあたりはいろいろあってこの場では話はできないのですけれども、少なくとも今後そういう形ではなくて、本当に司書教諭を人件費として必要であるならば、賃金職員ではなくて、少なくとも臨時的任用としての人件費の要求を県側にやるべきだと思っておりますよ。これは司書教諭の皆さんがこれを聞いたら、本当にがっかりしますよ。私たちは消耗品と同じかと、購入した修繕費と一緒に、もろもろにこれは一緒にたにされて私たちは働かされているのかという思いがしたら、本当にこれは屈辱的な何ものでもありません。そういうことで事業費の一部でしょということを私は聞いたのですけれども、今後、教育長、ここに要請があるように鹿児島県は既に図書司書

資格保持者の採用試験のほうを行っているわけですよ。それに向けて沖縄県の教育長としてもやっていく意志が今後あるのかどうか、本当に学校司書としての採用をしていかなければいけないという思いがあるのかお尋ねしたいと思います。

○金武正八郎教育長 司書教諭が、図書館活動の中で果たす役割は大きいものがございます。専門職でも実質的には専門的な知識を持っている方が司書教諭をなさいますので、今お話がありましたように鹿児島県でそういう正式な形で採用を始めていますので、沖縄県としてもやはり、司書教諭は事務職の中として配置されていますので、そういうものも含めながら、それから鹿児島県の取り組みも研究をして、やはり何らかの形で少し研究をして、司書教諭がしっかりと本務ができるような形ができないかどうか研究をしてまいりたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 教育長、少し研究してではなくて、多いに研究をしてください。そして、今年度もやはりこういう形での予算要求になっているのですか。賃金については、今年度の予算もそういう形ですか。一般管理運営費の改善費となっていますか。

○諸見里明県立学校教育課長 今年度も同じような形でやっております。

○渡嘉敷喜代子委員 これは、また後で煮詰めていきたいと思っておりますので、このあたりにしたいと思います。

陳情平成21年第213号、66ページ。ここで4月から分校室が試行されるわけですがけれども、12月の時点で志願者が10何名かいたと聞いておりますけれども、志願者が何名で、そして合格したのが9名なのか、志願者の数をちょっと教えてください。

○諸見里明県立学校教育課長 中部農林高等学校の分教室の希望が19名ございます。南風原高等学校の分教室も同じく19名でございました。

○渡嘉敷喜代子委員 定員は10名でしたか。

○諸見里明県立学校教育課長 定員は10名です。

○渡嘉敷喜代子委員 10名であって、9名、約半分以上が合格になってるわけですが、基準というのですか、合否の。それはどのような形でなさっているのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 各高等学校で、その分教室の基準がございまして、その基準にのっとって学校で決定することになります。

○渡嘉敷喜代子委員 中部農林高等学校と南風原高等学校それぞれで試験をして、合否を決めているのですか。皆さんのほうからも、そのあたりの……。

○諸見里明県立学校教育課長 分教室で分かれてはいるのですけれども、沖縄高等特別支援学校一母体校で、そこでまとめて受験する形になっています。判定会議もそこで行います。

○渡嘉敷喜代子委員 それは、沖縄高等特別支援学校のほうが合否を決めているわけですか。そしてこの合否から漏れた11名の子供たちはそのまま沖縄高等特別支援学校に残るという形になっているわけですか。

○諸見里明県立学校教育課長 母体校の高等特別支援学校と同じく、残念ながら漏れた生徒はほかの特別支援学校か、あるいはほかの高等学校が行けるのであれば、そこに行っているということも考えられます。全員受け入れられているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 ほかの高等学校というと、普通高等学校にも受験している可能性はあるわけですか。

○金武正八郎教育長 中学校の特別支援学級の中から普通高等学校に受験する子もいます。私は、定時のほうにも合格している子を何名か知っています。

○渡嘉敷喜代子委員 この分教室が4月から試行するに当たり、いろいろな課題がありましたよ、教室の問題とか、それから生徒指導の問題とか。そういうことも含めてしっかりとやっていくという受け入れ側の学校、高等学校がちゃんとそのあたりの環境整備ができているのかどうか。

○諸見里明県立学校教育課長 現在、コーディネーターを各分教室の学校に配

置しております、そのコーディネーターを1月で人事配置をしておりますので、そのコーディネーターを中心に分教室との連携もとりながら、それから教諭の配置も適正に考えながら対応しているところです。

○渡嘉敷喜代子委員 コーディネーターの配置ということですが、それは何名ですか。

○諸見里明県立学校教育課長 今のところ教員は1人です。それぞれ1人です。

○渡嘉敷喜代子委員 それでは、お急ぎでお願いしたいのですが、62ページの陳情平成21年第205号についてお尋ねします。幼稚園教育の制度改善に関する陳情ですけれども、ここで皆さんの処理方針の中で公立幼稚園というのは配置者が、その市町村が主体であるという判断で、市町村が主体ですよというようなニュアンスの処理方針になっています。そこでお尋ねしたいのは、ことしの4月から文部科学省の新学習指導要領で幼稚園教育も義務教育の基礎として位置づけられているということであれば、それは公立幼稚園についてもやはりそれぞれの市町村で対応すべきでしょうというような処理方針はどうかかなという思いがするのですけれども。やはり、そのあたりは教育長がもっと積極的に幼稚園教育にかかわっていかないといけないのではないかという思いがするのですよ。というのは、小学校の1年生、2年生については30人以下学級の設置をしているにもかかわらず、幼稚園では35名いるわけですよ。そのあたりで市町村がそれは管轄だからということではなくて、やはり教育長がもう少しそのあたりを積極的なかかわり方があって、少なくともこの陳情があるように5歳児については25名以下、そして4歳児については20名以下というような設置の環境づくりをやるべきではないかと思うのですが、その認識をお尋ねしたいと思います。

○岩井健一教育管理統括監 幼稚園の教諭等に係る人件費につきましては、その財源措置は地方交付税で措置されておまして、これは市町村分として措置されております。ですから市町村のほうで、クラスをどのように編成して、それに見合う教諭配置をどうしていくかということにつきましては、基本的には市町村のほうで判断していただくということになると思います。

○渡嘉敷喜代子委員 幼稚園の子供たちの、児童の1学級に配置する人数は決まっていますか。

○上原敏彦義務教育課長 幼稚園は1学級35名でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 小学校が40名で、幼稚園は35名という定数になっているわけですか。本当に小学校に上がる段階で幼稚園教育がとても大切だと思うのですよ。今この子をこっちに向けたかと思ったらあの子が向こうに向いたりして、翌日の準備とかで本当に大変な状況だと思うのですよ。それを補助者として臨時職員を置いていますか。1人のクラスの教室に1人の教師がいますよ。そして補助としてもう一人置かれていますか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に1学級1人の教諭です。

○渡嘉敷喜代子委員 本当に35名の幼稚園の子供たちを1人で見るというのは大変なことだと思うのですよ。小学校1年生ともまた違うのですよ。そういうことで、その教師が1人を見る。そして翌日の準備もしなければいけない。そしてましてや幼稚園には臨時的任用職員がかなりふえてきているという状況がありますよ。それを本当に学齢期を迎える大事な時期にあるでしょうけれども、臨時的任用職員でいいのかという思いもあります。そこで、先ほど地方交付税で国の予算がしっかりと市町村に行っていますから、それでちゃんと対応していますでしょうということですが、これがすべて一般財源として行っているわけですよ。そうじゃありませんか。

○岩井健一教育管理統括監 地方交付税は一般財源でありますので、そのとおりであります。

○渡嘉敷喜代子委員 プールで行っているわけですよ。ですから必ずしも、その幼稚園の教育にその分だけ国の予算が行っているということは限らないですよ。別の方向に行って使われている可能性も出てくるわけですよ。どうですか。

○岩井健一教育管理統括監 地方交付税は一般財源でございますので、それをどのように事業に充当していくかは市町村の判断と責任によるものと考えています。

○渡嘉敷喜代子委員 首長の判断でそのお金をどう使おうがいいわけですよ。その中で教育長としてこれはちゃんと国から来ているからいいですよ。そのの

首長の采配でやってくださいじゃなくて、やはり教育長としてそのあたりもしっかりと指導していく立場にないといけないと思うのですよ。国からは35名の定員だからそれでよしではなくて、少なくとも補助の教師をつけるなり、そのあたりのことも考えていかなければいけないという思いがするのですが、どうなのですか、教育長。

○**金武正八郎教育長** 公立幼稚園の教育環境整備に当たりましては、実施主体である各市町村が行うことになっておりますけれども、やはり幼稚園の時期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要な時期だと認識をしておりますので、やはり幼稚園教育の重要性も認識をしておりますので、市町村教育委員会の会議等いろんな形で情報交換をしながら、市町村にそういう趣旨を伝え、意見交換をしてみたいと思っております。

○**渡嘉敷喜代子委員** これはよく言われることで、国からの予算がプールでくるものだから、その首長の姿勢によってどこにどう使われているかわからないという状況は県にも言えることですよ、はっきり言って。ですから指導する立場として、そのあたりをしっかりと教育委員会としてやはり指導していったほうがいいなという思いがします。終わります。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○**仲田弘毅委員** まず1ページの請願、美咲特別支援学校幼稚部の件。これは午前中に西銘委員からもありましたが、私は予算特別委員会でも教育長に確認したつもりですが、再度、文教厚生委員会の場でも確認をしておきたいと思えます。これは新聞等でも大きく取り上げられて、学校現場と行政の教育庁とのコミュニケーションが余りうまくいっていないということもありまして、保護者が随分窮地に追い込まれたという事象でもあったわけですが、これは処理方針にあるように志願者は11名であったということによろしいでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 11名が志願しまして、きょう現在、合格発表がありまして11名が合格したということの報告を受けております。

○**仲田弘毅委員** といいますと、教育長の答弁でありましたように1クラス5名が、学校長の判断でもって1クラス8名までということですから2学級にな

るといふことですか。

○金武正八郎教育長 はい、2学級設置することになります。

○仲田弘毅委員 2学級になるということは確認できたわけですが、この2学級になった場合の5人と6人になるかどうかそれはわかりませんが、その場合の教職員の人事配置、これは3月の中盤も過ぎて、4月1日からスタートするわけですから、その人事配置、予算面、そのことに対して支障はないかどうかまず確認をしておきたいと思います。

○金武正八郎教育長 人員配置につきましては11名ですので、学校がどのようにクラス分けをするかはちょっと存じませんが、単純に6名と5名になりますと1クラスに3名の教職員が配置されることになります。それで、財政的な面もこれは確保されていると認識をしております。

○仲田弘毅委員 総務課のほうも大丈夫でしょうか。

○島袋道男総務課長 教職員の給与費等につきましても、毎年12月1日段階の現員・現給を基礎にして翌年度の予算措置をするという状況でなかなか正確に見込むことは難しいものですから、例年2月議会において、過不足があつて増額補正、減額補正をお願いしているのが状況でございます。過不足が生じればそういうこともあり得ると思います。

○仲田弘毅委員 障害を抱えた子供たちは、本当に皆さん御案内のとおり弱者でありますから、子を持つ親、この親御さんたちは健常な子供たちを持っているPTAのお父さん、お母さん方よりも相当気を配っている状況であります。弱者のために気配りをぜひお願いしたいと思います。

次に、37ページ。これはサッカー専用スタジアムについてであります。教育長、これ検討連絡会議なるものが平成20年3月に立ち上げられているわけですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 平成20年3月25日に検討委員会を設置をされております。以上です。

○仲田弘毅委員 まずは、この検討委員会がどれぐらい今話が進んでいるのか、

また停滞しているのか、現状報告で構いませんので。

○**渡嘉敷通之保健体育課長** 平成20年3月25日に検討委員会が設置されて、それから平成21年2月までの約1年間に3回の会議を行っております。その間に先進県の視察、調査等を行って、特に愛媛県とか徳島県あたりまで足を運びながらサッカー専用スタジアムの調査をしております。その調査結果を受けて、平成21年3月30日にこの報告書ということで、知事に取りまとめた報告書を提出をしております。その後は、詳細な再度調査が必要ということで、知事のほうからは観光商工部産業政策課のほうにもうちょっと詳しく調査をするような指示がなされております。平成21年11月には、この産業政策課のほうからは奥武山陸上競技場の兼用のサッカー場を含めた形での知事への報告をされていると伺っております。

○**仲田弘毅委員** このサッカースタジアムは2万人収容ということですから、サッカーの国際試合、それから我が国におけるJリーグの、プロの公式戦ができるくらいのハード面を兼ね備えたスタジアムになるわけですが、この3回の会議、また現場視察も行われて、場所の決定とか、あるいは場所というのはどこどこというのが決定しないことには、どこの地区に決定とかそういった報告もなされておりますか。

○**渡嘉敷通之保健体育課長** 詳しい設置をする場所、会場、地区等については、まだ内容等については出ておりません。

○**仲田弘毅委員** スタジアムの総経費みたいなものは、今まで視察した会場の中から沖縄の設計により近いところで大体どれくらいの予算ということまでは決まっておりますか。

○**渡嘉敷通之保健体育課長** これまでに視察調査した中では、専用のサッカー場として屋根がつかないサッカー場に関しては約100億円ぐらいの建設費が必要と。それがドーム型になると260億円の建設費用が必要となっております。ただ、今現在、陸上競技場との兼用サッカー場というふうな動きもございますけれども、それについては陸上競技場の改修等が必要になってきますけれども、大体4億円から6億5000万円程度の費用で改修は可能ではないかというふうな結果を出しております。

○仲田弘毅委員 4億円のドーム型のスタジアムとなりますと、これはランニングコストだけでも大変だと思うのですよ、維持費だけでも。今の沖縄県のサッカー少年と言われる子供たちが夢と希望を持って頑張っている。そして、サッカー協会の伊江先生も含めて頑張っているスタジアムであるけれども、その話が知事の公約の中でも一番子供たちが期待している大きな公約事項ではあるけれども、その話の進展が思うようにいっていないような気がするわけですよ。ですから、教育委員会がかかわる範疇と全庁的に知事部局を通して、全体的にかかわる内容といろいろあるかと思うのですが、その方面について保健体育課はどれぐらいかかわっていますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 先ほども言いましたけれども、委員会を立ち上げて、建設に必要な条件的なもの、例えばこの設置をする場所とか、あるいはスタジアムの規模とか、それから運営主体とか、そういうふうなものを他都道府県に行って調査をしてこういうふうな課題がありますと。それからニーズ等も含めて報告書を提出するまでが教育委員会の業務と。それから建設に向けてのまだ再度細かいのはまた関係部局等々との話し合いがあるのかなと思っているところです。

○仲田弘毅委員 阪神タイガースが宜野座村でキャンプを張ることによって、経済効果が約6億円とか7億円という試算が出ているわけです。今いろいろとコマーシャルが流れている奥武山野球場が、いよいよ阪神・巨人戦がオープン、一これはオープン戦、2階といっても前売り券が完売で不足している。試合の前に来られるメディアの皆さんがすごい数だと聞いているわけですよ。ですから、野球でそれぐらい、全世界的に大きな人気を持っているサッカーができるということは、これは大きな本当に沖縄県を全世界にアピールする大きな材料にもなると思います。そういった意味合いにおいても、ぜひ保健体育課を中心に頑張ってくださいと思います。今度の奥武山野球場のネーミングだけでも、あれコマーシャルがすごいらしいです。ですから、そういったことも含めて保健体育課が募るぐらい、ネーミングもぜひ頑張ってください。

最後の質疑になりますが、71ページの陳情第8号。これは新規で南部農林高等学校と南部工業高等学校の再編統合問題について、これは陳情平成21年第106号、同第192号、同第203号、陳情第38号と随分たくさん陳情書が出ているわけです。これはやはりその子供たち、保護者、同窓会、地域の皆さんがそれだけ地域の学校に大きな関心を示しているという意志表示だと私は考えております。その中において、教育長も一生懸命お話をして理解を求めて頑張ってい

ると思うのですが、どれぐらいのPTA、あるいは同窓会、地域の皆さんへの話し合いがどれぐらい持たれたのかお聞かせください。

○島袋道男総務課長 平成21年6月には両校の保護者とか、同窓会、それから南部地域の市町村教育長と地域関係者を対象に地域説明会を実施しております。そこでは、数名の地域の方々から、例えばキーワードは社会や産業の近代化への対応であると考えます。社会が急速に変化し、複雑化している中で専門高等学校の教育の目的は近代産業になる人材の育成にあり、そのような学校が必要であるとか、それから別の方からは平成20年7月には中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律が制定されていると、これからはそういう時代であって計画を進める上で子供たちの立場で考えることが大切だといったふうな賛成意見がございました。では、南部農林高等学校の同窓会のほうから反対意見がありましたけれども、地域説明会では理解を得ることができたのかなというように思っております。それから去年の11月13日には南部市町村会において説明及び意見交換を行いました。その南部地域の首長の中には3名、南部農林高等学校の同窓会の方がいらっしゃいまして、そこでは同窓会の理解を得てほしいとか、それから地域にかかわることはもっと早目に南部市町村会にも説明をしてもらいたいとかというふうな意見をいただいたところです。それから同窓会だけに限っていいますと、平成20年度に1回、平成21年度になりまして、教育長、それから教育管理統括監も含めての話し合いも2回と。それ以外に6回、合計8回、平成21年度だけでも8回、同窓会との話し合いを行っております。

○仲田弘毅委員 私たちも地域の皆さんと、同窓会の皆さんといろいろな意見交換させていただいて、同窓会の皆さんのこの素直な気持ちの中には自分たちの母校の名前がなくなるから反対だという、本当に単純ではあるけれども、本当に本音で反対をしている方々もいらっしゃる。それから保護者会の中にも、PTAの保護者会の中にもいろんな御意見があると聞いておりますけれども、教育長の処理方針の中でPTA同窓会、地域住民の理解を得てその事業は進めますと、そう答弁をされておりますけれども、その理解を得て進めていくということは、反対されている方々の御理解が得られると、この事業を進めていらっしゃると、その点どうですか。

○金武正八郎教育長 両校の統合につきましては、やはり両校の子供たちの将来を見据えて、やはり私たちでは彼らの専門性、それからこれからの社会に対

応する力をつけていくためにはやはり欠かせないものであるという認識をしております。やはりまた、学校の教育に当たっては、やはり地域、家庭、学校、そして同窓会関係者等すべての皆さんの連携協力の中で教育は行われますので、やはりみんなの思いがやはり子供たちを育てるということは同じですので、やはり引き続いてPTA、同窓会、地域住民等にしっかりそのところを中心に強く訴えていけば私は理解を得られるものだと思っておりますし、またそういう形で進めていきたいと考えております。

○**仲田弘毅委員** 教育長の答弁は理解を得てということに執着しているのですが、理解が得られない場合は見切り発車しないと認識してよろしいですか。

○**金武正八郎教育長** はい。学校教育は先ほど申し上げましたように、やはり家庭、学校、地域、社会、すべての協力を得て初めて学校教育ができますので、しっかり理解を得てスタートしたいと。委員がおっしゃるような見切り発車はしないと、しっかりと理解を得た後で私たちはしっかりまたお互いですばらしい学校をつくっていききたいと考えています。

○**仲田弘毅委員** 学校運営は、教育長、本会議でも、予算特別委員会でも常に答弁しているように、学校運営、学校経営はPTAの保護者会などのように地域の皆さんの協力が得られないと学校運営はうまく絶対できないと、そう私は信じていますと何回も答弁しておりますし、やはり保護者会、地域の皆さんと一致団結して学校運営に当たるということが一番大事だと考えていますので、そのところをしっかりと踏まえてよい学校運営になるようにお力添えをお願いしたいと思います。以上です。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** ただ今の議案の陳情のほうからいきたいと思います。55ページの陳情平成21年第192号、同第203号ですけれども、地域の理解がまだない中で説明も不十分ではないかということがある中で、このような前議長とか、同窓会の皆さんもそうなのですけれども、ここをお尋ねしたいと思います。陳情の中で、入試志願者は南部農林高等学校の過去5年間の募集定員を上回っていると。農業専門校に対する志願者が上回っているということの記述があるのですけれども、これをどのように教育長はとらえていらっしゃるか。

○**金武正八郎教育長** 農業高等学校は志願者が定員割れをしていないということは認識をしております。しかしながら、やはりこれからの社会を子供たちに専門的な力、また自分の専門以外の力をつけていくことが大事でございますので、やはりそういう意味で、私たちは2つの学校が一つになって工業も、農業もそれぞれの専門性をお互いに身につけていけるような形をつくっていきたいということで、今回進めていることでございます。

○**西銘純恵委員** 専門的な力をつけるということをおっしゃっているのですけれども、高等学校は3年間ですよ。3年間で農業だけを勉強するのと、別の分野を入れてやるのと、何が専門性は高くなるのでしょうか。農業ということに集中してやったほうが専門性が高くなると私は思うのですけれども、どうなのでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 専門を高めるというのは、一つに深めるということと、また大きく幅を広げるという両方があると思いますけれども、これからの専門高等学校は実社会に生かされる知識や技術の習得が大きな目的でございます。御承知のとおり、産業構造もいろんな形で世の中も大きく変化してきております。企業から求められている人材の資質、能力もいろんな能力、資質が求められています。特に、専門高等学校はこの時代の変化とともに大きく変化しております。ですから、専門高等学校で学ぶ生徒たちには専門性の、もちろん自分の専門を深めるという習得はもちろんのことでございますけれども、さまざまな場面で応用できる多用な知識、そして技術、想像力、そして職業人としての自立性、そういうものが求められる時代になってきていると思っております。ですからこの両校の統合につきましても農業と工業の専門性をしっかりと維持していくとともに、異なる分野も総合的に学んで、新しい事業をつくる時、また高度な経営をするときに生かしてもらえよう知識や技術を身につけさせるためにそういう専門性を高めるということでございます。

○**西銘純恵委員** おっしゃっていることはすごい理念、素晴らしいのですけれども、ただ本当に高等学校教育の中で3カ年やって、さらにそれからどのように多角的にやるかとかというのは3カ年という短い期間で習得する、また基本的な科目も学びますよ。実際の学校教育の中身との関連でおっしゃっていることが本当に乖離しているのではないかと思います。3点目に、南部地域は県と那覇市に隣接して、食糧基地として大きな役割を担っていると。教育長は、沖

縄島のこれからの産業といいますか、農業というのを柱として持っていくという観点がないのかなってちょっと思ったのですよ。逆に、沖縄本土復帰から農業人口が11万人くらい減ってきているという状況から見れば、沖縄の県土から見れば休耕農地がふえてきている。これをどうするか、農業をしっかりとやってもらって農業でもやはり将来、職業としてやっていけるというところに逆に農業高等学校の専門性をどう高めるか、そこにどう教師の皆さんも専門的な方を入れてやっていくかということが、今本当に那覇市という大きな消費地を抱えている沖縄本島南部地域のところでは重要なのではないか。逆に、農業教育を将来に向けてこの産業を支えていく力が薄れていくような教育ではないのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 農業は、やはり国の宝と言われるくらい、僕は農業はやはり食育で、食べるものを一番つくる原点ですので大事だと思っています。やはり、農業高等学校の生徒に求められているのは卒業した後にしっかりと農業で生計を立てていけるような力をつけていくことも大事だと思っています。ですから、農業を、専門をやるのですが、まず販売もやらなくてはならないと思います。販売の理解、それから農業は今畑をつくるだけではありません。いろんな電子機器を使ってハウスの中でいろんなことをやる力も必要です。ですから、農業で今までくわとこのあれだけという形も大事ですけども、やはりいろんな形で生産をすると、生産をした後はいかに販売をするか、インターネットで今いろんな形で販売を出します。そういう形をとって、やはり社会の中で自分が自立して、経済的にも、生計でもそういう力をつけていく基礎をつくるのが大事だと思います。そういう意味で、農業がもっと魅力的でやはり多くの生徒が、それで働いていきたいということを育てていくのが大事ですので、そういう観点も含めて今度の統合は考えております。

○西銘純恵委員 私は、教育長がおっしゃった農業というのは販路もみんな含めてということであれば、なおかつ農林高等学校の中にそういう部分を教育の中でやはり保障していく、必要だと思われるところを教育課程の中に入れていくというような農業がやはり希望が持てるものにできる方向性ではないのかな。逆に、工業と一つに統合するということが、そのおっしゃっていることの実現につながるのか、逆行しているのではないかととても思うのですよ。ですから、教育長がそういうお考えということなのか、ただ根底に学校の統廃合というのがあるのかということを含めてもう一度お尋ねしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 私は、今の専門高等学校の生徒には自分の専門性ももちろんですけれども、さまざまな場面で応用できる多用な知識、技術、想像力が必要だと思います。それで、例えば工業高等学校の生徒にとっても工業を学ぶだけではなくて、農業を見ることに、知ることによって、農業の中で工業がいかに生かされて、自分が何をするかということが一つの発見になると思いますし、逆に農業の生徒は、工業の機械とかコンピューターとか、こういうことを見ることによって、ハウスの中でいかに水耕栽培とか、いろんな今、お互いにそういう世界が僕は広がると思うのです。これからの世の中は、やはり農業、工業すべて生産する側はつくるだけではなくて、その管理、それもすべて必要になると思います。ですから、そういう多用な視点、経験、そういうことを子供たちが学んで、何かのきっかけでまた大きく飛躍してもらえればよいと思います。

○**西銘純恵委員** そういうお考えは、那覇商業高等学校一特化した本当に伝統のある高等学校がありますけれども、農業も、商業も、工業も一つにしてという考えにつながる思考方法だと思うのですよ。ですから、本当に専門性を持った学校に、どう足りないところを、どう拡充するかという観点が抜けている。そこを指摘してこの件は終わりたいと思います。

1 ページの請願です。美咲特別支援学校の幼稚部の件ですけれども、11名の合格者が出たと。それでクラスは2クラスだと。クラスの人数をどのように配置するかはまだ決まっていないとおっしゃったのですけれども、この11人の子供の障害の程度や子供の状態、これはクラス配置のために考慮されるものでしょうか。

○**金武正八郎教育長** それも含めまして、やはり学校の中でそういう判断をしていくものと思います。

○**西銘純恵委員** 具体的に、どの子と、どの子を1つのクラスにして、2クラスではあるけれども、どういう人数配置にするかということは学校に任されているということですか。

○**金武正八郎教育長** 学校に任されております。

○**西銘純恵委員** そうしますと、学校の側が5名、6名ということを具体的に子供の判断をしてなったときに、このクラスは、クラス担任ともう一人の教師

と介助員もいると。そしてもう一つのクラスも、クラス担任ともう一人の教師と介助員がいると。今5名の現状で、5名の幼稚部でクラス担任の教師と介助員がいるのですよ。だから、同じような配置にならないと教育は難しいと学校長が判断をして、教育長に教師の要請をしたら、教育長は、はいと。その教職員の配置というのは、校長の要望に沿ってやるということですか。

○金武正八郎教育長 学校長から、いろんな形で定員要求があると思います。基本的には1クラス1名で8名で来ますので、もし軽度障害であれば、必ず5名に対して2名もあり得るわけです。ですので、学校がそういう状況を踏まえて、相談に来たときには、やはりそれに対応してお互いに調整をしていくことになっております。

○西銘純恵委員 わかりました。それでは、学校の側と、やはり子供を入学させていく父母の皆さんの丁寧な話し合いのもとに教員配置ということで要請があるかと思えます。ぜひ、父母の願いにかなうようにやっていただきたい。もう一点、親子共学の件をお尋ねしますが、親子共学については、期間は幼児の状態に合わせて共学期間を処理方針でと言っていますけれども、これまでの現状を、親子共学というのは個別の児童に合わせてやっているのでしょうか。期間については、最短、最低で何日間、そして長くてどれだけということで行われているのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 現在、入学する子供たちの細かな情報は持っていないのですけれども、最長が3カ月で、子供の障害の実態に応じて、そして親子の関係において学校が決めていくということです。

○西銘純恵委員 やはり早く親子分離したほうがよいとか、子供の状態というのはやはり障害に応じていろいろ違うということが言われておりますので、しっかりと学校と子供の状況を知る父母の皆さんとの話し合いに沿った形で親子共学についてもやっていただきたいと思えます。

次に移ります。67ページ、新規陳情第1号です。子供たちに行き届いた教育の保障を求める陳情ですけれども、教育予算をふやしというところで、教育費の保護者負担の軽減、無償化を進めていくことについて、教育長は教育予算の充実に努めていきたいということなのですからけれども、今教育費の保護者負担というのは具体的につかんでいらっしゃるのでしょうか、どれだけの負担があるかと。

○島袋道男総務課長 文部科学省の実施している教育費負担の資料があるのですけれども、済みません、持ってきておりませんので、即答はできません。

○西銘純恵委員 文部科学省というより、職員の皆さんは学校現場から来られた皆さんもいますよ。だから、すぐ大体年間負担は小学校で幾らくらいあると、中学校ではどれくらい高等学校では入学するときに、この部活動の準備とか、制服とかいろいろどれくらいというのは、大体どれくらいというのはすぐ出ておわかりだと思えるのですよ。それを答えていただきたいのです。

○平敷昭人財務課長 全日制課程の場合で、平成20年度の状況ですが、授業料で年間11万8000円、あとは私費負担で—これの内訳はないのですが、年額でおよそ5万6000円ほどになっております。トータルで17万4000円ほどになっていきます。

○西銘純恵委員 高等学校と言われましたけれども、そうですか。

○島袋道男総務課長 先ほど話ししました子供学習費調査の資料がございましたので説明させていただきます。小学校が公立で30万8000円、私立で139万3000円、中学校が公立で48万円、私立で123万6000円、高等学校が公立で51万6000円、私立で98万1000円となっております。これはいわゆる父母負担の費用でございます。

○西銘純恵委員 全国平均ですか。私は、沖縄県は小学校、中学校、高等学校も今度興南高等学校、嘉手納高等学校が選抜高等学校野球大会に行ったのですが、そういう部活動にかかわる派遣費関係もとても大きな負担ではないのかなと思っているのですが、これは実際は入った数字と見ていいのでしょうか、入っていないのではないのでしょうか。

○島袋道男総務課長 この調査は隔年に行われているのですけれども、本県でいいますと平成22年度、来年度がその調査の年になっていきますけれども、10校が抽出されています。公立高等学校が10校、私立幼稚園が2校ですけれども、その中で父母の数が230名を対象にしているという状況ですので、抽出ですから場合によってはそういう県外派遣等の費用を負担した方が当たるかどうかというのはよくわからないという状況です。

○西銘純恵委員 やはり、それを超えて負担はあるのではないかと、結構な負担ですよ。だから、ここを教育長、私、前にも親の経済力が学力の差としてあらわれているということは、もうこの数字が出されてから教育長が一番御存じだと思えるのですけれども、このような負担をするというものについて何らかの、ある意味では実質無償化になっていくようなことをやらないといけないのではないかと思うのですよ。教育予算の充実ということで努めてまいりますということにはなっていますけれども、具体的にどのようにやろうとしているのか。

○金武正八郎教育長 子供たちのそういう家庭の支援とかにつきましては、今回、授業料が次年度から無償化になるということで大きな修学の機会を保障するのに大きなプラスになるのではないかなと思いますし、これまでも家庭でそういう経済的に困っている生徒については修学援助の充実も進めているところでございまして、それから奨学金の貸与等もいろいろと緊急の面でも増加して対応しているところでございますので、いろんな面でやはり子供たちが学ぶときにお金の面で心配することがないようにすることが大事ですので、そういうところをしっかりと子供たちが安心して学ぶ環境を整えるような形で努力してまいりたいと思っています。

○西銘純恵委員 授業料の無償化は、これまで減額免除を受けていた子たちからすれば全く変わらない状況になるわけですよ。無料にしていた、免除していた家庭からすれば、だから本当にそういうもともと家計が厳しかったというところに平準化という形で授業料の無償化、これは当然諸外国と同じように高等教育まで無償にという声が広がってこういうところまで来てはいるのですけれども、それでも無料になっても、まだ高等学校での負担が大きいというものを、逆にこれまで授業料を免除していた家庭に対して無償化というのであれば、逆にそれを超える私費負担の、先ほど数字が平均で出ましたけれども、この分を県は支援をするという新たな政策というのは考えられませんか。

○平敷昭人財務課長 今の授業料の無償化に伴いまして、従来、減免を受けていた家庭は実恩恵がないのではないかという趣旨の話が、たしか国会のほうでもされているようでございまして、要するに授業料は新たに減免をされることはなく、それに見合いの税の特定扶養控除というのですか、その分が圧縮されて実質減免を受けていた家計は負担増になるのではないかという議論がたしかなされているようです。これにつきましては、その扶養控除の圧縮までに1年

ほどの猶予があるということで、国のほうでもこの間に教育負担の実態を踏まえて実際に家計に影響が生じる2011年末に向けて必要な対策を行えるようにしたいという発言をされているようですので、今のところはその状況をもう少し注視をしたいと考えているところです。

○西銘純恵委員 今答弁があったのですけれども、無償化の財源も特定扶養控除を廃止してやるということが逆に増税になっていく、負担増になると。ほかのところにも公営住宅の家賃とか、国民健康保険料とかいろいろなものに波及していく、増税に、負担増になるのではないかとこのところは今回の論議はおいにおいて、具体的にこれまで免除されていたというものについて、この4月から無償化に入りますよ、授業料。だから、私費負担と言われる部分について、これまで持っていた免除分について、援助できないのということです。

○平敷昭人財務課長 免除分について、免除を受けていた方について、私費負担に何らかできないかという話なのですが、それは今具体的には検討はしておりません。ただ、国庫補助金のほうは、従来免除相当分は、実は国庫負担分から、総額から除外されているといえますか、予算総額自体、従来減免実績分が外れているような格好で予算が組まれているような話で、中身がまず正確に固まっていないところがあるのですけれども、それを少し注視する必要がありますが、そういう総額的には引かれているので、新たな財源は県には出てこないというのが実情であります。

○西銘純恵委員 やはり、名実ともに高等学校授業料無償化というものにまだなっていないと。ましてや、減免が多かった沖縄、所得が経済的に厳しいという沖縄では県の財政もそんなに影響がないような形であれば、もっと国にも言うべきことを言うということが、決まる前に実体こうだというのはもっと声を上げるべきだと一応指摘をしておきます。私費負担に対する支援は難しいだろうという答弁ですから、できたら検討していただきたいという要望をやってこれは移ります。

今度、高等学校の卒業式が終わりましたがけれども、高等学校の授業料を滞納して卒業ができなかったとか、卒業延期になった、留年になったというのがありますでしょうか。以前に、それは聞いたのですけれども、きょう答えていただけたら、数字が出てこなかったものからです。

○諸見里明県立学校教育課長 高等学校におきましては、授業料の滞納のみで

卒業できなかったとか、卒業延期になったとかそういう報告は受けておりません。

○西銘純恵委員 留年という制度もあるのでしょうか。それと中途退学はなかったのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 授業料のみでの、そういう事例の報告はございません。

○西銘純恵委員 わかりました。修学援助も聞きたいのですが、余り時間が無いというので83ページの陳情第49号に移らせていただきます。特別支援教育について伺います。沖縄県手をつなぐ育成会の障害者団体から出されていますが、特別支援教育をどうしているかということなんですが、特別支援教育で、小学校、中学校のほうで、特別支援学級で勉強したいと。特別支援学校じゃなくて普通学校の支援学級で勉強したいという皆さんの要望が、私は前に資料をいただいて6割、7割しか得られていないのではないかというのを持っていて、この各市町村、学校の現場から要望がきますよ、特別支援学級を設置してほしいと。これが要望がどれだけで、そしてクラス設置がどのようになったのか、この学級に入れなかった子供たちがどうなったのか、平成21年度、新年度どうなるのかをお尋ねします。

○上原敏彦義務教育課長 平成21年度、設置の申請の学級数は489学級、そのうち5月1日現在で設置した学級数は426学級でございます。平成22年度につきましては、設置申請の学級が491学級、1月で内定した学級数が443学級でございます。なお、この申請に漏れた子供たちにつきましては近隣の学校とか、あるいは校内の体制でもって子供たちのケアをやっていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 充足されていないというものは、先ほど午前中の教職員の定数問題とも大きくかかわるのですよ。学級が必要とするということをしちんとやるという立場に立てば489学級の申請に現場のほうから学級に入れたいという希望があれば、それができていないというのを求めている教育を施すことができないという立場に立ってほしいと思うし、あと近隣の市町村というか確かに普通学級に入ったら市町村の仕事ということになりますけれども、でも追跡でどのような教育を受けているのかというところまで次はどうしてもつかんで

いただきたい。そこまで深めて教育がちゃんと、十分ではないとずっと思っていますので、どう教育を充実させるかということで、足りないところをきちんと市町村とも協力して県がやるということであれば、学級に入れなかった子供たちがその後どうなっているかということをやはりつかんだ上でないと対策はとれないと思いますので、その件について最後に教育長の答弁をいただいて終わります。

○金武正八郎教育長 各小中学校への特別支援学級の設置につきましては、市町村からの要望と対応、いろんなことを総合的に考えて設置をしております。設置できなかったところであっても、その近隣で、例えば週に何回か行ってサポートしてもらおうとか、またそこに行くとかいろんな形で支援をしていますし、それ以外にも普通学級の中に入るにしても特別支援員というのがおりますので、その特別支援員の方々をつけて、普通学級でもサポートをしていると。漏れたところでもしっかりと支援をしていく形で取り組んでいるところでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 3点お聞きしたいと思います。まず1点目は、アオサンゴの天然記念物についてあえて今回質疑させていただきたいと思ったのは、ことしの10月の生物の多様性に関する条約第10回締結会議が日本で行われるようです。このアオサンゴの群集が天然記念物として沖縄県が指定することによって、沖縄県のサンゴ礁保全への意欲、それから世界的にそれを伝えていくよいきっかけになるのではないかという観点からアオサンゴの陳情について質疑をしたいと思うのです。前回までの皆さんの御答弁の処理概要を見てみると、アオサンゴは1つには沖縄県の天然記念物の指定の条件として、私が前回で認識しているのは学術上貴重であるということと、それから沖縄の自然を記念するものという2つでよかったのでしょうか。それ以外にも条件というものはおありでしょうか。

○大城慧文化課長 先生がおっしゃったとおりの状況でございます。

○比嘉京子委員 そうすると、今処理概要の中にあるような、特に本県の特徴という意味において、他の造礁サンゴと比べて際立った特徴を有するものでは

ありませんという認識が、我々がいろんな専門家と勉強会を重ねている中で、かなり県の認識と専門家の評価というものに対してかなり乖離している、ギャップがあると感じているところなんです。といいますのは、アオサンゴ自体はもちろん沖縄県内に数多くあるということはみんな認識していると思うのですが、なぜ大浦湾なのかということなんです。一つには、ここの陳情にもあるように、IUCNのレッドデータリストに絶滅危惧種という認識が県にどれぐらいあるのかというのがまず第1点にお尋ねしたいなと思っています。

○大城慧文化課長 天然記念物に指定する際には、特に絶滅の危惧種にある種を保護する制度ではありませんので、地域の自然を記念する物件を文化財として現在指定をしております。ですから、特に絶滅危惧種であるということと、地域の自然を記念するということとはまた別の問題ではないかなと考えております。

○比嘉京子委員 学術的な評価という点で、非常に希少価値があるということの一つの学術的な評価に私はなるのではないかなと思うのです。世界中至るところどこにもあって、概してこれが貴重なものであるという認識になるのか、ならないのかということが県の認識の問題であろうと思っているのですよ。そういうことからいうと、レッドデータリストに載るということは、私たちは散在しているアオサンゴを見ているわけですが、世界的に見ると非常に貴重であるという認識に、沖縄県自体がそういう認識に至っていないのではないかなという考えがあるのですけれども、どうなのだろうか。

○大城慧文化課長 確かに、委員がおっしゃるように2008年度版レッドデータリストでは、それには造礁サンゴ類のアオサンゴだけではなくて850種余りのサンゴが危機的な状態だということにあります。アオサンゴのみが絶滅的な危機に瀕しているというようなことだけではないのではないかと考えておりますけれども。

○比嘉京子委員 もう一つは、この大浦湾のチリビシにあるということと、それからこの大きさ、一つの遺伝子として。今、石垣市白保の場合のアオサンゴというのは遺伝子がいろいろ散在していると思うのです。ここにおける遺伝子が一つのクローン種であるということの貴重、それと大きさ50メートルに、それから27メートル、それから高さが12メートルの形状のところにあるということの貴重種というのですか、しかも1種であるということ。もう一度、ど

れだけ貴重なのかという検討をここで議論するというよりも、むしろもう一度見直して、ことしの10月の、言ってみれば生物多様性条約国際締結会議に、県としてそこら辺の要請を行うのか、行わないのかもう少し慎重に検討するということはどうでしょうか。

○大城慧文化課長 委員がおっしゃるように、やはり今の大浦湾のアオサンゴにつきましても新聞等々で私たちも知っていますし、そういう規模において、単体であれだけの規模のものというのは、確かに貴重で学術的にすぐれていると思います。ただ、それを天然記念物と指定するとかということにつきましても、これからまた資料の収集、情報収集等も兼ねて考えていきたいと思っています。

○比嘉京子委員 まず、こちらにいらっしゃる方の中で潜って見たことがある方はいらっしゃるのですか。

○大城慧文化課長 私は潜っておりません。

○比嘉京子委員 県議会議長は潜っています。私たちも行きたいとは思っているのですが、天然記念物でサンゴの指定というのはこれまでにあったのですか。

○大城慧文化課長 沖縄県内にまだございません。

○比嘉京子委員 これまでにサンゴの天然記念物の指定は1回も行われていないということなので、その意味も込めてもう少し評価を皆さんの中で検討しただけということなので今回はサンゴについて終わりたいと思います。

次に、図書館問題で多くの皆さんが陳情を出されておりますが、しかしながら、また新規に図書館問題が、特に竹富町議会、それから与那国町議会、両方から来ておりますので、1点だけ確認をしたいと思うのです。72ページの新規の陳情の中に最後の5行ぐらい、我々はというところです。「我々は、県教育委員会に住民との意見陳述や意見交換の機会の設定をお願いしているが、旅費がない等の理由で、実現できないとの認識と態度が残念としかいいようがない。」とあるのですけれども、この陳情と皆さんが出された新しい処理概要の書きかえはこの陳情の後だと理解してよろしいのでしょうか。

○岩井健一教育管理統括監 新しい陳情処理方針は、多分1月20日の、ですから陳情者との意見交換を踏まえて出したというものではなくて、多分出し方が

ずれている、我々のほうが後になっていると思います。

○比嘉京子委員 今現在では、このことではないと、こういうことではないという理解でいいわけですか。こういう理由ではいけないということだと。

○岩井健一教育管理統括監 教育委員会と、地域との意見交換会は当然あり得ることではありますけれども、まず行政的な対応、私どもとしては八重山地域の石垣市、それから竹富町、与那国町の教育委員会等々と交えて、地域の図書館サービスをどうやっていくかという意見交換をまずやった上で、教育委員会との意見交換も設定していく必要があるのかなというように考えております。

○比嘉京子委員 処理概要の書きかえのところでは、教育委員会と幅広い地域住民との意見をということ、教育委員会と皆さんとの話し合いをすると私は理解していないのですけれども、どうなのでしょう。

○岩井健一教育管理統括監 教育委員会は、やはり県全体の図書館サービスをどうやっていくかという観点から検討していただくものと私共は思いますので、やはりまずは市町村教育委員会の行政関係者とも意見交換会をやった上で、それを伝えた上で、八重山地域での意見交換会も必要があれば実施していくということになるかと考えております。

○比嘉京子委員 3ページの処理概要に教育委員会や関係団体も含めて幅広く意見交換をしていきたいと。ここで、またボタンのかけ違いが起こったらまずいのではないかと。私は、教育委員会というよりもむしろ最初から多くの人を入れてやるということのほうが、結論があって、ある程度の統一されたものがあって、それをということではなく、最初から幅広い意見の場を、代表的に今52団体でしたか、何団体かが陳情を出しているわけですよ。ですから、そういう団体がかかわっているわけですから、関係団体も最初から入れていくということが肝心ではないかと思われませんが、いかがですか。

○岩井健一教育管理統括監 地域の関係団体との意見交換会は当然必要なこととございまして、ただ地域の図書館サービスは、まず市町村のほうが主体的にやっていただくという考え方もございまして、そのあたりの考え方をお聞きした上で、市町村教育委員会も一緒になって地域とまた意見交換会をしていくというようなことも考えたいというように思っております。

○比嘉京子委員 先ほどからもありましたけれども、引き続きこの図書館行政について少し意見交換をしたいなと思います。今回の代表質問でも、私は沖縄県の図書館設置率は全国的に見てどういう位置にあるのですかという質問をいたしました。そうしますと、図書館設置率というのが全国平均が72.1%で、沖縄県が53.7%で、順位としては沖縄県は設置率が最下位であるという教育長の答弁をいただいたわけなのです。そのことを勘案してみますと、今の沖縄県立図書館八重山分館の問題も含めて、今図書館司書のお話もありましたけれども、私はやはり図書館の原点に立つよいチャンスだと思うのです、現状と課題を整理をしていく。他都道府県の状況等を調べてみますと、非常に活発な、いわゆる、県全体の図書館行政のあり方ということの政策について、行政のあり方の政策論争をいろんな方を入れて全体的に、ハード面も、ソフト面も含めてどういう方向でやるのかというようなことを検討して、いろんな難問に当たっていくというような、そういうような解決の仕方を何カ所かの事例で調べることができているのです。そういうことも踏まえて、今私は図書館行政は非常に危機的な状況にあるのではないかと思っているのですが、そういう行政の沖縄県の図書館行政のあり方というものを検討していく、そういうような検討をするようなものを立ち上げていく、そういうようなお考えはどうでしょうか。

○金武正八郎教育長 比嘉京子委員から御指摘がありましたように、本県、やはり図書館の未設置な市町村も多くございますので、今回、離島に向けての事業もやっている最中ですので、これからの本県の図書館のあり方を含めている形で検討する場をこれから本館である県立図書館を中心に検討してまいりたいと思っています。

○比嘉京子委員 もう少し検討していくということと、それからそういう集中的に議論する場を前向きに、設置に向けて考えていくというような理解に持って行ってよいかどうか、そこら辺は踏み込んで、難しいでしょうか。

○金武正八郎教育長 そういう委員会の設置に向けても前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○比嘉京子委員 これは高知県の図書館行政のあり方というのを少し読ませていただいたのですけれども、その中に図書館の現状と課題というのがあって、それから社会情勢の変化に伴ってこれから図書館に求められる機能というところ

ろに、人口減少を食いとめるための教育情報、文化環境だという位置づけといますか、項目があるのです。まさに、地方において、いかに情報、それから文化、教育の環境、特に私は学力対策なるものの根幹に図書館行政を充実させていく方向がない中で学力云々するということは、非常に一つの方向性として一貫した体系づくりがされていないと見ているわけなんです。そういう意味から言っても、一番大事なところで、近くに知的欲求を満たす環境を整えていくということがやはり離島にいても全然納得ができると思いますか、ここでも十分やっていけるという環境をどう提案していくかということ、県だけではなく、今竹富町議会からも、与那国町議会からも出ているわけなんですから、やはりそこも含めて沖縄の各離島も含めて、やはり私は図書館をどう考えていくのかということは、学力においても、人の文化環境においても、情報においても私はもっとここにこそ沖縄県は力を注いでいくべきことではないかと。今、皆さんがされようとしていた、先ほどの図書司書の問題も含めて、非常に逆行している中にあるように思えるわけなんです。そういう意味でも、ぜひ今回の図書館問題を含めて、よい転機に県の図書館行政を見つめ直し、それから充実させていく方向に向かうという意味でぜひ決意を前向きにいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○**金武正八郎教育長** ただいま比嘉京子委員から提案がありました件につきましても、それも含めまして、やはり本県の図書館の機能が向上するように、委員会等の設置等も含めて頑張っていきたいと思えます。

○**比嘉京子委員** では、よろしくお願ひします。

次に、最後に県職員の多忙化について、陳情平成21年第204号を中心にですけども、今2007年のデータが一番新しいですか。一番新しい病気休職と精神疾患の数字というのは、最新のものというのはどうでしょうか。

○**諸見里明県立学校教育課長** 平成20年度データで、病気休職者数が1万4045名のうち病気休職者数が382名ございます。そのうち、精神性疾患の病気休職者は156名となっております。

○**比嘉京子委員** 代表質問でもお聞きしたのですけれども、答弁に文書等の簡素化であるとか、それから定時退校日とかいろいろおっしゃっていたのですけれども、もう少し具体的に、これは小学校は小学校、中学校は中学校でそれぞれあると思うのですが、本当に一番先生方が各学校の個々の問題ではなくてど

ここにも共通して多忙化のしかるべき原因といたしますか、主になっている、一番先生方の時間をとっている業務というのは何ですか。

○諸見里明県立学校教育課長 勤務実態調査の結果から、勤務時間内での業務の状況につきまして、全体で4分の3を超える教員が何らかの形で業務量が多いと感じているということです。その主なものについては、公務文書に関する業務、それから学習指導に関する業務、生徒指導に関する業務、この3つで全体の8割近くを占めているという形になっております。

○比嘉京子委員 今御答弁にもありましたように、代表質問で文書の簡素化等については細かく、多分に皆さんの中で精査されておられるだろうと思うのですが、学習に対する多忙化の中身というのは何でしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 教師の主な仕事というのが学習に関する指導でございますので、例えば教材研究であるとか、あるいは試験問題等々そういうものをひっくるめた調査となっているのですよ。ですから、学習指導に関する業務が多忙だと感じている職員がかなり多いということです。

○比嘉京子委員 教師ですから、私なんかは次の自分の授業に対しての教材研究等は多忙という中に入らないのではないかと思います。つまり、これは本務ですから、それはもっと大事にしたいし、もっと時間をとりたいとどなたも思っていることではないかなと思います。ただ多忙の中身という中で、今ちょっと違和感を感じたので聞いているのですが、例えば公務文書であるとかというのであれば、もっともっとどれだけ減らせるかという問題が全体として必要であっていいわけですけれども、学習指導に対して多忙だというのがちょっとわからないので質疑しているのですが。

○諸見里明県立学校教育課長 例えば、学習指導の中でもその時間内で教材研究ができればいいのですけれども、やはり公務文書であるとか、委員会であるとかいろいろ重なって、持ち帰りの仕事が出てきたり、複合的に重なっているという形になります。

○比嘉京子委員 そのベスト3と言われるような多忙の割合みたいなのは出ているのでしょうか。どこが最も多いと感じているのか、そういう割合は出ているのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 済みません。今手持ちではしていません。

○比嘉京子委員 わかりました。後でその多忙の中身についての、先生方の結果をもう一度勉強し直したいと思いますが、私はこの代表質問のときにも少し再質問で申し上げたのですけれども、私が現場の先生方からお聞きしている中において、例えば小中学校の先生方が余りにも週案に明け暮れているのではないかと、学習指導のです。その週案をつくることで先生方が明け暮れて、そのチェックに教頭先生が明け暮れて、これをどうにかしないといけないのではないかとというような考え方があったのですけれども、教育長はどうですか。週案を改善していくというような必要性についてはどうなのですか。

○金武正八郎教育長 週案とか、年間計画とか、学校教育を進めていく上で、子供たちを教育していく上でこれは大事なことだと思います。どれだけ進路が進んでいて、どれだけ達成度があるのか、いろんな形で評価する上でも大事なことです。後は、それをいかに簡易化して、もしこれが多忙化につながるものであれば、いかに内容を精進していくかという課題もあると思いますので、その辺のところはもう少し調査をするなり、研究をちょっと試みて、本当にこの辺で課題があるかどうか、それを含めて調べてみたいと思います。

○比嘉京子委員 多忙化の連鎖というふうな状況を聞いているのです。確かに、計画を立てることは大事ですよ。ですけれども、高等学校では、シラバス化しているわけなんです。大学もシラバスなんです。年間計画を頭で立てれば、それがどう進んでいるかはチェック機能だけでよくて、先生方が週案をつくるのに多忙化されて、自分の授業のための教材研究を家に持って行ってやるというのは、それこそ本末転倒だと言わなければいけないと思うのですよ。だから、そういう提出物に対して膨大なエネルギーを割いていることに私は大きなメスを入れることが多忙化解消の第一歩ではないかとさえ思っているのですけれども、今おっしゃったように、これをいかに簡素化するのか、それをもっと何かで代弁させるのか、そこら辺の切り込みをもっと大胆にするお考えはないのですか。

○金武正八郎教育長 やはり多忙化というのは、やはり勤務実態調査からも明らかになっているように、本当に超過勤務が多いということは実態把握しております。それで、それも含めまして、公務の中で、そして授業、年間計画も含

めて、週案を含めて、やはりしっかりとどこに課題があるのか、もう少し簡略化、省略化ができないかも含めて、公務文書検討委員会というのを今高等学校で立ち上げておりますので、高等学校ではその中で削減できるものを、そういうものを検討しております。小中学校にもぜひそういうものを広めて、各学校で週案も含めてそのままでよいのか、もっと簡素化できないのか等も含めて各学校にそういうことを検討してもらうように私たちのほうで依頼文を送っていきたくと思います。

○比嘉京子委員 今おっしゃった週案というのは、生徒に直接的に影響があるものではないのですよ、生徒には教材研究なんです。先生方が上に対してやる報告文書なんです、週案というのは。だから、本末転倒ではないかと私は言っているのですけれども。そういう意味でいうと、だれが主体なのかを含めて、もっとどこに時間を割くべきかを含めて、私はやはり報告物にこれだけの忙殺をされるというのは実に問題があるのではないかと考えていますので、ぜひこのことも前向きにお願いしたい。そしてそのことによって、先生方が生徒のサインを見過ごすようなことがあってはならないと思うのです。例の、最後にうるま市の問題で、私に伝わってくる情報の中で先生方の多忙化によって生徒が重大なSOSを発進していたと。そのことを無視したというような情報があるのですけれども、無視したというのはちょっと言い方が悪いのですが、見過ごした、これも多忙化ではないかというようなことがありますけれども、生徒が情報というかSOSの重大な、リアルなSOSを発進したという話を聞いているのですが、そういうことはなかったのですか。あったのですか。最後にこれをお願いします。

○上原敏彦義務教育課長 学校現場からそういうことがあったという報告は受けておりません。

○比嘉京子委員 ぜひ、私はこういう状態だったら再発する危険性が大きいなという危惧を持っています。実態をしっかりと把握をして、本当に人1人の命が失われているのですよ。ですからしっかりと今の義務教育課長の答弁には納得がいかない面があるのですけれども、事実確認をもう少し踏み込むべきではないかと。もし、それをおっしゃったことがそうであるなら大変な問題ではないかとさえ思うのですよ。教育長、再発防止に向けて。

○金武正八郎教育長 SOSを、子供のそういうサインを見逃さないというの

が私たち学校の一番大事なところだと思っていますよ。そう学校は取り組んでいるものだと思っています。それがまた多忙化でそういうことがあってはならないと思っておりますので、基本的にはそういう今回のことを受けて、やはり気になる子供たちを事前にみんなで理解をして、そしてサポートして行って、そういういじめを防いでいこうというサポートチームというものを各学校にしっかりと日常的につくって、その気になる子というのはやはりそういう加害者になる可能性のある子たちがいますので、そういうところをしっかりとサポートをしていくという形で今サポートチームを全学校でそういうものをさらに強化をして、立ち上げて強化をしていただきたいと思います。サポートチームというのは、学校だけじゃなくてPTA、地域の方、そして警察、そういう形の中で子供に応じてサポートをしていくという形のチームでございます。

○比嘉京子委員 私は、今、地域云々ではなくてまず学校に生徒が信頼して、先生方にこれ以上ないというほどの大きなサインを訴えたのではないかと。その訴えたことを把握されていないというようなことであってはならないと。その訴えたことをまた見過ごしたという事実をもう少し私は調べていただいて、今のような状況で皆さんが問題を薄めていくなれば、私は決してこれはいいことにつながらないと思っておりますので、今の答弁も含めてもう一度実態の調査にこそ地域の問題、親の問題は今おいておいて、学校の問題として、どうするかという問題を学校だけに限定して、こんな状況でいいのかどうかも含めて、ぜひもう一度の検証をお願いしたいと思います。終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 2つの陳情について質疑したいと思います。まず1つ、74ページの新規第23号「若夏荘」「沖縄学生会館」に関する陳情。この沖縄学生会館の再建については継続審査でも3件今残っています。それで関係者を見ると、東京沖縄県人会、それから学生会館の行政父母一同等々が、この学生会館の再建を申し出ているのですが、今回の処理方針ではこの改築は困難であるということで断言をしているのですが、これは決定ということでしょうか。

○岩井健一教育管理統括監 庁内で検討委員会を設置して、検討した結果であると御理解願いたいと思います。

○上原章委員 別紙で、この検討委員会の結果報告書というのをいただいているのですが、この委員会というのはどういったメンバーが、どのような形で進めてこられたかをお聞かせ願えますか。

○諸見里明県立学校教育課長 委員長に教育管理統括監、副委員長に教育指導統括監、委員に総務課長、それに財務課長、施設課長及び県立学校教育課長で構成されております。庁内で設置された委員会です。学生寮検討委員会においては、沖縄学生会館の今後のあり方について事業効果や財政的な負担等の観点から慎重に検討を重ねてまいりましたけれども、平成20年度で3回持たれておりまして、平成21年度、本年度は10回の検討委員会を持ってこなしております。例えば、第1回目で体力度調査の実施の確認等、それからそれを受けての対応協議、次年度のスケジュール等、それから検討事項の洗い出し、現状及び検討事項の確認、敷地の利用方法、改築費の試算、運営費、公費の活用とか多方面から検討しております。

○上原章委員 庁内で皆さんが検討したということなのですが、当然、この結論を出す中で、この関係者一特にこの利用者、また父母会、県人会等の御意見はしっかり確認はしてきたのですか。

○岩井健一教育管理統括監 あくまでも庁内での検討委員会ですので、庁内各課で検討をしたということで、その検討に当たっては利用者の意見とかということは、特にその委員会の場では聴取しているということではございません。

○上原章委員 今回の新規陳情も含めて、こうやって陳情が4件出ているわけですよ。それで皆さんは、今回この学生会館が47年間、本当に多くの県民の子弟を、しっかりそこを生活の場にして、もうすばらしい人材がここで輩出されていると聞いておりますけれども、今回このいろんな検討委員会の中身を見て、私はちょっと再考なしという形で本当に決めていいのかなとあるのですけれども、例えば皆さんの資料、検討結果報告書の4ページ、この習志野市にある建物、これは今3階建てですか。

○諸見里明県立学校教育課長 3階建てと4階建ての2棟がございます。

○上原章委員 その4階建てのところに、土地が第一種低層住居専用地域にある沖縄学生会館の場合、開発規制が厳しいという表現になっているのですが、

今も3階建て、4階建てがある中で、新しく建てかえる当該施設というのは、規制でもう建てられないということになっているのですか。それとも、規制は厳しいけれども、建てられる可能性はあるのですか。非常にわかりにくい表現になっているのですが。

○岩井健一教育管理統括監 建物自体は建てられるということでありませけれども、新しく建てかえるということになった場合、習志野市の宅地開発の指導要綱の規制が入ってくるということで、その中で接道義務とか緑地負担とか、そういういろんなことが出てくるということです。開発規制とはそういう意味です。

○上原章委員 ですから、その規制は厳しいかもしれないけれども、建てられないわけではないのです。

○岩井健一教育管理統括監 建物自体が建てられるかということであれば、建てられると思います。

○上原章委員 それでいろいろ財源的な問題とか、皆さんが検討委員会の中で非常に厳しい報告書になっていますが、ただ中身を見ると、この学生寮の必要性は、東京都、神奈川県、千葉県に進学する沖縄の子供たちのデータとして、近年900人以上のそういった方々がいらっしゃるというデータとか、あと通常のアパートや、下宿している大学生が東京都内または関東地方で暮らす場合、この日本学生支援機構のデータでは、食事が朝夕つきで月額4万2000円という1つの下宿もしくはアパート。それと今回この現行の沖縄学生会館に入居している学生は2万7000円と、そういった報告があるんですけども。沖縄の親御さん等がこの大学進学で本当に送り出すときに、通常の下宿やアパートに入って生活させる、それを仕送りしたり支援をする中で、本当に今この学生会館の存在というのは非常に大きいと思うのですよ。それを皆さん、いろんな分析の中で、もう老朽化したのでその後は改築できないという結論を出す中で、今回の陳情者は、例えば若夏荘、うるま荘も含めてこの一今の習志野市に1000坪ですか、3000平米という大きな敷地が、せっきく県の財産であるわけですけども、これらをもう少し総合的に一おのおの老朽化しているわけで閉鎖されていると思うんですけども、次の時代を担う子供たちのために、やっぱり学生寮というものはどうしても地方から出る子供たちにとっては必要ではないかなと僕は思います。これは沖縄県のみならず、多くの地方の都道府県がやっぱりそ

う取り組んでいるわけですから、そういった点は教育長はどうですか。

○金武正八郎教育長 検討委員会のほうから3点ほど指摘の報告を受けましたけれども、まず1つは、やはり建築費が最低3億6500万円。そういうことで、試算をして大体寮費は6万円から7万円ぐらいいくのではないかと。習志野市周辺の家賃は大体3万5000円から6万5000円で、2万円ほど私たちが補助するにしても、寮費は4万円から6万円はいくだろうと。ほとんど民家と変わらないということと、それからあと1つは毎年1200万円ほど—1人当たり2万円ほど補助しますと、そして維持管理等いろんなことでコストがかかりますので、そういうこととか、それから子供たちが昔と違って、昔は沖縄県の子供たちが行ったときになかなか部屋が借りられないとか、そういう状況があったとかありましたけれども、今は子供たちは団体生活を好まないとか、そういうものもいろいろあって、いろんな面から考えて、やはり人材育成で、例えばそこを売って子供たちに部屋を借りるときの最初の敷金の貸与をしたり、そういう支援もあるのではないかと、まあいろいろ意見が出ておりますので。そこを踏まえて、これからまたいろんな人たちの意見を聞きながら、今後どうすべきか検討していきたいと。それからもう一つは、南灯寮—大阪の寮もそろそろ老朽化でございます。その辺のところを回って、そこを見越してここを売って、ここを改築するとかいろんな選択肢があると思うので、これからこの報告を受けた後、いろんな方々の意見を聞いて、子供たちのためにどうすればいいのかということを決めていきたいと思えます。

○上原章委員 私も、今、教育長が言われたとおりだと思うんですよ。今回の、皆さんからいただいたこの検討結果なんですけど、あくまでも習志野市にあるこの学生会館の一部の土地を売却して、試算したり、それからこの定期借地権方式、これも、あくまでも習志野市の状況に合わせた試算で出されているのですよ。私としては、今おっしゃるようにこの若夏荘や今現在稼働している恩納村もありますけれども、今の南灯寮とか、県が都内にもこうやって寮を一まあ女子寮も小さいですけどもあるわけですよ。これも老朽化していったときに、ではこれも閉鎖になってしまう、そういうことを考えると本当に沖縄の子供たち、特に離島を抱える県内の親御さん等にとっても、またこれまで本当に関東地方の中で、県人会の皆さんが支えてきた歴史があるわけですけども、何とか沖縄の子供たちが、本当に思いっきり勉強または自分の可能性に挑戦できるための支援を県が後退させるのではなくて、先ほど寮はつくらないで、それ以外にも何か方法は、奨学金制度とかいろいろあるのではないかなとおっしゃっ

ていましたけれども、確かにそれも一つの案であり、検討に値すると思うのですけれども。奨学金制度等は今ほかにもいろいろあるわけで、むしろ学生寮というのが47年間の歴史の中で、やっぱりこの東京都、関東地方に沖縄の子供たちが進学を目指す中でしっかり支える拠点があるとないでは違うのではないかなと僕は思うのですよ。ですから、この検討案は検討案、今回の庁内でやったものも含めて、これはこれでいろんなデータが入っていますので、それに今回の新しい陳情者が言っている東京都内の老朽化した施設等ももう一度加味して、何らかの形で突破口がつかれないか。もしくは、関係者の意見も、ぜひ皆さんが耳を傾ける場をつくって、この学生会館の今後の方針を決めてもいいのではないかなと。今回、こうやって困難であるという処理方針になっているので、あえて私はその部分をもう少し関係者の意見も確認していただいて、共有する形でこの学生会館の今後のありようを検討していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 今現在、習志野市にある学生会館も敷地等を有効活用して、子供たちのどういう支援が必要かということがこれから大事だと思いますので、いろんな方々の意見を聞いて、南灯寮の改築等もありますので、売るにしても非常に景気の悪い中でありますので、そこも様子を見ながら、意見を聞きながら、子供たちにしっかりと財産を有効利用、活用できるように検討していきたいと思っております。

○上原章委員 ぜひ、この南灯寮も一都内は千葉県とは大分不動産環境も違いますし、もしくは結構、高層的な計画も立てられるわけですから、ぜひ学生寮は存続できないかを含めて、再度、庁内で、いろんな人の御意見も聞いて進めたいと要望します。

それからもう一点、83ページの新規陳情第49号です。この特別支援教育、環境の整備の拡充について。私は、本会議でも再三取り上げていますが、先ほども教育長、特別支援教育支援員、この方々の役割は非常に大きいと私は思っているのですよ。幼稚園も含めた普通学校、国もしっかりとこの特別支援教育支援員は配置するべきだということで、交付税を各市町村にやっていただいていると思うのですけれども、この辺の各現場の配置状況はどうなっていますか。この交付税がちゃんと消化できているのか。

○上原敏彦義務教育課長 平成21年度の配置人数についてお答えいたします。小中学校で428校中260校に446名が配置されておまして、内訳ですけれども

小学校は275校中185校に351名、中学校が153校中75校に95名が配置されております。

○上原章委員 交付税の考え方というのは、国からどういう指導がおりていますか。

○上原敏彦義務教育課長 小学校、中学校は1校当たり120万円、幼稚園が50万円の交付税が措置されております。

○上原章委員 現場からの要望の数と、今の配置数をもう一度教えてもらえますか。

○上原敏彦義務教育課長 小学校は、学校から要望があった支援員の数618名、そのうち市町村教育委員会が認めた支援員数が544名、そのうち配置されたのが351名です。中学校は、学校から要望が出ている支援員数は140名、市町村教育委員会が認めた支援員数が115名、そのうち95名が配置されております。トータルしますと、小中学校合計で要望している支援員数が758名、市町村教育委員会が認めた数は659名、配置数は446名となっております。

○上原章委員 幼稚園もありますか。

○上原敏彦義務教育課長 幼稚園は、配置されている支援員数は89名です。その方々が115名の子供たちを担当しております。

○上原章委員 教育長、今の数字を見ると、小学校で要望は618名、けれども現実には351名と非常にこの差が大きいのですよ。各市町村に交付税として、ちゃんと国からは手当が出るにもかかわらず、市町村によっては交付税以上の手配を現場に応じてやっていると思うのですけれども、この数字は余りにも開きがあるのかなという感じがするのですけれども、どうですか。

○金武正八郎教育長 希望している人数に対して配置している数をいうと、小学校が65%、中学校が83%、小中学校で68%の充足率ですけれども、学校当たりになりますと小学校は94%、中学校は94%で、希望している学校は大体入って、全国的には配置率は割と沖縄県の市町村はよく頑張っているほうなのです。ただ、やっぱりそれだけのニーズに応じて人間をはめることが人数としてはあれ

ですけれども、1校当たりの割合では割と高い率で配置されております。配置していないところも該当する生徒がいないとか、それで配置していないということでございます。

○上原章委員 確かに、市町村によってこのニーズというものがいろいろあるとは思いますが、国は、平成22年度は全国で約4000人増加して、この配置を強化していきたいと、支援員をしっかりとつけて、必要な子供たちをサポートまたは学習をしっかりとやっていくということに取り組んでいるのですよ。けれども沖縄県は、本当にどの都道府県よりも人口率で見ると子供が多いわけですから、そういった子供たちにもしっかりと手当てしていかないといけないと思うのですよ。要望がある数字というのは、本当にこれは切実な数字だと私は思うのですよ。ですから、市町村や県もその支援体制を強化して、平成22年度は要望に近い数字をぜひ確保してほしいのですが、今回、国が増額しているのを含めて、各市町村への県としての対応というのはどうなっていますか。

○金武正八郎教育長 この特別支援員は、発達障害の子供たちを支援するために配置したものでして、市町村のほうに直接交付税が入ってやっているものでして、県としましては、交付税がしっかりと適切に子供たちを支援できるような形で進めていただきたいということを常に教育長協議会に申し上げること。それからもう一つは、ニーズに応じて必要なところにはその人数で配る、必要がないところには配らないというような形での要求、それと増額を国のほうに、教育長協議会は常に要請文として、これも大事ですので、そういう形で国のほうに増を要求しております。

○上原章委員 私の住んでいる近くの小学校も、どうしてもそう必要なクラスが結構あるわけなんですけれども、支援員がつくとつかないでは、もう全体の授業自体も、担任の先生を含めて本当に御苦勞をされているのですよ。この一人のお子さんも非常に大事で、またクラス全体がしっかりと向上していかなくてはいけない中で、支援員がつくときとつかないときの大きな違いというのがやっぱりあるのです。それを学校内で、担任ではない先生方がいろいろやってはいるみたいですが、やっぱり資格を持った支援員の人を配置しなくてはいけないと私は思っているのです。学校現場の先生方の繁忙さというのも大きな問題になっているわけなんですけれども、この支援員446名を、今、小中学校に配置していると。この人たちの資格というのはどうなっていますか。

○**金武正八郎教育長** この支援員は大きく分けて学習支援をする支援員と、生活を支援する支援員、両方をするものもありまして、名前もちょっと違うこともありますけれども、基本的には支援員と一くくりにやっています。そのニーズに応じて、基本的には教員免許を持っている方が望ましいと思いますけれども、やはりその確保ができないというところがございますので、各学校のほうでそれなりの資格を持っている方、それなりに人格的にそういうことができる方とか、そういうことに配慮をしながら採用をして対応していると思っています。できましたら、やはり教員免許を持っていて、そういう資格を持った方を採用することに学校は努めてやっていますところですので、私たちもそういう形を支援してまいりたいと思っております。

○**上原章委員** やっぱり、学習支援できる人が一番望ましいわけですよ。この子供に合った支援をするということかと思うのですけれども、お父さん、お母さん方のほうから見ると、学習支援ができる方がしっかりついてほしいという声があるのですけれども、その点はどうか。

○**金武正八郎教育長** これは学校のニーズに応じて、その子が生活支援の場合があるので、安全の面で多動とかそういうことについてはそばについて常に生活の支援をしないといけない場合もありますし、ある特定の教科だけしかできないという発達障害の子もいらっしゃいますので、それについてはそういうサポートをするということですが、やはりその子供がどういう発達障害—ADHDとかいろいろありますので、そういう形の障害に応じて支援をつけていっていると思っております。

○**上原章委員** この446名は、両方できる支援員と生活支援のみの支援員の数はわかりますか。

○**上原敏彦義務教育課長** 生活支援のみは446名中123名です。それから学習支援が251名です。両方兼ねている方が72名です。ですから、56%の方は学習支援に当たっております。

○**上原章委員** 先ほど教育長は、その学校のニーズに合わせて、また子供たちの状況に合わせてつけたという、これは大事なことだと思うのですけれども。本来学習をしっかり支援してほしいというだけでも、今の配置で、それがなかなか実現できないというケースも相当あると聞いているのですよ。ですから、

ぜひ本当に現場のニーズに合わせた配置になっているのか、何が足りないのか、その辺をまたしっかり庁内で検証をしていただいて。それと先ほどの、再度要望しますけれども、現場からぜひつけてくれという数は、各市町村と県がしっかりタイアップしてこれは早くつけないと、子供の育ちというのは待ったなしですので、その点はぜひ教育長の決意を聞いて終わりたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 発達障害の支援につきましては、平成19年度から始めまして、ことし3年目を迎えております。文部科学省も1校当たり80万円から120万円までという形で非常に手厚くやっておりますし、これからも必要などころに必要な数だけ支援するというのは大事なことで、やっぱり私たちは市町村の教育委員会とも連携をとりながら、国にも要望していきます。また市町村にも、それなりの適切な配置をしていただくようお願いをしまいたいと思っています。

○**上原章委員** ちなみに、この支援員に、県は具体的な予算支援というのは幾らされていますか。

○**金武正八郎教育長** 予算的な支援はございません。

○**上原章委員** その辺も含めて、市町村も大変厳しい財政状況で頑張っているわけなので、県もしっかりとこの辺を県単独的に国の要望も含めて、県ができるところを含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 県の支援のところは、今のところなかなか見通しは立っていませんけれども、例えば学校支援地域本部事業とかいろいろな形の学習支援、地域をサポートする制度がございますので、そういうところも情報提供をしながら、今、各学校で退職した方々とか地域の方々が入って学習支援をしているのもありますので、そういう事業で紹介をして、学習支援が十分できるように働きかけていきたいと思っております。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はございませんか。
佐喜真淳委員。

○**佐喜真淳委員** 20ページの全国学力・学習状況調査の件なんですけど、予算特別委員会でも質疑をしたのですが、ちょっと時間がなかったものですから、も

う一度確認も含めて、この全国学力・学習状況調査について質疑をさせていただきたいと思います。皆さんからいただいた資料の中で、沖縄県は小中学校426校中190校が抽出校、そして希望校が208校、トータルで約93.4%。抽出校が4月20日、残りの希望校はちょっとわからないですが、とりあえず398校が全国学力・学習状況調査を行うということですが、そこでお聞きしたいのは、抽出校は文部科学省が結局集計も、採点もやるということなのですが、この希望校の集計並びに採点はどこがやるのか、そしてその費用はどうか、もう一度確認します。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、問題自体は抽出に漏れた学校も希望すれば文部科学省から送られてきます。ただ、採点につきましては、各学校で先生方がやることになっております。そのために、県のほうから集計のソフトウェアを送りまして、それにそのデータを打ち込んでもらえばある程度のデータ等が出ることになっております。

○佐喜真淳委員 予算はかからないということによろしいですか。負担はないということでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 基本にございませぬ。

○佐喜真淳委員 教員がやるということは、それだけ教員がそこに時間をかけるということになりますよ。

○上原敏彦義務教育課長 採点は学年のクラスだけですので、そんなに時間はかかりませぬ。

○佐喜真淳委員 とりあえず費用はかからないということですが、データ的に見ると、いわゆる沖縄県というのは抽出がトータルで44%、希望校が、結局これは全体で48%以上なのですよ、約50%近く。希望校の中で占める割合が88%以上なんです。ということは、私はやっぱり各学校も、教育委員会も含めて、この全国学力・学習状況調査に対しての評価というのが大きいと思うのですよ。そうでない限り、ここまで数字が上がってこないと思うのですが、そのあたりは教育長はどうですか。

○上原敏彦義務教育課長 抽出する率につきましては、各都道府県の学校数や

児童生徒数等を勘案して文部科学省のほうで抽出しております。本県の場合は44.6%、全国平均が30.9%ということになっております。県においては、例えば最も高い高知県は57.0%になっておりますけれども、本県は先ほど申し上げたとおり44.6%となっております。

○佐喜真淳委員 私が聞いているのはそういうことではなくて、全国平均も、結局は抽出よりも希望校が多いのですよ。沖縄県は先ほど言ったように、190校が抽出校なのですが、208校は希望してこのテストに臨むのです。そのパーセンテージがトータルで93%を超しているのですよ。ですから、教育委員会として、私は本来ならばこれは全学校でやるべきだと思うのだよ。ただ、このデータ的に見ると、政府が抽出した学校は40%にすぎないけれども、みずから希望してやる学校が約50%近くあるのですよ。だから、本来は平成22年度は抽出でいいのかもしれないけれども、平成23年度以降はやっぱり従前の全国学力・学習状況調査に戻してほしいという意味合いからして、教育長のこの全国学力・学習状況調査の現状の評価というのを聞いているのですよ。希望校がこれだけふえているのですよ。

○金武正八郎教育長 全国学力・学習状況調査が今回抽出になりました。これについて、参加するかどうかは主体である市町村が自分たちの責任と判断のもとで参加するということが基本でございます。しかし、沖縄県は既に全国の全国学力・学習状況調査がやろうがやるまいが、達成度テストというものを20年間ずっと続けてきております。ですから、しっかりとその辺のところでもカバーできますし、できましたら抽出ではなくて、基本的にはやっぱり全部受けていただきたいのですが、これはもう基本的に市町村が責任と自分たちの判断でやることになっておりますので、私たちはそれを見守っていて勧めてはおりませんが、そこは参加するかどうかも含めてそれぞれの判断でということになります。

○佐喜真淳委員 これは3月12日の読売新聞の中で、全員参加方式に戻すべきだということで、下段のほうに「成績が振るわなかった沖縄県は、毎年上位の秋田県と教員の交流を始めた。大阪府では、教育振興基金を創設して、来年度予算案にも計上したい。」ということを含めて、結局43年ぶりに復活したこの全国学力・学習状況調査を3回の結果をおいて抽出していく、あるいはこれが次年度以降また予算が削られていくのですよ。そうしたときに、実はそう抽出をしながら43年前と同じように廃止されるのではないかという懸念がされるの

ですよ。だからこそ、私は、こういう希望校が沖縄県においても50%近くある、全国の平均からいっても同じような数字が出ているのです。であるならば、私は全国的にも教育委員会あるいは学校サイドもこの全国学力・学習状況調査というものを評価しているということだと思ふのですよ。だから、いわゆる政府がこれから平成23年度に向けて平成22年度予算化して抽出していく。平成23年度はどうなるかわからないときに、沖縄県側からしっかりと分析しながら、各教育委員会の意見も聞きながら、文部科学省に対してやっぱり全員で参加できるように、従前のように戻すべきではないかということをお願いしたいわけなのですよ。もう一度答弁をお願いできますか。

○金武正八郎教育長 2年間続けました全国学力・学習状況調査、その都道府県の施策の課題とか検証に生かすことができました。そして、市町村も、それから学校も、それぞれにおいて私たちの学校、市町村、そして県がどういう形で自分たちの施策がどうなっているのかということの評価のために生かされました。そして、子供たちの一人一人がどうどこでつまづいているのかということも明らかにできましたけれども、今回の抽出になると、まず市町村と学校が抜けてしまうわけです。見えなくなるわけです。ですから、県だけと、子供たち一人一人も抜けているわけです。そういう面で、非常にまずいのではないかなと思っているのです。しかし、全国的な形で沖縄県の学力水準の維持向上のために、やっぱりこういうテストが必要ですので、そこはそれでおいておいて、やっぱり私たちとしては、私たちが20年間これまで続けてきた達成度テストがありますので、そこをしっかりと踏まえてやっていきたいと思ひます。また、全国学力・学習状況調査についても、これがどうなるかわかりませんし、市町村においてもさまざまな意見がございますので、そのところも聞いて、これの対応についてはちょっと検討していきたいと思ひます。

○佐喜真淳委員 政府がしっかりと方針を定めてやっていただくことを要望するのですが、ただ全国学力・学習状況調査がなぜ復活したかということの背景を見ると、やはり学習内容や授業時間を大幅に減らして、ゆとり教育の批判とか、あるいは国際学力調査で日本の子供たちの学力が低下した、だから現状を把握しながら、しっかりとした教育環境をつくっていくというのが43年ぶりに復活した全国学力・学習状況調査だと思ふのですよ。そういう中で鳩山政権になって、これは事業仕分けで予算が削られたわけなのですよ。予算が削られた原因は、要するに事業仕分けで、結局、全員参加型ではなくて抽出型でいいという判断でなされたわけなのですよ。だからこそ、私は、そういうこと

ではなくて、教育現場の教育の格差が出てくるだろうと。特に、沖縄県というのは離島県ですから、だから私は、沖縄の教育のトップとしての金武教育長がしっかりと状況を把握しながら、この全国学力・学習状況調査の意義というものをしっかりと分析して文部科学省に訴える、あるいは全国学力・学習状況調査を実施しているところに訴えていくというのは必要だと思うのですよ。だからこそ、くどいようですが、私はこれはやっぱり全員参加型のテストにすべきだということをお願いしているわけです。教育長、どうですか。

○金武正八郎教育長 県としての全体の教育施策の評価については、抽出でもできないことはないのですが、ただ一番残念なのはやっぱり教育というのは継続性が大事ですので、その継続性が、社会がそういう形で1つずつ変わるといえるのは大変残念だなと私は思っております。やっぱりしっかりと継続をして、10年ぐらいはやるのが大事なのではないかなと思っております。ですから、この件につきましてはいろいろと参加しないという市町村も、今沖縄県にはございますので、そのこのところの意見も聞きながら、私としては市町村の意見を尊重する形で対応していきたい、検討していきたいということです。

○佐喜真淳委員 角度を変えてですけれども、全国学力・学習状況調査はそういう形になっています。全国体力・運動能力・運動習慣等調査というのはどうなっていますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 全国体力・運動能力・運動習慣等調査についても、抽出でやるということになっております。

○佐喜真淳委員 これも同じく平成22年度から抽出ということでしょうか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 そうです。

○佐喜真淳委員 先ほど、全国学力・学習状況調査はパーセンテージで確認しましたけれども、小学校、中学校の全国学力・学習状況調査の抽出は沖縄県はどうなっていますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 小学校、中学校とも20%で抽出して調査をしています。

○佐喜真淳委員 残りの80%はどうなるのですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 残りは、各学校からの抽出という形で、全学校の生徒は県内で実施をしております。全国的な比較はできませんけれども、県内での状況は把握はできるかと思えます。

○佐喜真淳委員 残りの80%も調査をやるということで理解していいのですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 これまでずっとやっていたことを、そのまま継続してやるということになっております。

○佐喜真淳委員 いずれにしても20%—これは、いいか悪いかは別としても、私はいずれこういうしっかりとしたデータを重んずる、あるいは沖縄県は島嶼県ということからすると、やっぱり格差はあってはいけないだろうし、全体的にやるべきだし、沖縄県からもっと声を上げてもいいと思うのですよ。そうしない限り、政府や文部科学省が決めたからそれに従うというだけでは、本当の意味での沖縄県の教育の向上はできないと思うのですよ。だから分析もしながら、沖縄県の希望というか、要望というか、そういうものをしっかりとまとめ上げて、文部科学省に訴えていただきたいと思えます。これは要望しておきます。

あと、先ほど皆さんから30人学級の資料をいただいたのですが、予算特別委員会でも確認したのですけれども、過大規模校が9校あるということなのですが、この過大規模校9校の中で30人学級を行っているところがありますか。要するにできているか、できていないか。

○前原昌直施設課長 標準学級—要するに40人で算定すると、過大規模校が6校でございまして、30人以下学級を実施したために9校という状況です。

○佐喜真淳委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員が過大規模校で30人以下学級の実施状況を確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

前原昌直施設課長。

○前原昌直施設課長 過大規模校9校のうち、4校は30人学級がされておられません。

○佐喜真淳委員 わかりました。過大規模校は9校あるということですが、できましたら過大規模校の解消というか、対策もしなければいけないと思うのですが、当然これは市町村が責任を持ってやるべきところなのですが、この9校のうち何らかの形で分離校とかそういうものを含めて報告を受けていますか。例えば、この9校のうち1校が平成23年度や平成24年度に何か解消に向けて分校を設置するとか、あるいは対策をとるとか。

○前原昌直施設課長 今、具体的に市町村の計画があるというのは1校と聞いております。

○佐喜真淳委員 1校しかそういう具体的な案がないということは、残りの8校を、県がもう少し積極的に市町村の現状も踏まえて、アプローチというか確認作業をしていただきたいということは要望させていただきます。

次に、64ページになりますが、指導支援カルテ、一時期メディアを通しながらいろいろと方向性が検討なされましたが、指導カルテが持つメリットとデメリットがあると思うのです。一方で、去年はまたいじめ問題とか、あつてはならない事件等々がございまして、県の教育委員会としてこの指導支援カルテというのは、今どういう方向で進める予定なのか。この処理方針を見ると、有識者会議の提言を踏まえ、県個人情報保護条例の整合性等に留意し、新たな記録簿を策定することと、それを含めて指導カルテの御説明をお願いできますか。

○諸見里明県立学校教育課長 最初に、指導支援カルテのほうに問題が浮上したことから有識者会議を踏まえて、生徒理解支援記録簿という形で策定しております。これをホームページで公開して、県民の方からはいろんな意見がございましたけれども、県教育委員会としては、あくまでも生徒理解支援記録簿については生徒の健やかな成長のため教師と生徒のかかわりを記録し、よりよき方向へ導くための一助とすることを目的として作成しております。

○佐喜真淳委員 今、御説明があつたのですが、これは市町村との関係はどうなりますか。普通であれば、この市町村が学校単位で指導支援カルテをつくるのですよ。県はこういう方向をしたと。あと、市町村とのやりとり、県とのやりとり、市町村の教育委員会とか学校サイド、これはどうなっているのですか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的には、市町村教育委員会の管轄の小中学校でするので、市町村教育委員会の独自の判断でやっております。

○佐喜真淳委員 独自の判断というのは、いわゆる今言った新たな記録簿とは別にやっているということですか。

○金武正八郎教育長 市町村は、市町村の個人情報の条例がございまして、そこに適合しなくてははいけませんので、また市町村がそういうことにつきまして、つくるかつくらないかを含めて、判断をして今取り組んでおります。県としては、私たちのものを今つくってやっていますので、市町村から情報提供とか支援があれば、情報提供をしたり支援をしていこうという形をとっております。

○佐喜真淳委員 結局、県としてはこの指導支援カルテに関しては、市町村独自にやってくれと。仮に県のほうに相談があれば、それに対応するという、いわゆる積極的にはあり得ないということですか。

○金武正八郎教育長 先ほど義務教育課長からもありましたけれども、指導支援カルテというのは子供たちを理解する、やはり教育は子供たちがどういう状態であるかということからスタートしますので、やっぱりそういう形で記録をとって一教育ではレディネスと言うのですけれども、子供は何を考え、どういう行動をとって、どういう趣味があるのか、そういうことをしっかりして初めて授業もできるし、教育もできますので、そのために指導支援カルテが必要なのです。それをつくることはやはり意義がありますので、市町村につくっていただきたいと私は思っております。ですから、ただ市町村がつくるかどうかというのは市町村の判断ですし、また市町村は市町村の個人情報保護条例とか、それぞれの手続がありますので、県の手続をやったから市町村がそのままつくるというものではございませんので。県は、やはりこれまでの指導支援カルテについて、いろんな指摘があつたことをきれいに整理をして、

見本を示して、登録をして、学校にこういう形で使いますよとやることによって、市町村はそれを見て、どこをどうすれば自分たちができるかということをして市町村に示していきたいなと思っております。

○佐喜真淳委員 この問題は終わります。最後に、一般質問でも取り上げたのですが、先ほど仲田委員からもお話がございました南部農林高等学校と南部工業高等学校。見切り発車はしないという教育長のお話もございましたし、当然これは南部地域の関係市町村並びに議会等々が、軒並み、ほぼすべての関係市町村が反対をしているのです。当然、それは皆様との意見の違いは出てくるかもしれませんが、見切り発車はしてはならないという、いわゆる地域のコンセンサスをしっかりと得てでないとう統合はあり得ないという理解でよろしいですか。

○金武正八郎教育長 先ほど申し上げましたように学校教育は、地域、学校、家庭、地域社会、みんなの連携協力のもとで行っていきますので、やはりしっかりと理解を得て、そうした上でスタートするというところで、佐喜真委員がおっしゃったことのとおりであります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はございませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 60ページ、陳情第204号についてお聞きしたいと思っております。その前に教育長、沖縄21世紀ビジョン（仮称）の答申案が一応できているのですけれども、これについて教育委員会として、あるいは教育長として意見を述べる機会はございましたか。

○島袋道男総務課長 これをつくる過程では何回も途中、途中で、これを取りまとめる所管の企画部のほうからこれに対して意見はあるかと、その都度返してこれのやりとりをしております。

○奥平一夫委員 あったということですか。20年後のこの沖縄の将来あるべき姿ということ、構想としてまとめ上げたものです。いよいよ今月末に答申をされるということでもありますけれども、この沖縄ビジョンについても、沖縄県の教育についても言及もされております。まだまだ足りない部分もあるかということで、我々も沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会のほうで、あすの本

会議で決議をして知事に意見書を上げるということになっております。そういう意味で、20年後といえ、やっぱり今の子供たちの時代ですから、子供たちからの意見もしっかり聞いて、こういう沖繩のあるべき姿というものの意見を取り入れてまとめ上げられていると思っています。

では、本題に入りたいと思います。労働安全衛生委員会の設置を求める陳情ということなのですが、この10年ぐらい教職員の多忙化が原因と思われる休職者の増加、それからその中でも約5割近い皆さんが精神疾患で学校をお休みになっているということがずっと出てまいりましたけれども、つかぬことをお伺いしますけれども、この10年間でそのことが原因でというか、特定はなかなかされないはずなのですけれども、自殺された方はいらっしゃいますか。

○諸見里明県立学校教育課長 平成12年度以降の調査になるのですけれども、教職員の自殺者は、平成12年度、平成14年度、平成15年度、平成18年度はそれぞれ1人ずつとなっております。ただ、その原因については特定できておりません。

○奥平一夫委員 予算特別委員会の質疑の中でもちょっと話したのですけれども、本当に貴重な人材であるべき子供たちをしっかりと教育すべき先生方が休職をしたり、あるいはうつで仕事を休んだりということは本当にある意味もったいないというか、人材の浪費といえますか、そういう意味では本当にこの教職員の休職者数の激増の原因を突きとめて、本当にしっかりとそれを減らしていくということは、もう教育界の喫緊の課題だと思っているのです。数年前からそれを委員会でもたくさん議論しているし、今も本当にどうすればそういう先生方の休職が減るだろうかと。特に、うつで休まれる先生方をどう減らすべきかという、あるいはまた復職支援のプログラムをしっかりとつくってというお話などもしてきているのですけれども、この陳情にありますように、非常に過重な労働実態や、あるいは病気休職の深刻な実態が問題にされているにもかかわらず、何ら有効な手だてはないということで、非常に深刻な問題を突きつけていると思うのです。そこで何度も、何度も陳情を出したり、あるいは教育委員会が答弁をしたりということが繰り返されているのですけれども、なかなかきちんと具体的な改善として上がってきていない。これをずっと見ている、もう右肩上がりという状態にありますし、そういう意味では本当に抜本的な改善策もないということがあって、なかなかそれが雲をつかむような話でうまくいっていないのです。教育長、どうしましょう。

○金武正八郎教育長 おっしゃるとおり大きな損失だと思います。やっぱりそれだけ有為な人材があるし、またそれに対する税金がそれだけ出ているということですし、やっぱり大きな損失となるし、私としては考えるべきことだと思います。これの対処法は、私はひとつこう思うのですよ。やっぱり職場が、お互いを支え合って、明るく、とにかく何でも語り合える職場ということが一番大事だと思うのですよ。教員は、割と1人で1つの学級で仕事をしていて、1人で悩みを抱えることが多いです。みんな大学も出ております、それぞれのプライドもあります。ですけれども、やはりどんなときでもお互いに、きょうはこういうことがあった、ああいうことがあったよと笑い合ったり、愚痴をこぼし合うことができるような雰囲気をつくるのが大事だと思います。そのために、そういうことをすることによって、学校はみんなが支え合っていくということなので、学校、教員、社会というのはそういうものが足りないのではないかなと私は思っております。ですから、やっぱり職場は教員がしっかり頑張っって明るく元気でやることで初めて子供たちに返ってきますので、やっぱりそういう職場づくりということで、今、改善委員会というものを本腰を入れてやっていますし、学校長の皆さんにも、ぜひそういう先生方に目配り、気配りをしながら、常に職場が明るくなるようなことをやっていただきたいということをやっております。これだけではありませんけれども、やはり基本的には何でも語り合える職場、そして何でも愚痴をこぼせる職場、そういうことができる職場がまず一つの改善見込み案ではないかなと私は思っております。

○奥平一夫委員 そういう意味で、先ほどから議論されていますのが、先生方の多忙化をどう解消していくかということで、先ほどの質疑の中でも業務量の多さの約8割を占めると。その中でも公務文書、あるいは生徒指導、進路相談、そういうものがあって、この8割を何とか軽減をしていけば多忙化は解消に向かうのではないかというお話でもあったのです。それで、昨年から議論をしています多忙化の対策としても、学校の定時退校あるいはノ一部活動デーの実施、それをお話しされていきましたよ、もうやっていらっしゃる場所もあると。これは何校ぐらい、いわゆる全体の何%ぐらいが実施をされているのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 県立学校ですけれども、平成22年度現在ですが、ノ一残業デーを設定している学校が61校となっております。それから、ノ一部活動デーを設定している学校は57校、そして検討中が12校となっております。

○奥平一夫委員 その割合はどうなのでしょう。これは去年の暮れに聞いた

ような答弁で、全然変わっていないのですけれども。割合というのは、全体の学校の何割ぐらいノー残業デーを実施しているのか。あと何割ぐらい減らさなければならぬのかというのがあると思うのですけれども。

○諸見里明県立学校教育課長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員が調べてから答弁したいと説明した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 これは後でお答えください。それから61ページの超過勤務の実態を踏まえて実行ある対策を講ずることとありますけれども、なかなかその実行ある対策を皆さんは提示し得ていないような気がします。陳情の処理方針でもなかなかどうでしょうか、促していきますとか、そういう形なのですけれども、では具体的にどういうことを指示して促してきたのか。

○諸見里明県立学校教育課長 先ほど、奥平委員がおっしゃったように、ノー残業デー、ノー一部活動デーの設定、それから報告書の簡素化、会議の精選、そういう実施などを呼びかけておりますし、また、県立学校においても働きやすい職場づくり、業務の簡素化、効率化等々を呼びかけておりますけれども、学校に対しては、業務の負担軽減対策検討委員会も設置するように促しております。さらに、次年度からですけれども、負担軽減対策検討委員会を各学校で設置を促して、業務の簡素化に取り組んでいるのですけれども、負担軽減対策検討委員会を助ける負担軽減対策推進委員というものを、賃金で各学校に設置する事業を今立ち上げているところです。

○奥平一夫委員 その負担軽減をしながら、その検証というのはどういう形でしていくおつもりなのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 ノー残業デーの設定ですけれども、設定しているが74%となっております。それからノー一部活動デーの設定状況、設定している57校が70%、そういう状況です。それから先ほど申し述べたように、県立学

校に負担軽減対策検討委員会の設置を促しております、今回の平成22年度からですけれども、その負担軽減対策の取り組みをさらに推進するために、各学校に設置された負担軽減対策検討委員会等の業務を補助する社会人を負担軽減対策推進委員として、次年度が県立学校40校に、残り35校がさらに次の年度になるのですけれども設置をして、この検討委員会の業務等々を補助しながら各学校の効率化、それからIT化、業務の精選というのですか、その辺にメスを入れていく予定です。

○奥平一夫委員 ぜひ、この多忙化を何とかしなければならぬわけですから、本当に実行ある策を講じて常に検証しながら、現場の先生方にどうなのかということ調査をしながら、この辺を本当に実行していってもらえればなと思っています。この陳情の3番目なのですけれども、学校におけるメンタルヘルス要因を調査・分析し、具体的な施策を早急に講じること。これは処理概要では余りわからないのですけれども、要因を調査・分析し、具体的な施策を早急に講じることとあるのですけれども、もう少し御説明できませんか。

○武内正幸福利課長 これはメンタルヘルス相談の中において、どのような要件が原因になっているのかとか、その辺の分類とか分析はしております。それから、相談件数で大体の実態を把握するようにしております。それから、今具体的な取り組み方法としては、各学校に衛生委員会を立ち上げまして、そこでいろんな学校内の問題点を洗っていく、職場環境はどうなのか、それから職場環境の中でも一番必要なのは管理職における気遣い、目配り、気配りです。職員がどのような状態に変わってきているのか、ストレスをどのぐらい持っているのか、早目に気づいて早期発見、早期対策をとることが一番必要な要件でして、かなり重症化してからはちょっと手当てが難しいということですので、かなり早い時期にストレスの分析と、それから職員に対応する目配り、それに気をつければ改善策にもつながるだろうと理解しております。

○奥平一夫委員 それから、先の予算特別委員会で、武内福利課長が御答弁なさいました健康づくり計画を年度中におつくりになるというお話をされていたような、それはいつごろ、内容はどういうものになるのか、もう一回ちょっとお伺いいたします。

○武内正幸福利課長 本庁内におけるこころの健康づくり計画につきましては、平成21年3月に計画を策定しております。それから学校現場はまた別で、

県立学校職員こころの健康づくり計画というのを策定してもらいまして、これは平成22年3月に策定したと。そこで、知事部局と何が違ったかといったときには、この病休者—精神疾患のデータが掲載されていなかったと。ですから、これは教育委員会も即載せるという形で前回お答えしたのは、すぐ公表に踏み切れるように取り組みますということで取り組んでいるところです。

○奥平一夫委員 できましたら、我々のほうにも資料として皆さん全員にいただけませんか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が資料の提供を依頼した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 では、この問題について1点だけ聞いておきたいことがあったのです。いわゆる学校の先生方も離島とか遠隔地への赴任、しかも単身で赴任する先生方も結構いらっしゃいますよ。特に、教職員は、今度最低5年は離島にいないてはならないという、そういうことになっています。そういう意味では、特に単身赴任で相当いろんなことがあって、ストレスを抱えるということなどもあるのです。そういう先生方への支援といいますか、精神的なサポート、こういう体制というのはできているのでしょうか。

○武内正幸福利課長 これは指定医療機関もございまして、そこに産業医とかそういう専門の相談員を置いていますので、それを通じて相談をしていただくということです。それから職員の変化に気づいた場合には、管理職のほうから産業医への紹介とか、その職員に早目に相談に上がるように勧めるということを進めていますけれども、やはり職場内で相談しやすい現場をつくらなければいけないものですから、先ほど教育長が言いましたように、どうやって話がしやすい、相談しやすい職場をつくるかというのが最優先課題だと考えております。

○奥平一夫委員 明るい職場を本当につくっていただきたいと思うのですが、これについてはいろいろありますけれども、勤務評価の問題等もあってなかなか

か明るくなるのかなという心配もあるのですが、それは別問題ですから。ではこれについては終わらせていただきます。

今度は、幼稚園の制度改正に関する陳情について、ちょっとお伺いしたいと思います。幼稚園振興のアクションプログラムというのは、教育長は何か策定をすとか、したとかというお話を聞くのですが、それはもうできているのでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 現在、策定中でございます、3月末ぐらいまでにはでき上がる予定でございます。

○奥平一夫委員 これは内容としてはどういうものになりますか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、このアクションプログラムにつきましては、国の示す幼児教育振興アクションプログラムがありまして、それを踏まえて、まず平成15年には幼児教育振興プログラムを本県は策定してございます。その後、これもまた文部科学省一国のほうから出されましたアクションプログラムをもとに、本県のほうで幼児教育アクションプログラムを策定してございます。基本的な考え方は、幼児が健やかに育つ環境や、満3歳児からの就園、あるいは財政基盤の強化とかそういう考え方をもとに、具体的な施策としては幼稚園教育の振興とか子育て支援の充実、そういうことを盛り込んでございます。

○奥平一夫委員 今のお話だと、いわゆる幼保一元化の幼稚園か、それを見越してそのアクションプログラムをつくってあると考えてよろしいですか。

○金武正八郎教育長 アクションプログラムは県内のどこにいても質の高い幼児教育をすると、小学校への円滑な継続をすることによって5つの政策をつくっておりまして、その中の幼稚園教育の環境整備書というのがございまして、その中で3年保育の促進という項目があるので、そのところかなと思っております。

○奥平一夫委員 これまでの沖縄の幼稚園教育というのは、小学校と幼稚園の幼小連携という形で進んできましたし、特に国内にあっては、沖縄は非常に特異な幼小連携という形で進んできましたけれども、今、国の進む方向は幼保という形の一元化の動きがありますよ。そういう意味で、またそれにも対応して

いかなければならないと思うのですけれども、きょうはその話ではなくて、幼稚園教育でも、今預かり保育というのが各市町村で行われておりますが、これはどれぐらいの学校で実施されているか御存じありませんか。

○上原敏彦義務教育課長 公立幼稚園における預かり保育は、平成14年度には全県で39園ありましたが、その後ふえまして、今年度6月現在では公立の幼稚園245園中134園で実施されておりました、3639人の幼児が受け入れられております。

○奥平一夫委員 これは預かり保育をしている学校で待機の子もおりますか。

○上原敏彦義務教育課長 それは園によって何名かいると聞いております。

○奥平一夫委員 その実態の調査はされていますか。

○上原敏彦義務教育課長 そういう待機児童までは調査しておりません。

○奥平一夫委員 これは昨年9月か6月のこの文教厚生委員会で、調査をしますというお話があったように聞いていますけれども、できればその実態もちょっと調査をしていただければと思いますけれども。

次に、同じ幼稚園教育なのですけれども、今、幼稚園の教員定数について教えていただけますか。

○上原敏彦義務教育課長 幼稚園は今35名で、一応1クラスとなっております。

○奥平一夫委員 教職員の定数です。

○上原敏彦義務教育課長 基本的には、これは市町村ですので、定数はこちらでは把握しておりません。

○奥平一夫委員 でも、今陳情として上がってきているのは、幼稚園の教育環境整備を図るといふ陳情になってはいますが、皆さんはこれに市町村のものと答弁されているけれども、しかし県教育委員会としては、きちんとそういう市町村の幼稚園の実態というのを把握しなければならないのではないのでしょうか。これはやらなくていいということなのですか。

○上原敏彦義務教育課長 定数というより、今年度の県全体の本務の採用教員総数は516名です。

○奥平一夫委員 非常勤職員といいますか、臨時職員というのは何名ぐらいか把握していますか。

○上原敏彦義務教育課長 そのうち、臨時的な教員が195名です。

○奥平一夫委員 市町村の財政も相当厳しくて、この新採用というのがなかなかされてこなかった。この二、三年になってようやく那覇市を含めてぽつぽつと新採用がされていますけれども、かなり世代間の格差といいますか、途中の世代が採用されていなくて、40代以上の方とか、あるいは20代の教員とかと非常に落差があるのですけれども、この県内における幼稚園の教員の実態ということについて、教育長はどんなふう聞いておられますか。賃金の面とか、あるいは今のような臨時雇用であるという視点のほうから、どうお話を聞いておられますか。

○金武正八郎教育長 公立幼稚園の設置につきましては、どれだけの幼稚園をやるかというのは設置主体である市町村で決定することですので、それを踏まえて市町村の採用についてもいろいろと取り組んでいると思いますけれども、御承知のとおり臨時的任用が33.9%という高い率ではあると思いますので、私たちとしてはそういうことについては、これまでも、前の議会でもいろいろありましたので、市町村協議会のほうには、陳情でそういうのが上がっている趣旨を伝えて、意見交換をしているところでございます。これからもそういう形で伝えていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 県のアクションプログラムというのは、そういうことについて言及はされている項目というのはありませんか。つまり、臨時雇用の職員が本当にふえてきている。新採用もなかなかままならない状態がある。これについて指導的に意見といいますか、アクションプログラムの中でできるだけそうしたほうがいいのではないかという、そういう助言的な記述がされる予定はありませんか。

○上原敏彦義務教育課長 今、奥平委員の御指摘のとおり、一応このアクション

ンプログラムの中においても、幼稚園教諭の採用を含めて教育環境整備についても各市町村で推進していただくように、そういう内容も盛り込んでございます。

○奥平一夫委員 実際に、幼稚園の現場というのは35人以下に1人ですから、実はそれぞれの市町村では代がえの先生もなかなかいなくて、緊急的に1人置くか2人を教育委員会に置いて、そういう産前・産後休暇であったり、あるいは年次休暇を行使しようとするときに代がえで来てもらうということはできるのですけれども。その代がえ要員がなかなかきちんと数がいなくて休みもとれない。研修へ行くにも、市内の研修ならいいのですけれども、島外へ出ていく、沖縄本島へ出てくるということで、なかなか休みもとれずに研修も受けられないという状況がずっと続いているのです。近くに幼稚園の先生でよく知っている方がたくさんいますから、これは何とかしてほしいと。ですから、スキルも上がってきません。日々、この幼稚園教育というのはどんどん変わってきますから、そういう意味では研修というのは非常に大事だと思うのです。ですから、そういう機会をもらえるような、いわゆる代がえの先生を置けるような環境整備をしていかなければ、これからの幼稚園教育は厳しいかなと思いますので、ぜひ教育長のほうからも、少なくともこういう環境整備をぜひ強化してほしいということをお伝えいただければなと思います。これで幼稚園については終わらせていただきます。

では、次は64ページの陳情第210号子供と向き合うゆとりを学校に取り戻すための陳情、3点だけ聞きたいと思うのですけれども。子供と向き合うゆとりというのは、具体的にどういうことだと教育長はとらえていますか。

○金武正八郎教育長 ゆとりというのは、しっかり準備をすることだと思っております。準備さえしっかりやっていたら、どんなことでもゆとりが出るということなので、やはり私たちが授業をする場合でも、しっかりと準備をすればいろんな子供たちの顔、一人一人の表情が見えてくるわけです。要するに、私は授業では仕掛けてやっております。仕掛けをやってその反応を見るぐらいのゆとりがあることが、教師のゆとりだと思っております。

○奥平一夫委員 ちょっと視点が違うのかなと思うのですけれども、つまり先生方に、授業に向かうゆとりというのは大事ですよ。いわゆる多忙化で、子供たちと向かい合える時間がなかなか確保できないという意味で、今のこのゆとりの時間の話をしているのですけれども、そういう視点で。

○**金武正八郎教育長** 多忙であるということもよくわかります。授業に関しては、要するに私は教師自身が夢中になることだと思います。子供たちを育てることに夢中になる。私が何か夢中になるときに、こういう仕掛けを持っていたときに子供はどう反応するかなということをおくくしながら学校に行くということがとても楽しいことだと思います。ですから、どんなに多忙であっても、私が何か夢中になったときに朝までプラモデルをつくるのも、御飯を食べるのもあれですよ。彼女から電話がくるのは関係ないですよ。そのぐらいの趣味が、自分のやっていることが夢中になるということは大変なことで、私はそのことに一生懸命やるということによって楽しみを持つということが、ゆとりというものにつながっていくと思います。

○**奥平一夫委員** いや、この陳情の趣旨もこれではないと思うのですけれども、教育長がおっしゃっていることはよくわかりますので、優秀な教員だったからそういうことを言うのだと思いますけれども。そうではなくて、今この陳情にあるのはなかなか多忙化で先生方のゆとりがなくて、子供たちとしっかり向き合える時間が確保できないということだと僕はとらえていますからお話を聞いたのですが、なかなか恋人と会う時間もないということなのだと思います。では最後に、この陳情の4に指導支援カルテ、これは多忙化を進行させているという御指摘があるのですが、これについての教育長の認識をお伺いいたします。

○**金武正八郎教育長** 私は、教育を進める場合には、やっぱり相手を知ることが一番大事なことだと思います。ですから、子供を知って、子供の状況を把握して、この子にどういうレベルの授業をすればいいとか、どういうレベルの支援をしていくかというのは、そういう実態を把握することによって的確に指導できると思います。ですから、やはり教師としては、教師が子供たちの教育の指導に当たる場合には、やはりそういうしっかりとした認識ができるものが必要だと思います。そのために指導支援カルテがあって、その指導支援カルテはそういう形で生かしてほしいというので、今回の趣旨で子供たちの健全な成長を目指すための指導支援カルテという形で、大きなねらいを掲げております。

○**奥平一夫委員** 教育長、うるま市の事件が起こったからではないけれども、いろんな調査ものや、あるいはそういうのを作成することによって、本当に時間がとれない先生方がたくさん出たと。生徒指導をするについてもなかなか時

間がない、子供の声をしっかり親身になって聞ける余裕がないという先生方がいるということで、できるだけそういう指導支援カルテについてもやめましようよという意見がたくさんあります。ところが、うるま市の事件があった前回の指導支援カルテで、本当にその効果があったかといっても、全く効果がなかったわけですよ、そういう事件も起こりましたし。ですから、そういう意味では本当に教員から多忙化を取り去るという意味で、そういう指導支援カルテの作成というのは、多忙化に相当な拍車をかけるのではないかなという指摘がここにされているわけですよ。そういう意味で、この指導支援カルテが本当に多忙化に拍車をかけていないだろうかという観点から、教育長のお話を伺いたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 高等学校における指導支援カルテは、学校長の判断のもとで行われていますが、ちょっと極論をいえば、学校長が学校職員と話し合いをしてつぐらないということであればつぐらなくてもいいわけです。学校が、まず必要であるということを職員と一緒に理解を得て、つくることによって意義を見出してやっていただきたいと思います。あるからつくるということではなくて、子供たちのために必要であるならばつくるという判断、それで校長の判断のもとで作成をするということで定めております。

○**奥平一夫委員** でも、それは教育長を初めPTAの皆さんとか、去年の12月にこういうアピールをしました。これをされますと、現場の校長は自分のところもしないといけないと追い込まれるわけですよ。追い込まれるという言葉は悪いのですけれども、右へ倣えとしなければならないという気持ちになります。だから、教育長がいかに現場の校長が決めることだとおっしゃっても、それは現場ではやらなければならないという義務感みたいなものが発生するわけです。ですから、そういう意味でもっと緩やかになさったらいいかなと思います。きょうは別に、指導支援カルテを云々しようという意味でやったのではなくて、いかに本当に子供と向き合う時間がとれるかという、あるいは教育委員会のトップとして、この先生方に子供と向き合う本来の時間を確保なさるという使命をぜひ達成してもらえようをお願いをしておきます。以上です。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はございませんか。
翁長政俊委員。

○**翁長政俊委員** 陳情第8号ですけれども、南部農林高等学校の統合問題。こ

れは何名かの委員からこの陳情についての質疑があつて、統合の理由を教育長からとうとうと聞いたのですけれども、もう一度聞きますが、これはどういう理由であるのですか。

○金武正八郎教育長 私たちの考え方ですけれども、前にも申しあげましたように専門高等学校は実社会の中に出て、そこで生かされるような知識と技術を身につけることが大きな目的であります。ですので、御存じのように社会は大きく変化しております。産業もいろいろ大きく多様化してきております。こういう産業社会や企業から求められている人材の資質や能力もいろんな多岐にわたっております。このような観点から、専門高等学校に学ぶ生徒は自分たちの専門性の習得はもちろんのことです。それ以外のことで、さらにさまざまな場面で応用できるいろんな多様な知識、技術、想像力、職業人としての自立性、そして豊かな人間性などが求められている時代だと思っております。それで、南部農林高等学校と南部工業高等学校の再編統合につきましても、農業と工業の専門性をしっかり維持しながら、そして異なる専門分野も総合的に学べるような学校を設置して、南部地域の振興に資していきたいということで南部地域のことと、それから新しい事業の創出や高度な経営技術にも対応できるような産業人材の育成を目指して、基礎的な部分をしっかりと育てていきたいという趣旨で統合を考えております。

○翁長政俊委員 これは沖縄県の教育委員会の、教育に対する新しい概念ですか。

○金武正八郎教育長 これは、これからの専門学校に対する認識でございます。

○翁長政俊委員 それでは、沖縄県内にある専門学校はそういう形で、いわゆる統廃合をやっていくという指針を持っておいでになるのですか。

○金武正八郎教育長 統廃合でなくても、その学校の中で教育課程をいろんな編成をして、商業でしたら工業の選択科目を入れる、農業の選択科目を入れる、そしていろんな専門化をやって、総合選択制をやると。できるところは統合したり、学校内でそういう形を工夫したりしていくというのはいろんな時間もかかりますし、お金もかかりますので、そういう形で対応していくという考えでございます。

○翁長政俊委員 これ、皆さん方の新しい指針を打ち立てて、こういう形で沖縄県における専門学校の方針を、そういう形に導きますよというのならば私は理解するのですよ。今言っている観点からいうと、これは多様な人材を形成し、知識や、技術や、創造性を身につけさせるということになると、カリキュラムを変えればいいという話でしょう。学校にあるカリキュラムを変えさえすればできる話であって、何も統廃合しなくたって達成できる目的ではないですか。だから、この部分が私どもはなかなか理解できなくて、いやこれは毅然たる学校の再編方針の中で、専門学校はこういう形で統廃合をやっていって、沖縄県の専門分野の高等学校についてはこうなりますという指針であれば、私は理解するのですよ。ただ、この現象だけをとらえて、南部農林高等学校と南部工業高等学校の指針、今のありようだけを統合させるための、再編させるための一つの方法として今のことが言われているとすると、これはもう、ある意味では取ってつけたような話であって、ここの部分を教育の全体のあり方として、私たちに理解させられるような議論で展開をしてもらわないと、なかなかここは理解がやりにくいなと正直なところ思っているのですけれども、どうなのですか。

○金武正八郎教育長 学校編成整備計画というものがございまして、それに基づいて学校基本方針を立ててやっております。専門学校の統合に関しましては、名護市でやった名護商業高等学校と北部工業高等学校との統合、それから宮古島市における水産、そして商業、農業という統合です。そういうのを今進めておりますけれども、まず1つはその専門性、農業としたら農業の専門性をしっかりと守りながら、工業の専門性を守りながら、その上に総合乗り入れができる総合選択制を入れるという形を考えてございまして、考え方によると、例えば南部農林高等学校だけで、その中で工業科目をやっていくということも、これは考えられますけれども、ただし、それにはそれなりの、今までの農業の専門性がどうなるかということもございまして、いろんな面で考えていく必要があると思います。

○翁長政俊委員 何も農業の中に工業を入れる必要はないのですよ。農業を伸ばしていくということになれば、培養が必要であれば培養をやる。要するに、この市場開拓ができる分野をやるのであれば、市場開拓をするためのカリキュラムをつくっていく。新しい農業に対しての教育カリキュラムをつくって、この分野で日本の食を考え、沖縄県の食を考えるというのであれば理解ができるのですよ。だから、これと必ず工業をくっつけないといけないという理由には

ならないわけですよ。ただ、いわゆる少子化で学生が集まらないからこうしてあるのですよというのならまだわかりやすいのよ。なるほど、数が足りないからこうなっているのかとわかりやすいのだけれども、そうでない理由をくっつけてやるものだから、これは非常にわかりにくくてしょうがないのですよ。

○金武正八郎教育長 学校の、この私たちの学校編成整備計画は平成10年から平成23年にかけて、まず1つは、方針として幾つかありますけれども、高等学校の規模の適正化、そして高等学校の適正な配置、それから募集停止及び学校の統廃合、1学級の募集定員のあり方とか幾つかありまして、これを踏まえながらそれぞれの学校に応じて目標をしっかりと設定して、私たちは統廃合をしているという形でございます。ですから、翁長委員がおっしゃったことも、生徒数の上限によって高等学校が、今ここでこれだけの学校が必要かどうか、そして統廃合が必要かどうかも含めながら検討をして、結局、そのときに、もう一つとしては、学校を統合する一つの考え方として、今、私が申し上げたことをお話ししていることであります。

○翁長政俊委員 私は、統廃合をする理由は何かと聞いたら、教育長は先ほどの理由を言ったのだよ。だから、私はそういう議論をしているのよ。だから、県としての方針ですか。指針が新しくできたのですかと聞いたわけですよ。まあ、これは数の問題も、少子化の問題もあって、そういう方向で進んでいるという理由はわかりました。幾つか確認したいのだけれども、先ほどから出ているように見切り発車をしないということが確認されましたよ。これは見切り発車をしないということは、このPTAや同窓会、地域の皆さん方の理解をしっかりと得た上で進むということですか。そう理解をしてよろしいのでしょうか。

○金武正八郎教育長 はい、そのとおりです。

○翁長政俊委員 この統廃合をするという形で学校編制整備計画の中で、端緒になった部分はいつですか、時間的な問題。

○島袋道男総務課長 現在の学校編成整備計画そのものは、平成14年から平成23年の10年計画でございます。その中で、南部農林高等学校と南部工業高等学校の統合の基本計画を庁内で決めたのは平成20年12月でございます。

○翁長政俊委員 これは、平成20年12月に、いわゆる教育委員会内においての

学校編成整備計画の決定がなされて、この準備作業が進んできたわけですよ。そう理解してよろしいのですか。平成14年の大枠の中で、南部農林高等学校と南部工業高等学校を合併させようというのは、正式に動き出したのが平成20年12月だと言っているのだよ。

○金武正八郎教育長 平成14年度にこの学校編成整備計画をつくりまして、いろいろと調査をしたり、学校関係者がいろいろやる中でその方針—基本計画がまとまったのが、島袋総務課長がおっしゃった平成20年12月でございます。

○翁長政俊委員 だから、平成20年12月に皆さん方は、教育長のもとで、南部農林高等学校と南部工業高等学校を再編させると、合併させるという決定をなされたわけですか、ここがはっきりしないとスタートがわからないのに。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員が経過を説明した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 基本計画を平成20年12月に決めたわけだ。この基本計画を受けて、次は実施計画が始まるわけですよ。基本計画があったら、次は実施計画がないとおかしいのだよ、計画は。この実施計画はいつやるのですか。ないとおかしいですよ。

○島袋道男総務課長 この設置基本計画というのは、例えば現在、南部農林高等学校6学科6学級あるのを、5学科5学級にすると。だから、南部工業高等学校は3学科あったのを2学科にして統合していくということを基本にしまして、この方針でやっていくということで、さらに実施計画というのはこの中では考えておりません。

○嘉数卓教育企画監 この県立高等学校の編成整備につきましては、最初からちょっと整理いたしますけれども、実は平成10年度から平成23年度までの計画を平成12年から作業を始めまして、これは学識者や地域の意見等を聞いて、懇話会等でやった上で基本的な方向、先ほど金武教育長がおっしゃった適正な配

置、それから魅力づくりということで、子供たちがどうやったら学校に入るかということ等も含めて方向を定めます。その後各論みたいところで、実際にどういった特徴の学校にするかとか、この南部総合実業高等学校—仮称についてもそういった計画が入っております。これはあくまでも平成14年度から平成23年度までの計画で、前期、後期に実施するという形でやっております。これはやはり、いろいろな御意見も伺いながら策定した計画ですけれども、実際に実施に入るときには学校の関係者、私どもの行政の関係者が、改めて実施するのかどうなのかということを検討します—これは学校設置準備委員会といいますけれども。その中でこれが平成16年度にやって、平成18年度、それから実質的に細かく動いたのは平成19年度からです。その中で、先ほど申し上げました学校設置基本計画、これは基本計画と言っていますけれども、もともとの編成整備計画の今の考え方を実際にやるときには、細かい協議過程はどうだ、それから施設はどうだ、こういったことを踏まえて、学校、それから行政のほう、またPTA会長も入っていたりします。そういった中で検討をして、具体的に平成何年度に開校で、その前にどういうスケジュールでやりましょうと。そこまで決めて、これも実質的には実施計画です。その方向性を決めたのが、この件でいいますと平成20年12月ということになります。

○翁長政俊委員 これは、平成14年から平成23年は構想なんだよな、構想計画をつくったわけでしょう。この構想計画を受けて基本的な計画ができるわけだ。この基本計画ができたら次は何をするかといったら、実施計画に移っていくわけだよ。実施計画の完成年度が平成24年のスタートという形になるわけだ。この実施計画が進んでいるのか、進んでいないのかという議論になると、今皆さん方が説明しているように、ことしの入学定員数を見直して、南部農林高等学校については6学科から5学科に再編成した。南部工業高等学校は3学科から2学科に減じた。これは、まさにもう実施計画が進んでいると私は理解をしているのだけれども、金武教育長は見切り発車をしないというものだから、これこそ見切り発車なのではないかと私は見ているのよ、それはどうなの。

○金武正八郎教育長 学科改編につきましては、その前に関係者の皆さんに御理解を得るために、私—教育長、両統括監、参事、担当課長、すべてで行って、そういう改正をいたしますと。私たちは、そういう形で進めてまいりますとお願いをしました。了解を得られたとかということではないのですけれども、そういうお話をしながら県教育委員会にかけまして、県教育委員会の了解を得て学科改編をやりました。学科改編は、各学校の中のそれなのですけれども、後

はこの統合につきましてはこれからの計画ですので学科改編まではいきましたけれども、その後のことにつきましては、これからPTAとかそういう方々とお話し合いをしてやっています。学校においては、もう既に委員会をつくって、いろんな形の検討は進めております。

○翁長政俊委員 この学科改編は、何のためにやっているのですか。学科改編が行われたということは、何のためにやっているの。

○嘉数卓教育企画監 この学科改編につきましては、先ほど教育長からも申し上げましたように、当然、いろんな社会の生徒たちのニーズが変わってきます。そういった中でやっている部分もございます。今回の学科改編は、そういった部分と最終的に再編統合に向けてという意味合いが両方ございます。

○翁長政俊委員 再編は、まさに担当は再編統合に向けて学科改編をしているということは実施計画に移っているということではないのですか。そう理解せざるを得ないのではないの、今の説明を聞くと。だから、その部分は金武教育長、きちっと責任ある答弁をしてくれないと、ここの部分が問題なのですよ。関係者がみんな心配していることは、教育委員会が実質的にもう見切り発車をしているのではないのかと。こういう状況だから、本当に地域やPTAや同窓会、この皆さん方に学校側としてきちっと議論をして、事を前に進めているのですかと。ここの部分がどうも信頼できないというのがこの陳情の上がりになっているのですよ。だから、ここの部分はきちっと整理をして、説明を上げてないと私たちもわかりにくいのよ。

○嘉数卓教育企画監 今、計画が学校設置基本計画という名称になっているものですから、少しわかりにくくなっておりますが、先ほど申し上げたように基本的な構想、それから新たに具体的な学校名とも含めた考え方等は学校編成整備計画、平成10年度から平成24年度の中でやっております。これを実践に移すための計画が実は学校設置基本計画なのです。そのために、それを実践に移すためには、改めて学校関係者と私ども行政のほうで、実際に入るに当たって施設はどうなのか、それから教育課程はどうなのかとかそういったこともいろいろ考えて、そういった合意形成を踏まえながら、これはまた学校設置準備委員会というものがあるのですけれども、それが幹事会、委員会というところで一学校、教頭、校長、PTA会長も委員会に入りますけれども、そういった中で話し合いをしまして、それを踏まえまして、その中で方向性、ではやりまし

ようという形の中で、合意形成をとった上で、教育長決裁でこの学校設置基本計画というのが決裁となるわけです。その段階で、行政としては、これは関係各課も含めまして、実施に向けて動く。ただ、当然に学校が統合とかそういう形になりますので、当然地域の説明会とかそういったことも必要となりますので、そういう段階を踏まえて今に来ている。ただ、今の段階でそういった手順を踏まえてきたつもりなのですが、同窓生の皆さん、それから地域の皆さんからそういう反対があるので、実施という計画は動いているのですけれども、そこを私どもとしては理解を得るまでは見切り発車はしないということでお答えしたところです。

○翁長政俊委員 今、いろいろと説明していただいたのですけれども、どう私が理解しても、いわゆる委員会の内部においては、統合に向けて着々と準備、事務手続が進んでいる。本来であれば、この手続に入る前に皆さん方が今見切り発車をしないといったPTAや、同窓会や、地域、学校は皆さんの下部組織になりますから学校はどんなにでもできるのでしょうか、きっと。この三者については、いわゆる合意を取りつけた中で進んでいくのが、手続上はわかりやすい手続なんだ。ただ、皆さん方は事務的に進めていて、合意を取りつけるのを一番最後に持ってきているんだよ、最後の部分で。いわゆる学校設置委員会をつくって合意をこっちで得て、スタートという話をしておられるのだけれども、どうもこの手続の、私はこの後先は逆ではないのかなと私自身はそう思っているのですよ。そうあるべきだと思っているのですよ、学校を統廃合する問題については。なぜかというと、学校を統廃合するということは、これだけ関係者が多くて、いろんな議論があって、いろんな思いがあって、こういったものを全部乗せて事が前に進んでいますから、こういったものをぼろぼろ置き去りにして、事務的なものが前に進んでいって、最後になってでは合意が得られなかったらどうするの、これは力づくでやるの、いやそういう結果にしかありませんよ。事務的に進んでいくと、最後は力づくでやるしかないという結果になりはしないかという心配を逆に私は持っているわけです。ですから、皆さんが、教育長が見切り発車をしないという部分を私は信頼します。信頼しますけれども、問題はこれが事を前に進めていってですよ、地域の皆さん方の合意が得られずに力で押し切ったという話になると、これこそ話にならなくなるなと思っていますから、この事務手続も含めてですよ、もっと公開をして、わかるように水面下で皆さんが進めているのでわからないのだよ。これは、だれが見ても、だからもしやるのであれば、ここの部分をオープンにして、地域の皆さんを巻き込んで、やれる分はやれるという両立で走らせていかないと、もっと不信感

が増幅されてかえってややこしくなって、皆さんが思っている方向に事が前に進まないのではないのかなと、私、反面危惧もあるのですよ、どうですか。

○金武正八郎教育長 今、翁長政俊委員から御指摘があったことについては、私たちはしっかりと踏まえて進めていきます。前回の学科改編につきましては、2つの意味がありまして、1つは統合の方向、一つ計画のようです。あと1つは、学校の中で新しい時代に対応できる学科改編をしたという2つがございしますので、結局、学科改編をしたけれども統合はしないということもあり得るわけです。そういう形で私は認識をしております。学科改編をするときにも進める上では、翁長政俊委員がおっしゃるように相手から合意を得るのがこれは筋ですので、私たちは教育委員会に諮る日の前日にぜひ会ってほしいと。反対の皆さん方に何度も会ってくださいという形でアポイントをとってもなかなかできませんでしたがけれども、最後の県教育委員会の前の日にアポイントをとりまして、南部農林高等学校で、私たち教育委員会の全員誠意をもって、行って、子供たちのためにこういうことをやりますのでというお話をしたのですが、相手のほうは理解はしなかったと思います。これは反対だと思いますけれども、黙っていただいたということで、私たちはある程度感謝をしております。しかし、こういう形では基本的には進める上でも、とにかくしっかりと合意を得てやります。もし合意が得られなければ、そのままの学科改編の中でもあり得るということも踏まえてやっていきたいと思えます。

○翁長政俊委員 わかりました。私の理解のもとでは学科改編はもう実質計画に入っているという認識でしたけれども、ここまで教育長が自信を持って、学科改編は実施計画ではないのだと。これが先に進んでいっても、統合がない場合もあり得るといふ御答弁ですから、これ以上は私は質疑はいたしません。それを信頼しておりますから。いずれにしろ、このPTAや、同窓会や、地域の皆さん方の理解を得て学校経営をしていかないと学校の経営もうまくいかないだろうと思えますので、ここの部分は十分留意をして進めていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 少しばかり質疑をさせていただきますが、74ページの陳情第23号に関して、あり方検討結果報告書を見て質疑をしますが、まず私は学生

会館の存続の希望をいたします。あるいは、それにかわる学生たちの支援というものをしっかりとやっていただきたいという立場で少し質疑をさせていただきますが、首都圏への進学者がふえてきていると書いています。地方に比べると生活費も高いこの首都圏にふえてきているという要因と、また今後もふえていくのかなど、そこら辺の分析等はわかりますか。

○諸見里明県立学校教育課長 学校基本調査によりますと、現在、千葉県では127名、東京都付近では575名、神奈川県で229名、関東地方一東京都、千葉県、神奈川県で合計931名が進学しております。平成5年度にはかなり減少したのですが、それから徐々に回復しております。近年は900名以上に回復しております。この傾向は若干変動はあると思うのですが、進学状況は伸びていくと考えております。

○桑江朝千夫委員 進学状況は伸びていく、その要因は。

○諸見里明県立学校教育課長 例えば、県内の高等学校から大学への進学状況もかなり改善しております。本年度は984名の国公立、これが……。

○桑江朝千夫委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、桑江委員が質疑と答弁のすれ違いを指摘した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 沖縄県の高等学校生が大学に進学する場所は、大体九州地方の福岡県と東京都が大部分でございます。東京都付近で、東京都、神奈川県、千葉県。それでなぜ東京都がふえたかというのはいろいろな要因が考えられますけれども一しっかりしたデータをとっていませんけれども、まず交通が便利だということと、大学がここに集中して多いということです。そういう知人も多いということで、そういう関係でやはり東京都と、そして福岡県、その辺が非常に多いです。特に、名古屋市、大阪市は少ないです。そういうやはり学校数が多いということが一番大きいことではないでしょうか。これはデータ

はとっていませんが、知人、いろんな交通の便、そして住宅事情とかいろんな面で考えられると思います。

○桑江朝千夫委員 ぜひ研究してもらいたいと思います、そこら辺は。一つに勉学をするのに、環境が相当に首都圏はよいのです。いろんなシンポジウムや教育関係等の講演等も、おっしゃられた大学も多いし、そこら辺の情報交換も。そういったいろんな研究ができる環境にあるわけですよ。しかし、沖縄であるとかやはりそれは離島県に限られている。そういった教育環境をよくするための予算は莫大なものになると思うのです。それから考えると、やはり首都圏に行く学生は相当な力を入れて支援していくべきだと思っているのです。さて、これから子供手当が出ます。子供手当が出る。そして、高等学校の授業料無償化をする、今はそれが施行されていないのであれですが、今後、子供手当、高等学校授業料無償化、そこにいる子供たちが、そして高等学校を卒業して大学に行くと、首都圏に行きたいと言ったときの、このより戻すというのですか、この親御さんたちの負担感は、今我々が仕送りしているものより金額が同じにしても相当の負担感があると思うのですよ。負担増になる感じがすると思うのです。そこら辺はどんなふうに感じますか、将来のことを考えると。

○金武正八郎教育長 昔の私たちの大学時代と違って、やはり今は授業料も国立大学でも高いような状況の中で、本当に子供を大学に1人送り出すというのは毎年4月に定期預金を1つつぶしていくというぐらゐの出費があつて大変なものだと認識はしております。ですので、やはり県教育委員会としましては、南灯寮という大きな寮も設置しておりますので、そこで多くの生徒たちが低額な料金で宿泊して学生生活をしておりますので、そこも2年間で出ていくという、1年目に入ってくる、1年目に来るときは優先的に入れると2年までいて、2年したら3年目は出ていただくと。つまり2年間で自分の場所を探していただくというシステムをとっているのですよ、そういう形で支援をしているところですけども。いろんな形で千葉県の会館の件も、やはりいろんな売買がうまくいけば、南灯寮をもうちょっと高目に、建物を8階建てくらいで建てて大きくすることも考えてもよいのではないかと。これは、これからいろんな支援、予算があると思います。そういうこと、いろんな選択肢を考えて、いろんな知恵をいろんな方々から聞いてやっていきたいと思っております。

○桑江朝千夫委員 将来、親御さんたちの負担増がどれくらい感じるかということが懸念されているのですよ。この検討委員会の報告について、この資料の

1 ページから見ても、沖縄学生会館にいるのと、アパートで自活をしているのでも3分の1か4分の1なわけです。今の感じでは、これでは3分の1、4分の1の負担でという感じですが、将来、子供手当、高等学校授業料無償化で育ってきた子供たちを送る親御さんたちが、大学に行かしたときに、果たして3分の1、4分の1の負担感がどうかなのか、どう感じますかということを知りたい。そう思うと、もっと負担増になると、やはり大学進学をあきらめさせる、そこまでいかななくても首都圏ではなくて、やはり生活、要するに地方に回すとか、そういったものも出てこないかと不安に思っているのですが、そこら辺を知りたい。負担増というものが今後出てきはしないかと、ここに関して教育長は今どう思われます。

○**金武正八郎教育長** ちょっとその予測は、ちょっとデータもありませんのでしっかりとはいけませんけれども、やはり高等学校の授業料も出ない、無償化で全部切った中ですぐ100万円とか、200万円が出てくるような世界に入るといのは、やはり親御さんたちは大変なことだと思います。そういう面で今とどう変わるかというのは実際に比較してみないとわかりませんが、そういうこともあり得るかなと、今のところ定かではありませんけれども、考えられないこともないと思います。

○**桑江朝千夫委員** ぜひ教育長、皆さん、予測をして、シミュレーションをして事に取り組んでいただきたいと。今後、この学生寮、あるいはこれを見ると困難であるという結論が出ていますが、修学金制度とは違った形で首都圏に出て大学進学をしたいという子供たちの支援をしっかりと考えていただきたいと。思います。どうですか。

○**岩井健一教育管理統括監** 委員のおっしゃることはまさにそういうことも検討していかなければならないと思うのですが、ただ現状としてやはり1000人規模で進学していく中で、寮の定員がどうしても限定的にならざるを得ないと。先ほど負担感の話があるのですけれども、我々も負担感をどうしていくかということは当然考えないといけない話なので、これも検討委員会でも学生会館の財産等についてはやはり人材育成をどう役立っていくかということも含めて、またいろいろと検討していくかという余地も残していますので、そこらあたりをまた考えていくようにしたいと考えております。

○**桑江朝千夫委員** 期待をしております。前のページ、73ページの陳情第20号、

これは1点だけ。事業仕分けで廃止すべきと結論が出たところなのですが、予算も決まりつつあります。やがて成立するでしょうけれども、廃止に向けての国の進捗はされているのか、そこら辺はどうですか。

○金武正八郎教育長 事業仕分けを示しているだけで、予算は次年度はついております。ですから、具体的にどうするかというのはこれから出てくると思いますので、それもまだ出ておりません。そういう状況です。よろしいでしょうか。

○桑江朝千夫委員 事業仕分けで廃止すべきと出ています。今年度、次年度の予算はついていますが、一たん出された結論ですので、それに向けていくものだと思っています。ですから、教育長、知事もそれに要請はしているわけですよ。陳情処理方針を見ると、国立で、国の施設として、存続するよう文書で要請をしているわけですが、この処理方針の上段の文章でもって用意しているのではないかなと思うのですが、これでは随分弱い印象です、これでは。最後に、この廃止に向けての国の動きにどれだけの抵抗をする考えがあるのか、その姿勢を聞きたいのですが、最後にします。

○金武正八郎教育長 国立沖縄青少年交流の家は、ここにもございますように、県内の小中高等学校、大学生、専門学校生など多くの青少年に自然体験、そして活動の場として利用されるなど、とにかく本県の青少年の健全育成、教育に大きく貢献をしております。また、渡嘉敷村にとっても本当に村の存亡をかけるくらい大きな施設ですので、渡嘉敷村と一緒に、しっかりと存続ができるように強く要請してまいりたいと思っています。

○桑江朝千夫委員 徹底的に存続に向けて抵抗してください。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 1件だけになろうと思いますので、よろしく申し上げます。陳情平成21年第205号幼稚園教育の制度改善に関する陳情ということで出ております。これは陳情処理方針がほとんど市町村がやります、市町村がやるものと考えていますということで、県としての幼稚園教育に対する、就学前教育に対する認識が、この陳情処理方針では全く見えないというのが私は非常に深刻

だなど思っていますが、まず今の幼稚園教育を取り巻く環境が、皆さんが推進をされている沖縄県幼児教育振興アクションプログラムが目指すような理想と実態が余りにもかけ離れていると私は言わざるを得ないと思いますが、今の実態をどのように受けとめていらっしゃるのか、まず簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 県は、沖縄県幼児教育振興アクションプログラムをしっかりと示して、県としての幼稚園教育のあり方のことを示そうと今取り組んでいるところでございます。それを受けて、市町村も、市町村の取り組みを、またアクションプログラムをつくって実際に実施計画もつくってやっていただきたいという形で今取り組んでいただいております。実情としては、先ほどからでございますように3年保育とかいろいろな目標がございますけれども、その辺のところはまだまだできないとか、それは幼児教育振興アクションプログラムの中に明示しておりますので、そういうことを取り組んでいただきたいということで県は示しているところでございます。詳しいところについては、市町村によって多少いろいろな形で状況が変わっているところがあると思います。以上です。

○**仲村未央委員** 先ほどもありましたので、データはわかっていますけれども、今の幼稚園教育の取り巻く現状の一つとして、そこで働く先生方、この実態は3分の1が既に臨時職員であると。私が確認できるところも何園も、半分以上の先生が臨時職員というような園があります。そういった中でお尋ねしたいのですが、ここでいう賃金の受け取り方も含めて、そういった臨時で働く先生方が月給で働いているというのは何市町村ありますか、月給としてもらえる市町村は。

○**上原敏彦義務教育課長** 休憩をお願いします。

○**赤嶺昇委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、義務教育課長が質疑の内容を確認した。)

○**赤嶺昇委員長** 再開いたします。

上原敏彦義務教育課長。

○**上原敏彦義務教育課長** 基本的には賃金職員はいません。全員月給でございます

ます。

○仲村未央委員 そうではなくて、今の幼稚園の臨時職員の給与の算定、根拠はほとんどは時給か日給ですよ、ほとんどの市町村が。いわゆる土曜日、日曜日があつたり公休日をたくさん挟んだりする。そして勤務の日数が減る。これに応じて月給や時間給で支給をされているというのが現状です。ですので、月決めで毎月毎月幾らですよという給与体系にはなっていないのですよ。それを調べていなければ、別にいいです。

○上原敏彦義務教育課長 それについては把握しておりません。

○仲村未央委員 私が知るところによると、41市町村の幼稚園教諭—これは公立ですけれども、そこで月給として、手取りとして決まっているのは3市町村だけなのです。あとはほとんど時間給や日給、先ほど申し上げたように、例えば休みが多い月とか、そういったときには10万円を切るような給与体系の中で働いているというような人たちが結構多いのですよ。それによって、自分の生活がままならず、消費者ローンから自分の生活費を借りながら、それによって幼稚園の先生をしているということも珍しくないというのが現場の声なのです。そういった働き方に対して、こういう制度改善、沖縄の幼稚園をどうしましょうということの陳情に対しての皆さんの答えは、これは市町村の責任ですということですが、先ほど来、幼児教育が大事だという沖縄県幼児教育振興アクションプログラムがあるわけですから、その皆さんの理想と現実が余りにも私は遠いのではないかと、まずそういう認識を持って伺っています。それでこの状況の中で、今までの幼児教育プログラムを見てみますと、5年計画で平成15年度から平成19年度という従来のがあります。先ほど奥平一夫委員に答えていたように、この3月末にまとめようとされているものもある。これまでの幼児教育を見てみますと、プログラム、数値目標が私の手元にあるプログラムには全く出ておりませんが、この数値目標はありますか。どれぐらいの達成度ということを平成15年度から平成19年度のもので成果として報告できるものがありますか、目標値に対してどれぐらい成果を上げたという。

○上原敏彦義務教育課長 その目標値等はまだプログラムの中に入っておりません。

○仲村未央委員 この3月末に策定する新しいプログラムにも数値目標は置か

れないのでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 それの中にも入っておりません。

○仲村未央委員 それで、実際には現場は市町村ではある、責任は市町村であるということになると、皆さんはこの沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの進行がどのように進ましているという担保を何で確認できるのですか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、県はその幼児教育振興アクションプログラムをつくりますので、それをもとに各市町村でも、そういうプログラムを策定してほしいということを含めての沖縄県幼児教育振興アクションプログラムがございますので、やはりそういう環境の件とか、それから本務の採用等についてもそのプログラムの中に盛り込んで各市町村でもしっかりお願いしますという形のプログラムの内容になっておりますので、その辺は進めていきたいと考えております。

○仲村未央委員 例えば、平成15年度から平成19年度、皆さんがおっしゃるように、沖縄県幼児教育振興アクションプログラムを県が策定し、市町村が策定したという経過があると思います。そこで例えば、一つの目標として満3歳児、4歳児の教育の実施、これは各市町村において入園を希望するすべての満3歳児、4歳児の就園並びに条件整備を促進するということが皆さんのプログラムですよ。それに応じて市町村は策定すると。そして、今実際には3歳児、4歳児の就園率というのはどうですか。この5年間の達成状況、成果としてどのように上げられて整理をされたかお尋ねをいたします。

○上原敏彦義務教育課長 今年度は、一応3年保育が県内で6園です。2年保育が87園となっております。

○仲村未央委員 ですので、皆さんの沖縄県幼児教育振興アクションプログラムは3歳児、4歳児、その条件整備、入園を希望するすべての3歳児、4歳児就園の整備を促進するとなっているわけですから、その目標に対して今おっしゃる全県で6園というこの3歳児、あるいは2年保育で87園ということは目標に対して、どれほどの達成度だと、達成具合だと、よくできたと思うのか。すべての希望者が入れたという条件整備にいったとなっているのか、その認識がわからないのですよ。今どう思っているのかですよ。この前回の沖縄県幼児教

育振興アクションプログラムがうまくいったなということなのか、全然できていないなという反省があるか、それを含めてお尋ねします。

○**金武正八郎教育長** 沖縄県幼児教育振興アクションプログラム、これまでつくった計画も、これにつきましては、要するに私たちとしては、先ほど申し上げましたように、幼稚園教育の基本的方向性を示す一つのプログラム提案の方向性なのです。ですから、そこで何%実施目標があるとかというものは掲げておりません。つまり、幼稚園教育は県内のどこでも質の高い幼児教育、そして小学校をしっかりと受け継がれるような教育を目指すための大きな柱みたいなものを提示をしております。それを受けて、市町村は自分たちの幼児教育振興アクションプログラムをつくって、目標設定をして実施をやるわけです。ですから、評価に当たっては、私たちは本県の教育の大きな方向性を示すということです。これは実施主体は市町村ですので、市町村が職員の採用、学校のあり方、それは市町村で計画をしていきますので、そういうことでございます。

○**仲村未央委員** となると、県教育委員会の姿勢としては、その方向は示すけれども、それをやるかやらないかは市町村の判断ですと。そして、できたか、できてないかも、これも市町村の責任ですと。それが沖縄県幼児教育振興アクションプログラムということになりますか。

○**金武正八郎教育長** 私たちの幼児教育の充実、改善の中で3点ほど挙げています。幼稚園教育の課題、指導内容、方法との工夫、改善をするということですから、今仲村未央委員がおっしゃられた採用の件、それから待遇の件、研修の件、いろんな件について、やはり課題があればそれなりのことについて市町村にそういうことについては改善をしていただきたいということの相談をしたり、お互い研究交換をすることでやると。あと2点ございますけれども、研修会、私たちの県としては資質向上するための研修会、そして幼児教育アクションプログラムを策定して活用するよう各市町村に向けると。一番最初に申し上げました幼稚園教育の課題とか、指導内容、方法について、やはり各市町村が、私たちが目指していることに取り組んでいただきたいと常に呼びかけているところでございます。

○**仲村未央委員** 本当に、私は沖縄においての就学前の教育というのがやはり教育委員会、県の教育委員会、教育長がしっかりとその方針を示して導いていく。そしてそこを底上げしていく分野であろうと強く思っているのですよ。今

の市町村の財政状況が格差となって、各市町村の財政状況が、そのまま修学前の子供たちの環境に既に影響しているのです。本当に、これは強く思うのですが、けれども、学力がなかなか沖縄は伸びないというのも、本当にいろんな発行されている本や専門的な方の御意見を見ますと、OECDでも日本の子供の貧困率は高いほうですよ。そういうときに何がこの貧困の改善として有効かというので、筆頭に上がるのが、質の高い就学前の教育環境なのです。こういったものを取り組みなさいということが、海外からも指摘されるくらい。沖縄の今の生活の状況、失業率の高さや本当に所得の状況を見たときに、既に市町村の財政が非常に厳しいものだから就学前の子供たちにこういうしわ寄せがあるということを含めて見るならば、やはりみずから策定したプログラムの内容が本当にどうなっているのか、現場はどうなのか、課題は何なのかというのが出てきて当然だと思うのですよ。けども、いつもその話を聞くと、市町村ですということしか返ってこないものですから、そういった原因の分析とか、なぜ進まないとか、そのことに対する深刻な取り組みというのが全然緊張感が伝わって来ないものですから、やる気がないのかなとはっきり言って見えるのです、どうですか。

○金武正八郎教育長 幼児教育は、私が申し上げるまでもなくて生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期だと思います。やはりしっかり幼児教育はしないと生涯における人格形成に大きな影響がありますので、しっかりやるということの認識は私は持っています。幼稚園の設置主体は市町村ですので、市町村が自分たちの判断と責任を持ってやりますので。しかしながら私たちとしては、そういう沖縄県の子供たちを育てる大きな視点で、幼稚園教育はこうあるべきだという大きな方向性を示していますので、それに基づいて各市町村が取り組んでいただくようなことをいろんな形で指導しているわけです。今回の仲村未央委員がおっしゃる件につきましても、やはり毎回私たちは市町村協議会でこういうことがありましたということで、趣旨をしっかりと伝えております。伝えて、その意見交換をしているところでございます。ですから、今後ともまた市町村にしっかりとそういうことを伝えて、私たちができるところは何かということも含めながら、また意見交換をしてまいりたいと思っております。

○仲村未央委員 沖縄の幼稚園の就園率というのは何%で、全国と比べていかがですか。すぐ出ると思いますよ、この数字は。

○上原敏彦義務教育課長 本県の5歳児の就園率は80.8%です、平成21年度。

全国は55.7%です。4歳児は本県は17.3%です。全国が53.0%です。3歳児は本県が7.3%で、全国は38.8%です。以上です。

○仲村未央委員 恐ろしいものの特徴が出ているわけですよ。5歳児の80%という数値は全国の何位ですか、就園率。

○上原敏彦義務教育課長 5歳児につきましては全国第1位でございます。

○仲村未央委員 そのうちの公立幼稚園に通っている割合というのは、何%ですか。

○上原敏彦義務教育課長 済みません。パーセントはちょっと計算しておりませんが、5歳児の公立の幼稚園に通っている園児は1万1744名で、私立の幼稚園が1259名です。

○仲村未央委員 比較にならないほど高い就園率が沖縄の特徴であって、しかもそのほとんどが公立幼稚園に行っているのです。先ほど言ったような公立の現場はどうかというと、惨たんたる今の実態があるわけですよ。そして、3歳児、4歳児はほとんどいない、そういう受け皿もない、こうなってくると、これは沖縄が本当に特徴として抱えている状況なので、課題があるとなれば、沖縄から上げなければどこの県からも似たような状況が上がってこないわけです。それについては、前々からそういった課題はどうするのかということや福祉保健部も含めて議論していますかと、連携がとれていますかということ聞いていますけれども、それはいかがですか。

○上原敏彦義務教育課長 先ほど申し上げました幼児教育振興アクションプログラムの策定委員会の中に、そういう関係機関、関係部局との方々も入っていますので、一応連携はしております。

○仲村未央委員 もう待ったなしというか、幼保一元化、これを政府は幼保一元化をしますということで、方向性を出しているのです。そして、この参議員選挙前の6月をめどに基本方針をまとめると。子供家庭省を設置してその幼保一元化に着手をしますというようなことが新聞等でも報じられていますけれども、今あるような公立幼稚園に圧倒的に通っていて、しかも施設は小学校の敷地内に幼小連携がとれるような環境があって、こういったことを財産として本

当に生かしていくような幼保一元化ができるかどうかというのは、これは、私は沖縄県が問われていると思います。全国の様相がなだ崩し的に幼保一元化になりましたというときに、いろいろな不都合も生じるでしょうし、今まで幼小連携でいろいろな培ってきた蓄積も生かせるのか、そのまま消え去るのかという、もうそこに来ていると思えるのですよ。そういったことの危機感というのが、6月にはもう方向性をまとめるというときに沖縄県はどういった情報発信をしたり、課題の整理をして上げていこうとしているのか、いかがですか。

○上原敏彦義務教育課長 幼保一元化については、また国のほうから細かい情報はつかんでおりません。それで、先ほども申し上げましたけれども、沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの中にそういういろいろな条件整備も促進する必要があるということ踏まえて、今後、有識者を委員に入れまして、幼児教育振興推進委員会一仮称ですけれども、そういうのを次年度に立ち上げて、いろいろな面を検討していきたいと考えております。

○仲村未央委員 要望というか、強い危機感を持っていただきたいなと思います。今、私が言ったのは何も難しいことを言ったのではなくて、新聞からただ言ったのです。この幼保一元化、6月をめどに基本方針をまとめると。こういう余りにも全国的な状況と違う実態を抱える沖縄が、この6月までにまとめるものにどう入っていくようがあるのだろうかというのが、私の率直な危機感なのです、どうなのだろうと。今でさえ、財政負担ができなくて、こんなに幼稚園を取り巻く環境は厳しいのに、これは幼保一元化となだ崩しになっていくときに、何が守られて、何が守れないのかという整理もされていないような感じがするのですよ。それから、今、待機児童の問題も含めて、先ほどの3歳児、4歳児がほとんど幼稚園に行かなくて、今沖縄は保育所にいます。そのこともどうなのかということ、前々から私は福祉保健部と就学前の3年教育、3年保育、そこはどのように調整をされて、待機児童の解消につながるような策が見出せるのかということも調整をしていただきたいなと思っていて、このプロジェクトも5月には方向性を出すということで動いているわけですよ。福祉保健部長は、教育長とも相談をしたいということをおっしゃっていました。ぜひ、この5月、6月というのは、もうそういう時期にきていて、今、有識者を立ち上げて云々というよりは、今まで皆さんが整理した課題や現状を、もう既に報告する段階にも来ているということ、ぜひ認識を強く持っていただいて、取り組みをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**金武正八郎教育長** その件につきましては、担当の者が先日内閣府でヒヤリングに行って、沖縄のこれまでの状況とかそういうことを報告しております。福祉保健部との関係については、また福祉保健部と意見を交換をして、どういう形でできるかどうか意見交換をしてみたいと思います。

○**仲村未央委員** ぜひ、お願いします。それから先ほど要求した資料がまだ届いておりませんので、後で、きょう中に届けていただければなと思います。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**赤嶺昇委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ。)

○**赤嶺昇委員長** 再開いたします。

次に、文化環境部関係の陳情平成20年第64号外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○**知念建次文化環境部長** それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の文教厚生員会陳情案件資料により、御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり継続17件、新規1件となっております。

初めに継続17件につきまして、処理方針について変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料の19ページをお開きください。

新規の陳情第42号について御説明いたします。

陳情者は、新日本婦人の会沖縄県本部会長前田芙美子氏であり、件名は、日

本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定を求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

国は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、平成3年12月以降に調査を行い、平成5年8月に調査結果を発表、資料を公表しました。調査結果発表の際に表明した河野洋平官房長官談話において、本件は当時の軍の関与のもとに、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとして、心からのおわびと反省の気持ちを表明しました。どのような状況であれ、女性に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものがあります。

慰安婦問題については、国において誠実に対応されるよう、国の動向を見守りたいと考えております。

以上、文化環境部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情平成21年第190号の17ページについてお尋ねします。6月から土木委員会のほうに移管ということで、文化環境部長の決意のほどをお伺いしたいと思ひまして、この件についてお尋ねしたいのですが。処理方針の中の最後の部分で、「宜野湾市人材育成文化センターめぶきの増築等に関する財政的支援につきましては、宜野湾市や関係機関との調整を踏まえた上で検討していきたいと考えております。」となっておりますが、このことをぜひ財政措置をしていくとこの間の答弁でもありましたので、進捗状況をお尋ねしたいと思ひます。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 内閣府や宜野湾市のほうと、具体的に施設の内容とか位置づけ等の調整を重ねてきました。平成22年度から宜野湾市男女共同参画支援センターが整備されるように、現在も内閣府と調整を進め

ているところです。県と宜野湾市は、沖縄特別振興対策調整費補助金一国の補助金ですけれども、これを活用する方向で当初予算に計上してあります。

○渡嘉敷喜代子委員 平成22年度の予算で計上していくということで理解してよろしいですか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 はい、計上してございます。

○渡嘉敷喜代子委員 その額は幾らでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 県が当初予算2274万1000円、それからこれは国庫補助金と県費が入っております。宜野湾市が559万5000円となっております。

○渡嘉敷喜代子委員 時間がありませんので、もう一つだけ質疑をしたいと思えます。陳情平成21年第63号13ページについてですが、この件で陳情者の沖縄県環境影響評価条例の対象となる事業の規模や内容などを改正してほしいということに対して、県の処理方針の中で、後段の部分ですけれども、「沖縄県環境影響評価条例における林道事業の規模要件は、車道幅員4メートル以上かつ長さが2キロメートル以上のものとしており」ということを言われておりますよ。そして林道の工事をする上で、やはりこういうことをやりながら、その範囲だったならばその環境の調査をしなくてもいいということで、これまで林道の建設をやってきましたよ。その件について、やはり改正するというでなくてはいけないのではないかと。環境を守る意味から、そのあたりでお尋ねしたいと思えますが、条例改正をすべきではないかという陳情者からのそういうことが出ているわけですから。県として、そういうことを対応していこうという気持ちがあるのかどうか、お尋ねしたいと思えます。

○安富雅之環境政策課長 林道に関する条例の規模要件ですけれども、沖縄県の条例の規模要件は全国的に最も厳しい部類に入ると考えております。そういうことで、沖縄県環境影響評価条例の規模要件を満たしていない事業について、事業の実施前に、事業の実施に伴う環境影響への軽減について配慮させる仕組みについて検討していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 今までそういうやり方をしてきたわけですよ。ところが、

2キロメートル以内でもちよこちよことやってきたという経緯があるわけですよ。本当にそれだけの2キロメートルであれば、環境アセスメントの必要がないということでこれまでやってきた経緯があるだけに、そんなことではなくて、そういう林道をつくるに当たって、最初からゼロの段階で環境アセスメントをやっていく、そういう法改正をやっていくべきでしょうというのがこの陳情の思いなのです。これまで本当に、法の抜け道をやってきたという経緯があるだけに、そういう危機感を持っているわけですよ。ですから、環境を守る立場としての文化環境部として、ではその条例を変えていこうではないかという、これまでの過去の反省の上に立って、そういう思いは全くないということですか。

○知念建次文化環境部長 今、安富環境政策課長が答弁しました条例にある林道の規模要件一基準の規模要件なのですけれども、いわゆる幅員が4メートル、長さが2キロメートル、この基準というのは先ほど安富環境政策課長が話ししました全国の横並びから見ても結構厳しい要件になっているわけです。その規模要件を一環境アセスメントというのは、ある一定規模以上について、環境保全を図る見地から環境アセスメント要件としていますので、その環境アセスメント要件としての規模が今、今後の林道事業の実際の実施計画と合わせてどういう形になっているかが1つと、あるいは希望要件を改正する必要があるかどうかの議論です。もう一つは、沖縄県環境影響評価条例の規模要件より小さいものでも、ある程度指針とか、要綱とか、何とかで事前に環境サイドが何らかの形でタッチできるような、要するに環境保全の見地から何らかの形で、渡嘉敷委員がおっしゃるように、今の状況ですと事業者側から意見照会がない限りは、我々としてはタッチすることができませんので、それを何らかの形で事前にタッチできるような仕組みをつくれないうことをあわせて、両方あわせて今検討しようということで、その両方の案を今検討しているところです。それを具体的に来年度、両方比較した上でどういう形でできるかを、林道だけではなくて各事業部局ともいろいろと議論しないといけませんので、それをやっていこうということでの作業を今やっているところです。

○渡嘉敷喜代子委員 これは林道に限らず、例えば海を埋め立てるとかそういう基地の問題も出てくるのですけれども、そういうものにも適用していくということは考えられるのですか。

○知念建次文化環境部長 いわゆる条例の中で、どの案件に今の要件に該当し

ない部分も当てはめるかということも含めて、ちょっと検討していこうかということでも議論を進めていきたいと思っております。

○**渡嘉敷喜代子委員** これまで林道とか一私が林道に関してのことなのですが、やはりそういう法的な逃げ道でこれまで環境アセスメントをやってきたということもあるわけですから。先ほど、知念文化環境部長がおっしゃったように、本当にそういうことは改正を含めて検討していくということはとても大切なことだと思いますので、ぜひそれをやっていただきたいなと思います。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はございませんか。
西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** 新規陳情の19ページ、日本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定を求める陳情、これからお尋ねをします。平成5年に従軍慰安婦の問題の調査結果が発表されたと、この調査結果について説明をお願いします。

○**瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長** 調査結果では、長期にかつ広範囲な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められました。また慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理、慰安婦の移送については旧日本軍が直接、あるいは間接的にこれに関与したということでした。それから慰安婦の募集につきましては、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったけれども、その場合、強圧による、本人たちの意志に反して集められた事例が数多くあったというようなことです。それから、慰安所における慰安婦たちの生活というものは、強制的な状況のもとで痛ましいものであったと報告されております。

○**西銘純恵委員** 日本全国で慰安所、今文書として報告を受けたのですけれども、その箇所とか、それと日本に、沖縄県にどこの国から強制連行をされたのかとか、そこら辺も調査の中では集約はされているのでしょうか。

○**瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長** 慰安所が存在していた地域としましては、日本とか、中国、フィリピン、インドネシア等が報告されています。慰安婦の出身地としても確認できた国が、日本とか、朝鮮半島、中国、台湾、フィリピン等が挙げられております。ただ、それ以上詳しいことの報告はありません。

○西銘純恵委員 県は、沖縄県内の状況、それはつかんでいらっしゃいますか。県独自に調査をしたということもありますでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 県独自での調査はしていませんが、全国女性史研究会交流の集いの報告集から慰安所の分布図、これを平和祈念資料館のほうでパネル展示をしております。慰安所の数については、研究者たちの報告によりますと130カ所と言われておりますけれども、県としては正確な数字を把握しているわけではございません。

○西銘純恵委員 きょうも宮古島市に関係者、慰安婦問題を考える皆さんが行っているのですけれども、この間、法制定を求める集会がありまして、沖縄県は沖縄県史の中に慰安婦問題を、編集中になっているのでしょうか。そこら辺の話が出たのですが、新たに今現在、この慰安婦問題で何か取り組んでいるというものもあるのでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 沖縄県史につきましては、教育委員会のほうで実施しておりまして、今のところは連携を図った形で情報を収集しておりませんので、把握しておりません。

○西銘純恵委員 この間話をしたときにも、マップの中に県内の130カ所の場所が出ていたのですが、それ以外に別のところで地元の高齢者の方から小さいときにそういう場所があったという、この問題は、新たに各市町村において調査をすれば、確かにもっと出てくるのではないかという感じがしていますよ。それともう一つは、県内の、沖縄県民の女性そのものが被害者になった、慰安婦にされた事例というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 内閣府が、平成3年度から調査した際に、沖縄においても現地調査を行ったということが報告書の中に書かれてありますけれども報告がされておきませんので、県としては把握しておりません。

○西銘純恵委員 この問題を独自に取り組んでいる女性団体の皆さんは、那覇市辻に住んでいらした皆さんが連行されて慰安婦にされたという事例があるけれども、そのまま戦後県内で暮らしている中で名乗れないという苦しい人もいるということをお話しされたのですよ。それで今、この問題というのは、戦時中、

日本軍が関与して女性を慰安婦に仕立てていった問題について、処理方針の中で、重大な人権侵害であると、決して許されないということを明確に書かれていますけれども、この補償も含めて早期に法制定をということを言っているのですけれども、処理方針では国の動向を見守りたいということではかないものですから、内閣府の調査が沖縄県にも入ったとかいろいろおっしゃいましたけれども、沖縄の中で県民も被害に遭ってというところを考えると、ましてや地上で戦闘行動を行われたということも踏まえて、法制定を早急にとということも政府に対して出してもいいのではないですかという立場をお尋ねしたいのですけれども。国の動向を見守りたいというのは、県民の感情からしても弱いのではないのでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 法制化につきましては、平成20年6月に民主党が中心になって、参議院へ法案を提出した経緯があります。それは廃案となっております、現在、法案提出の動きというのを確認しようと思ったのですが、これは把握できておりません。日本政府は、国際連合の女性差別撤廃委員会からこの問題について早急に解決策を見出すよう勧告を受けておりますので、政府において法制化の場合にしても、あるいはそれ以外の場合にしても対応が検討されるのではないかとということで動向を見守りたいという表現にさせていただきます。

○西銘純恵委員 戦争被害といえますか、戦後処理といえますか、沖縄県はほかにもいろんな問題を抱えていますけれども、やっぱりこの慰安婦問題というものも人間を丸ごと否定するような、そして戦争が終わった後も生涯、屈辱や人間としての踏みにじられた尊厳が回復されないで亡くなっていく方がいるということがあられるわけですよ。そういう意味では、やっぱり積極的にこの問題については早く法制定をということで沖縄県から要請をする、声を上げるということはやっていいのではないかと思うのですが。これは県議会も要請をやってきますけれども、もう一度要請をということでお答えいただけないかと思っています。

○知念建次文化環境部長 今、瑞慶村平和・男女共同参画課長が答弁したとおりなのですが、国会における法案の状況についても、平成12年以降議員立法と数次にわたり議論されている経緯もありますので、我々としてはやはり国会の動向等について注意深く見守っていきたいという姿勢でございます。

○西銘純恵委員 県議会に陳情として出されたことが、ある意味ではこの問題を公にして県民の議論にしてほしいということもあるのかなと思いますので、また議論を深めていけたら。そして法制定というのが、もう既に被害者の方が亡くなっていると、平均年齢が85歳ですか、そういうことも言われていまして、急ぎの解決を求められている事案だということ指摘して、後は我々県議会でどうするかということをやっていきたいと思います。

次に移ります。陳情平成20年第137号の2、サンゴの保護に関する陳情ですが、大浦湾のアオサンゴの群落—今、陳情で出されているアオサンゴを文化環境部長を初めごらんになっていますか。

○知念建次文化環境部長 私はちょっと潜りきれないものですから、職員が行って潜って見てきていますので、久田自然保護課長から説明をさせていただきます。

○久田友弘自然保護課長 海上の船のほうから通して見ました。そしてうちに潜水士の免許を持っている職員がいて、専門家やほかの方も一緒に、これは10月16日に現場でやっています。ちょうどそのころ、白化現象があるという時期でありまして、うちのほうでも確認しましたのは、やはり部分的に白くなっている箇所が確認されたということがございます。

○西銘純恵委員 潜った方の感想を聞きたいのですけれども、写真とかそういうのはもちろん皆さんはごらんになっていると思うのですが、潜った方はいませんか。

○久田友弘自然保護課長 これについては写真も数枚撮ってありますので、また後ほどであればということですが、その中でアオサンゴの群落の部分と、それから中央付近についても、こういったサンゴ礁が広範囲に生息しているという状況についても、一応確認はしてきているという状況です。

○西銘純恵委員 沖縄は周りにサンゴ礁がありますから、当たり前だという感覚で見るとか、それとも大浦湾の変ったアオサンゴの大きさもそうですよ、類を見ないということを感じられたと思います。本当は、どんなアオサンゴでしたかということをお話ししてほしいのですけれども。種も石垣市白保のと違って単体だということを言われているようなのですが、大浦湾にあるアオサンゴの特徴、これについて説明をしていただきたいのですけれども。

○久田友弘自然保護課長 アオサンゴについては、県内でもいろいろとこれがあるというものについてはわかってきておりますけれども、石垣市白保のアオサンゴ群落、あるいは沖縄島の周辺とか、西表島、慶良間諸島各地でも確認をされているところです。大浦湾のほうにつきましては、やはり礁斜面の外側から内に向かうようなイメージ、形としては。そういう形で林立しているというイメージということで、我々としてはそういう状況のものの認識を持っております。

○西銘純恵委員 写真も持っているとおっしゃったのですが、一部白化しているときの写真と比べて回復されているというのですよ。白化がもとに戻って、健全な状況のアオサンゴを、またごらんになったらその価値といいますか、もっと認識できるのかなという感じはしていますけれども、この陳情者の皆さんからのパンフレットはもらっていらっしゃるのでしょうか。要請された方のアオサンゴのパンフレットです。カラフルでいろんな生物がいるし、本当に生物多様性の大もとのサンゴかなと。私どもは竜宮城にいるみたいだという表現をするのですけれども。どうですか、視覚的に。文化環境部長もごらんになっているのでしょうか、写真は。

○久田友弘自然保護課長 NPO法人がリーフチェックをしていただいたものに関しては見ております。

○西銘純恵委員 サンゴについて、ほかの都道府県と比べて沖縄はサンゴそのものを一沖縄の特徴ということは、県民自体がサンゴというのは沖縄にあって沖縄を代表するものだという認識があると思うのですけれども、それについてはどうですか。

○久田友弘自然保護課長 サンゴ礁は沖縄の自然の生態系の基盤ということで、やはり生物多様性の保全、あるいは漁業資源、観光資源として多様な価値を有していると、そう認識をしております。

○西銘純恵委員 保護区に指定をしてほしいと、単刀直入に要請があるのですけれどもいかがでしょうか。

○久田友弘自然保護課長 このアオサンゴの群落に関しましては、NPO法人

の皆さんの貴重な調査結果があるということであるわけですが、やはり保護区の設定ということになりますと、陸から海域の面的な広がりでありますとか、自然の優位性—いわゆるほかの海域、そういったサンゴ等の優位性、そういったところからの部分を勘案して、サンゴの資質がどうなのかということがまずあります。さらにそれに加えて、地域の方々の合意形成とか、あるいは専門家の意見、それから市町村の意見、そういった関係者の方々の意見を十分勘案して、そういったものがなされるものではないかと考えています。

○西銘純恵委員 そのような考えはきちんと皆さん書いているのですが、先ほどの漁業や、観光など3点ほど挙げましたよ。それで、保護区に前向きにやりたいという思いがあるのか、県としてこれを大事なものとして保護区にしたいけれども、これが解決しなければならない問題が幾つかあって、それで専門家の声を聞くとかなんとか、それで言っているのですか。

○久田友弘自然保護課長 この保護区というのは、海洋保護区ということになりますと、基本的には法的な部分が伴うということになりますので、先ほど申し上げたようにいろんな条件があろうかと思っています。それから現在、サンゴに関する保護対策ということに関しましては、これは沖縄県漁業調整規則というものがございまして、その中で漁業の保全とサンゴの保護の観点からアオサンゴ等の採捕の禁止とか—これはもちろん販売も禁止ですが、そういう形での保護対策というものはあります。

○西銘純恵委員 後で示していただきたいと思うのですが、この区域の保護指定というものについて、去年9月にこの陳情が、要請が出されて、一度だけ白化の問題で行きましたということなのですが、実際はサンゴの採捕について、ある意味では保護されているということを言われたのですが、このアオサンゴを丸ごと保護するということが今出されているわけですよ。その部分を多分、海域を特定してということになると思うのですよ。だからそれは、行政手続上というのかな、どこの海域にするとかの線引きとかそういう問題の難しさがあるのでしょうか。問題がどこにあるのか。

○久田友弘自然保護課長 今のところ法的に保全をされていると、いわゆる海中特別地区とかありますけれども、今現在ありますのは西表島の崎山湾という、その周辺にはもう人の影もないようなところですよ。舟浮から船で移動するところなのですが、そのほうにはアザミサンゴの大群集が多数存在しているとい

うことで、そこは世界最大級ではないかと、大変学術的に評価されたというところがございます。

○西銘純恵委員 それも保護区とか、そういう指定はしていないということですか。そこはやっているということですか。

○久田友弘自然保護課長 そこは自然環境保全地域、これは法律に基づいて海中特別地区という形で指定されているということです。

○西銘純恵委員 そうしますと、向こうにもそういう保全も含めて保護をするという形の規制をかけた。大浦湾で、このアオサンゴを保護するための何らかの保全とか、保護をするための法的な手だてを検討したことはあるのですか。

○久田友弘自然保護課長 先ほど申し上げましたように、そういったサンゴの資質という問題点からしますと、こういったいろんな地域の中での自然のサンゴの優位性、それから希少性、あるいは学術性というような、サンゴ自体の資質の問題というところがあるわけですが、今、私どものほうではサンゴの全県的な調査をしております。これは、ことしから3年をかけて離島を含めて調査をしていくわけですけれども、その中でやはりそういう自然の優位性、希少性、そういったものがあるものに関しては、一定の把握はできるのかなと考えております。

○西銘純恵委員 過去に白化もして、そのまま白化が続いたら、またサンゴそのものが死滅部分になるのかなと、そういうことも経験しているわけですよ。だから、沖縄全体のサンゴを今調査中だからということをおっしゃっているのですけれども、やっぱり目の前に貴重なサンゴが出てきたと。そして、世界的な専門家の皆さんからは、本当に保護するという形で出ているわけですよ。けれども、沖縄県で地元にいる私たちがこれをいろんな保護協会とか、そういうサンゴや自然を大事にしている皆さんから見れば貴重だと、保護をして当たり前なのにやってくれていないと指摘があるというものを、住んでいる私たち県民が保護をするという立場に立てないのか、すぐできないのですか。

○知念建次文化環境部長 久田自然保護課長がお答えしますとおり、今はまだ調査をする必要性がなお残っているということなのですよ。いわゆる学術的な調査とか、先ほど崎山湾の自然環境保全地域での海中特別地区のお話がありま

したけれども、それと同レベルか、あるいはどういう形で情報収集ができるかということも踏まえて、今、専門家の方々の意見とか、あるいは先ほど言った我々がやっている全県調査等も踏まえて、そういう調査等を踏まえた上で検討する必要があるということでございます。

○西銘純恵委員 調査についてお尋ねします。このアオサンゴについて、どのような調査、特別にこれを保護に指定するかどうかも含めて、調査していないので、まだできていないということであれば、どのような調査の計画を持って一度だけしか見ていないということも、本当に遅いではないのかという思いもあるわけですよ。では、専門的に潜ってもらってこの専門の方を、急いでやろうと思えばどうなのかということはあるわけですよ。だから、その調査計画、このアオサンゴの調査計画について持っているのか、いつまでにやるというような計画そのものがあるのかどうか。

○久田友弘自然保護課長 アオサンゴには特化した形での調査というものは、今のところまだ考えておりませんし、実施もしていないと。ただ、知念文化環境部長からありましたように、今全県のリーフ、礁斜面、礁縁、それから礁池内の代表的なところを調査している最中でございます。そして、それにつきましては、離島にもまたいいところもあるかもしれませんので、そういった離島も含めて同じような精度でもって調査をしていくと、そういう形で今進めているところでございます。

○西銘純恵委員 私が指摘しているのは、県内にサンゴが400種を超えるとあるようですけれども、それを県の計画で調査が済んだらどうするというのを言われているのですけれども、この自然保護団体とか、そういう専門の団体の皆さんは、本当に世界的に見ても貴重だということをやっている、これを優先的に保護区指定ということでやってほしいという要請なのです。それで、この大浦湾のアオサンゴに特化して調査をやるべきではないですかと。その調査計画、そして優位性や希少性と先ほど言われましたが、そこら辺の調査を先にやる計画を持っていないのですかということなのです。

○久田友弘自然保護課長 ここら辺が、今全県の調査、沖縄本島周辺、宮古海域、八重山海域、それからそれ以外の離島も含めて調査を始めているということなので、そこら辺の中から、どこがどういう種があってどういうことになっているかというものを、我々としては客観的に把握をしていき

いと考えています。

○西銘純恵委員 私は、この大浦湾が、本当は専門的に見ても貴重だと言われていて、種も一つしかないと、いろんな種が重なっている、石垣市白保とも違うという指摘がありながら、先にそういう調査をすとか動きがないのは、逆に言えば大浦湾の埋め立て、基地建設がありますよ。これがある意味では保護指定とか、これを保全していくというものにストップをかけているのかなと、逆にその面からなのかなと勘ぐるのですよ。これについてはどうなのでしょう、知念文化環境部長。また関係ないのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 大浦湾のアオサンゴが発見されたのも最近ですし、我々が全県調査を始めたのも平成21年度からなもので、ある意味ではタイミング的に、全県調査をやられる中で大浦湾の調査もやれるということで、それと全県調査をやる中で、他地域との比較もできますので、その中で検討していきたいということでございまして、今おっしゃる名護市辺野古云々ということは、あの地域においてそういう現象があるというのは十分承知しています。ただ、我々はこの調査については、全県調査をやる中で、大浦湾の最近発見されたアオサンゴ、あるいは大浦湾の状況も踏まえて調査をして検討していきたいということでございますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

○西銘純恵委員 全県調査はいつまでに終わりますか。

○知念建次文化環境部長 今、平成23年度までに全県調査を終える予定です。

○西銘純恵委員 その後どうするということが出てくるということですか。

○知念建次文化環境部長 ある面、全県一斉にやれるわけではありませんので、来年は本島ですので、その中の調査結果等も踏まえて検討できる時期にきたら、それは検討も早目に開始できる可能性もあります。

○西銘純恵委員 優先的にサンゴのほうから取り上げていただきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案・請願及び陳情等の採決について協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第10号議案沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第10号議案沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(可否同数)

○赤嶺昇委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、乙第10号議案については否決と裁決いたします。

よって、乙第10号議案は否決されました。

次に、乙第24号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第24号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第11号議案及び乙第14号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案及び乙第14号議案の議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、請願及び陳情等の採決を行います。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情98件とお手元に配付してあります所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇